

令02原機（科保）080
令和2年10月20日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付け令02原機（科保）027をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

令和2年5月11日付け令02原機（科保）027をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書のうち、別表（原子炉施設保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。なお、別紙1においては令和2年9月24日付け原規規発第2009244号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、本補正を含む全ての変更の内容を示す。なお、補正の内容は以下のとおり。

(1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

- 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈における要求事項を踏まえた記載の明確化（第1編第17条）
- 2) 火災発生時に講ずべき措置の明確化（第1編第39条、第3編第32条の2、第4編第14条の2、第5編第59条の2、第6編第18条の2、第7編第52条の2、第8編第34条の2、第9編第35条の2、第11編第39条の2及び第12編第12条の2）
- 3) 管理区域の解除において実施すべき事項に係る記載の変更（第2編第12条の2）
- 4) 管理区域から退出する者に係る表面汚染密度の基準を明確化（第2編第14条）
- 5) 管理区域から核燃料物質等の搬出をする際に講ずべき事項に係る記載の明確化（第2編第43条、第44条及び第49条）
- 6) 排気監視設備、排水監視設備及び放射線測定器の使用方法に係る記載を明確化（第2編別表第15、第3編別表第16及び別表第17、第4編別表第5及び別表第6、第5編別表第25から別表第27まで、第6編別表第6及び別表第7、第7編別表第23及び別表第24、第8編別表第11及び別表第12、第9編別表第12及び別表第13、第11編別表第19及び別表第20並びに第12編別表第4及び別表第5）
- 7) 核燃料の貯蔵等に際して、臨界に達しないようにする措置に係る記載の明確化（第5編第33条から第35条まで及び第37条から第39条まで、第6編第12条から第14条まで、第7編第30条から第32条まで、第34条及び第35条、第8編第24条から第28条まで、第9編第25条から第29条まで並びに第11編第28条から第30条まで）
- 8) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制の追加（第2編第36条の2）
- 9) 人命救助及び避難誘導の対象者を明確化（第1編第44条）
- 10) 緊急事態発生後の措置の追加（第1編第44条の2）
- 11) 設計想定事象等に係る措置に係る記載の明確化（第1編第39条及び第7編第5条）
- 12) 経営責任者に報告すべき事象の明確化（第1編第51条）
- 13) 検査を実施する要員の明確化（第1編第16条の3）
- 14) 施設管理目標に係る記載の適正化（第1編第30条の5及び第30条の9、第2編第37条の3及び第39条、第3編第22条の8及び第27条、第4編第9条、第5編第27条の3及び第28条、第6編第7条、第7編第24条の3及び第25条、第8編第18条の3及び第19条、第9編第19条の3及び第20条、第11編第22条の3及び第23条並びに第12編第5条）

(2) 記載の適正化

- 1) 敷地の変更に伴う適正化 (第1編別図第2)
- 2) 原子炉施設保安規定の変更認可事項の反映 (第1編、第2編及び第3編)

2. 補正の理由

(1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴う変更

- 1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈における要求事項を踏まえた活動を明確化するため。
- 2) 火災発生時に講ずべき措置を明確化するため。
- 3) 管理区域の解除において実施すべき事項に係る記載を明確化するため。
- 4) 管理区域から退出する者に係る表面汚染密度の基準を明確化するため。
- 5) 管理区域から核燃料物質等の搬出をする際に講ずべき事項に係る記載を明確化するため。
- 6) 排気監視設備、排水監視設備及び放射線測定器の使用方法を明確化するため。
- 7) 核燃料の貯蔵等に際して、臨界に達しないようにする措置に係る記載を明確化するため。
- 8) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制を明確化するため。
- 9) 人命救助及び避難誘導の対象者を明確化するため。
- 10) 緊急事態発生後の措置は、原子力事業者防災業務計画によることを明確化するため。
- 11) 設計想定事象に応じて講ずべき措置の明確化のため。
- 12) 理事長に報告する法令報告事象に準ずる事象を明確化するため。
- 13) 検査を実施する要員の独立性を明確化するため。
- 14) 施設管理目標に係る記載を関係規則と整合した記載に変更するため。

(2) 記載の適正化

- 1) 令和2年8月21日付け原規規発第2008214号をもって設置変更許可を受けた原子力科学研究所の敷地変更に伴い記載を適正化するため。
- 2) 令和2年5月15日付け原規規発第2005152号及び令和2年9月24日付け原規規発第2009244号による原子炉施設保安規定の認可事項を反映するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第 1 編 総則)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (第6条-第10条)</p> <p>第2節 委員会 (第11条-第13条)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (第14条-第16条)</p> <p>第3章 品質保証 (第17条-第26条の3)</p> <p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (第27条-第30条)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理 (第30条の2-<u>第30条の4</u>)</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 (第31条)</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 (第32条-第33条)</p> <p>第7章 原子炉施設の定期的な評価 (第34条-第38条)</p> <p>第8章 非常の場合に<u>採るべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (第39条)</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置 (第40条-第41条)</p> <p>第3節 非常事態の措置 (第42条-第45条)</p> <p>第4節 隣接する原子炉施設事業所との関係 (第46条)</p> <p>第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (第47条)</p> <p>第10章 記録及び報告 (第48条-第51条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下「法」という。) 第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「機構」という。) 原子力科学研究所 (以下「研究所」という。) における次に掲げる原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 放射性廃棄物処理場及び汚染除去場(以下「廃棄物処理場」という。)</p> <p>(2) JRR-2原子炉施設 (以下「JRR-2」という。)</p> <p>(3) JRR-3原子炉施設 (以下「JRR-3」という。)</p> <p>(4) JRR-4原子炉施設 (以下「JRR-4」という。)</p> <p>(5) NSRR原子炉施設 (以下「NSRR」という。)</p> <p>(6) 軽水臨界実験装置 (以下「TCA」という。)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務 (第6条-第10条)</p> <p>第2節 委員会 (第11条-第13条)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (第14条-第16条)</p> <p><u>第4節 独立検査組織 (第16条の2-第16条の3)</u></p> <p>第3章 品質<u>マネジメント計画</u> (第17条-第26条の3)</p> <p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (第27条-第30条)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理 (第30条の2-<u>第30条の12</u>)</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 (第31条)</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 (第32条-第33条)</p> <p>第7章 原子炉施設の定期的な評価 (第34条-第38条)</p> <p>第8章 非常の場合に<u>講ずべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (第39条)</p> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置 (第40条-第41条)</p> <p>第3節 非常事態の措置 (第42条-第45条)</p> <p>第4節 隣接する原子炉施設事業所との関係 (第46条)</p> <p>第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (第47条)</p> <p>第10章 記録及び報告 (第48条-第51条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号。以下「法」という。) 第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「機構」という。) 原子力科学研究所 (以下「研究所」という。) における次に掲げる原子炉施設の保安に関する基本的事項を定め、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 放射性廃棄物処理場及び汚染除去場(以下「廃棄物処理場」という。)</p> <p>(2) JRR-2原子炉施設 (以下「JRR-2」という。)</p> <p>(3) JRR-3原子炉施設 (以下「JRR-3」という。)</p> <p>(4) JRR-4原子炉施設 (以下「JRR-4」という。)</p> <p>(5) NSRR原子炉施設 (以下「NSRR」という。)</p> <p>(6) 軽水臨界実験装置 (以下「TCA」という。)</p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(7) 高速炉臨界実験装置 (以下「FCA」という。)</p> <p><u>(8) (削除)</u></p> <p>(9) 定常臨界実験装置 (以下「STACY」という。)</p> <p>(10) 過渡臨界実験装置 (以下「TRACY」という。)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長及び臨界ホット試験技術部長をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全・核セキュリティ統括部長は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的</p>	<p>(7) 高速炉臨界実験装置 (以下「FCA」という。)</p> <p>(8) 定常臨界実験装置 (以下「STACY」という。)</p> <p>(9) 過渡臨界実験装置 (以下「TRACY」という。)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 (昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。) 第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針 (以下「施設管理方針」という。)、施設管理の目標 (以下「施設管理目標」という。) 及び施設管理の実施計画 (以下「施設管理実施計画」という。) を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>第3条 (変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員及び職員に準ずる者として機構と雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「部長」とは、保安管理部長、工務技術部長、放射線管理部長、研究炉加速器技術部長、バックエンド技術部長、<u>臨界ホット試験技術部長及び原子力施設検査室長</u>をいう。</p> <p>(3) 「部長等」とは、部長及び部に準ずる組織の長をいう。なお、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は含まれない。</p> <p>(4) 「課長等」とは、課長及び課に準ずる組織の長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(6) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する課長をいう。</p> <p>(7) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的</p>	<p>号番号の繰り上げ</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（法第61条の2第1項の確認を受けた物は除く。）をいう。</p> <p>(13) 「燃料要素等」とは、燃料要素、燃料体及び燃料をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（原子炉施設内の廃棄物保管場所又は廃棄物処理場）に移す前段階の固体状の物をいう。</p> <p>(16) 「キャプセル等」とは、照射試料、キャプセル及び必要に応じて包装、熱媒体、ヒータ、センサ、測定・制御用配線等の構成部材から成る挿入物をいう。</p> <p>(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(21) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(22) 「放射能濃度確認対象物」とは、第1条第2項の原子炉施設において用いた資材その他の物であって、法第61条の2第1項の確認を受けようとするものをいう。</p> <p>(23) 「クリアランス検認責任者」とは、法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する業務を統括する者をいう。</p>	<p>に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域において、核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（法第61条の2第1項の確認を受けた物は除く。）をいう。</p> <p>(13) 「燃料要素等」とは、燃料要素、燃料体及び燃料をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生し、使用を止めて捨てる物であって、廃棄施設（原子炉施設内の廃棄物保管場所又は廃棄物処理場）に移す前段階の固体状の物をいう。</p> <p>(16) 「キャプセル等」とは、照射試料、キャプセル及び必要に応じて包装、熱媒体、ヒータ、センサ、測定・制御用配線等の構成部材から成る挿入物をいう。</p> <p>(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行うことが困難な事態であり、別表第2に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p><u>(21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</u></p> <p>(22) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(23) 「放射能濃度確認対象物」とは、第1条第2項の原子炉施設において用いた資材その他の物であって、法第61条の2第1項の確認を受けようとするものをいう。</p> <p>(24) 「クリアランス検認責任者」とは、法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する業務を統括する者をいう。</p>	<p></p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>以下、号番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>第5条 （省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （組織）</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p>	<p>(25) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(26) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(27) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(28) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項若しくは第26条第1項の許可又は法第43条の3の2第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、原子炉施設を設置し、及び維持するために策定する方針をいう。ただし、廃止措置対象施設においては、性能維持施設に係る方針をいう。</p> <p>(29) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき原子炉施設ごとの施設管理の目標をいう。施設管理目標には、重要度の高い設備について定量的に定めた目標を含める。</p> <p>(30) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいう。</p> <p>(31) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(32) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>第5条 （変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 （組織）</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は別図第1のとおりとする。 2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質保証活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質保証活動に関する業務の責任者として、品質保証活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質保証活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。</p> <p>(7) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質保証活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第8号から第12号（第10号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）</u>に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、<u>第10号</u>に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</p> <p>(8) 安全対策課長は、保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(9) 施設安全課長は、原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(10) 危機管理課長は、非常の場合に<u>採るべき措置</u>の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(11) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(12) 品質保証課長は、原子炉施設に関する品質保証活動の統括に係る事務及び原子</p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質<u>マネジメント</u>活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、原子炉施設の品質<u>マネジメント</u>活動に関する業務の責任者として、品質<u>マネジメント</u>活動に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質<u>マネジメント</u>活動の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 原子力科学研究所担当理事は、理事長を補佐し、研究所の原子炉施設の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質<u>マネジメント</u>活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) <u>契約部長は、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</u></p> <p>(7) 所長は、研究所における原子炉施設に係る保安活動を統括する。</p> <p>(8) <u>原子力施設検査室長は、第16条の2に定める独立検査の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) 保安管理部長は、所長を補佐し、原子炉施設に関する保安活動及び品質<u>マネジメント</u>活動に係る調整業務を行うとともに、<u>第10号から第14号（第12号に掲げる施設管理者が行う業務を除く。）</u>に掲げる業務を統括する。併せて、施設管理統括者として、<u>第12号</u>に掲げる施設管理者が行う業務を統括する。</p> <p>(10) 安全対策課長は、<u>研究所における安全文化の育成・維持活動並びに</u>保安管理部長が行う統括に関する庶務の業務及び放射線業務従事者等の教育訓練に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(11) 施設安全課長は、<u>研究所における関係法令及び規定の遵守並びに</u>原子炉施設に関する保安活動の統括に係る事務に関する業務を行う。</p> <p>(12) 危機管理課長は、非常の場合に<u>講ずべき措置</u>の事務及び異常時の通報に関する業務並びに施設管理者として、原子力科学研究所の共通施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(13) 核物質管理課長は、周辺監視区域の境界の管理及び周辺監視区域内の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設に関する品質<u>マネジメント</u>活動の統括に係る事務</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>以下、号番号の繰下げ</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 工務技術部長は、施設管理統括者として、<u>第14号から第16号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(14) 技術管理課長は、工務技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(15) 工務第1課長は、施設管理者として、JRR-3、NSRR、TCA、FCA、STACY、TRACY及び廃棄物処理場の特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務第2課長は、施設管理者として、JRR-2の特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(17) 放射線管理部長は、施設管理統括者として、<u>第18号から第21号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(18) 線量管理課長は、放射線管理部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、放射線測定機器の保守並びに放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務を行う。</p> <p>(19) 環境放射線管理課長は、周辺監視区域における放射線の測定、並びに風向及び風速、降雨量、大気温度の観測に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理第1課長は、施設管理者として、JRR-2、JRR-3及びJRR-4の放射線測定機器の運転並びに区域放射線管理担当課長として、線量当量率、線量当量、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの放射線測定機器の運転並びに区域放射線管理担当課長として、線量当量率、線量当量、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(22) 研究炉加速器技術部長は、施設管理統括者として、<u>第23号から第28号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(23) 計画調整課長は、研究炉加速器技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(24) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JRR-3の利用施設の運転及び保守並びにキャプセルの管理並びにJRR-4の利用施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(25) 研究炉技術課長は、核燃料管理者として、JRR-3の使用済燃料要素及び燃料体の管理並びにJRR-4からJRR-3へ搬出した使用済燃料要素の管理に関する業務を行う。</p>	<p>及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 工務技術部長は、施設管理統括者として、<u>第16号から第18号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(16) 技術管理課長は、工務技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(17) 工務第1課長は、施設管理者として、JRR-3、NSRR、TCA、FCA、STACY、TRACY及び廃棄物処理場の特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(18) 工務第2課長は、施設管理者として、JRR-2の特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(19) 放射線管理部長は、施設管理統括者として、<u>第20号から第23号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(20) 線量管理課長は、放射線管理部長が行う統括に関する庶務の業務並びに施設管理者として、放射線測定機器の保守並びに放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 環境放射線管理課長は、周辺監視区域における放射線の測定、並びに風向及び風速、降雨量、大気温度の観測に関する業務を行う。<u>また、施設管理者として、周辺監視区域における放射線測定機器の運転及び保守に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) 放射線管理第1課長は、施設管理者として、JRR-2、JRR-3及びJRR-4の放射線測定機器の運転及び保守並びに区域放射線管理担当課長として、線量当量率、線量当量、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(23) 放射線管理第2課長は、施設管理者として、廃棄物処理場、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの放射線測定機器の運転及び保守並びに区域放射線管理担当課長として、線量当量率、線量当量、表面密度、空気中の放射性物質の濃度及び気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務を行う。</p> <p>(24) 研究炉加速器技術部長は、施設管理統括者として、<u>第25号から第30号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(25) 計画調整課長は、研究炉加速器技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(26) 利用施設管理課長は、施設管理者として、JRR-3の利用施設の運転及び保守並びにキャプセルの管理並びにJRR-4の利用施設の保守に関する業務を行う。</p> <p>(27) 研究炉技術課長は、核燃料管理者として、JRR-3の使用済燃料要素及び燃料体の管理並びにJRR-4からJRR-3へ搬出した使用済燃料要素の管理に関する業務を行う。</p>	<p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(26) JRR-3管理課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設の運転及び保守、核燃料管理者として、燃料要素（使用済を除く。）、JRR-3の重水（反射体）及びJRR-4の重水の管理並びに区域管理者として、JRR-3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者として、未使用燃料要素の管理及び区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) NSRR管理課長は、施設管理者として、NSRRの本体施設の運転及び保守並びにNSRRで使用するキャプセル等の管理並びに核燃料管理者として、燃料要素の管理に関する業務を行う。また、区域管理者として、NSRRの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) バックエンド技術部長は、施設管理統括者及びクリアランス検認責任者として、<u>第30号</u>から<u>第33号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(30) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務、施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、第3編第20条第2項に基づく放射性廃棄物の運搬に限る。）並びに廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、前号の規定による運搬を除く。）、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに機器の汚染の除去に関する業務並びに放射能濃度確認対象物（昭和60年度から平成元年度にかけて行われたJRR-3の改造工事に伴って発生し、保管廃棄施設・NLに保管廃棄しているコンクリートに限る。）について、法第61条の2第2項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射性廃棄物管理第2課長は、施設管理者として、第3編別表第1の2に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p>	<p>(28) JRR-3管理課長は、施設管理者として、JRR-3の本体施設の運転及び保守、核燃料管理者として、燃料要素（使用済を除く。）、JRR-3の重水（反射体）及びJRR-4の重水の管理並びに区域管理者として、JRR-3の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者として、未使用燃料要素の管理及び区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) NSRR管理課長は、施設管理者として、NSRRの本体施設の運転及び保守並びにNSRRで使用するキャプセル等の管理並びに核燃料管理者として、燃料要素の管理に関する業務を行う。また、区域管理者として、NSRRの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) バックエンド技術部長は、施設管理統括者及びクリアランス検認責任者として、<u>第32号</u>から<u>第35号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(32) 高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務、施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、第3編第20条第2項に基づく放射性廃棄物の運搬に限る。）並びに廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>(33) 放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬（ただし、前号の規定による運搬を除く。）、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに機器の汚染の除去に関する業務並びに放射能濃度確認対象物（昭和60年度から平成元年度にかけて行われたJRR-3の改造工事に伴って発生し、保管廃棄施設・NLに保管廃棄しているコンクリートに限る。）について、法第61条の2第2項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射性廃棄物管理第2課長は、施設管理者として、第3編別表第1の2に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>る業務を行う。</p> <p>(33) 廃止措置課長は、施設管理者として、JRR-2の廃止措置の管理及び区域管理者として、JRR-2の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 臨界ホット試験技術部長は、施設管理統括者として、<u>第35号</u>から<u>第37号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(35) ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(36) 臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料及びVHTRC施設から引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。ただし、STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転に関する業務を行わない。</p> <p>(37) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、TCA及びFCAの本体施設に係る運転及び保守、核燃料管理者として、TCA及びFCAにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、TCA及びFCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質<u>保証</u>活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質<u>保証</u>の考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(運転長の設置)</p> <p>第9条 第7条第1項<u>第37号</u>に定める臨界技術第2課長の業務のうち、TCA及びFCAに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にTCA運転長及びFC</p>	<p>る業務を行う。</p> <p>(35) 廃止措置課長は、施設管理者として、JRR-2の廃止措置の管理及び区域管理者として、JRR-2の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 臨界ホット試験技術部長は、施設管理統括者として、<u>第37号</u>から<u>第39号</u>に掲げる業務を統括する。</p> <p>(37) ホット使用施設管理課長は、臨界ホット試験技術部長が行う統括に関する庶務の業務を行う。</p> <p>(38) 臨界技術第1課長は、施設管理者として、STACYの本体施設の運転及び保守の管理、核燃料管理者として、燃料及びVHTRC施設から引き渡された使用済燃料の管理並びに区域管理者として、STACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、TRACYの本体施設の廃止措置の管理及び区域管理者として、TRACYの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。ただし、STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転に関する業務を行わない。</p> <p>(39) 臨界技術第2課長は、施設管理者として、TCA及びFCAの本体施設に係る運転及び保守、核燃料管理者として、TCA及びFCAにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、TCA及びFCAの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質<u>マネジメント</u>活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質<u>マネジメント</u>の考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 (変更なし)</p> <p>(運転長の設置)</p> <p>第9条 第7条第1項<u>第39号</u>に定める臨界技術第2課長の業務のうち、TCA及びFCAに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にTCA運転長及びFC</p>	<p></p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>号番号の繰下げによる変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>A運転長を置く。 2 運転長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転長代理を置く。 3 運転長及び運転長代理は、所長が指名する。</p> <p>第10条（省略）</p> <p>第2節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第11条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項 ② 原子炉施設の定期的な評価の結果 (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質保証活動の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第11条の2（省略）</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第12条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項 (2) この規定の改定に関する事項 (3) 原子炉施設の設計及び工事の<u>方法</u>の認可申請等に関する事項 (4) 原子炉施設の運転、保守及び利用に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項 (5) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (6) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項 (7) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請に関する事項 (8) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p>	<p>A運転長を置く。 2 運転長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転長代理を置く。 3 運転長及び運転長代理は、所長が指名する。</p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>第2節 委員会 （中央安全審査・品質保証委員会）</p> <p>第11条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。 2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項 ① 原子炉の設置許可及びその変更に関する重要事項 ② 原子炉施設の定期的な評価の結果 (2) 事故又は非常事態に関する重大事項 (3) 品質<u>マネジメント</u>活動の基本事項 (4) その他、理事長の諮問する事項 3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。 4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p> <p>第11条の2（変更なし）</p> <p>（原子炉施設等安全審査委員会の審議事項）</p> <p>第12条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項（<u>法第23条第2項第9号に係る事項を除く。</u>） (2) この規定の改定に関する事項（<u>第17条に係る事項を除く。</u>） (3) 原子炉施設の設計及び工事の<u>計画</u>の認可申請等に関する事項 (4) 原子炉施設の運転、保守及び利用に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項 (5) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項 (6) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項 (7) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請に関する事項 (8) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項</p>	<p></p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考																								
<p>(9) その他所長からの諮問事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申し又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第13条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質保証活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質保証活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 所長の諮問する事項</p> <p>(3) その他品質保証活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="252 1291 1009 1570"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 3</td> <td>J R R - 3 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>N S R R</td> <td>N S R R 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>T C A</td> <td>T C A 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>F C A</td> <td>F C A 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>S T A C Y</td> <td>S T A C Y 原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。</p> <p>3 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。</p> <p>4 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下こ</p>	施設	原子炉主任技術者	J R R - 3	J R R - 3 原子炉主任技術者	N S R R	N S R R 原子炉主任技術者	T C A	T C A 原子炉主任技術者	F C A	F C A 原子炉主任技術者	S T A C Y	S T A C Y 原子炉主任技術者	<p>(9) その他所長からの諮問事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申し又は意見を具申することができる。</p> <p>3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。</p> <p>(品質保証推進委員会の審議事項)</p> <p>第13条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) 所長の諮問する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項(法第23条第2項第9号に係る事項に限る。)</p> <p>(4) この規定の改定に関する事項(第17条に係る事項に限る。)</p> <p>(5) その他品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の報告又は答申を尊重するものとする。</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1282 1291 2039 1570"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R R - 3</td> <td>J R R - 3 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>N S R R</td> <td>N S R R 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>T C A</td> <td>T C A 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>F C A</td> <td>F C A 原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>S T A C Y</td> <td>S T A C Y 原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。</p> <p>3 <u>周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、J R R - 3 原子炉主任技術者とする。</u></p> <p>4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。</p> <p>5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下こ</p>	施設	原子炉主任技術者	J R R - 3	J R R - 3 原子炉主任技術者	N S R R	N S R R 原子炉主任技術者	T C A	T C A 原子炉主任技術者	F C A	F C A 原子炉主任技術者	S T A C Y	S T A C Y 原子炉主任技術者	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>以降項番号の繰下げ</p>
施設	原子炉主任技術者																									
J R R - 3	J R R - 3 原子炉主任技術者																									
N S R R	N S R R 原子炉主任技術者																									
T C A	T C A 原子炉主任技術者																									
F C A	F C A 原子炉主任技術者																									
S T A C Y	S T A C Y 原子炉主任技術者																									
施設	原子炉主任技術者																									
J R R - 3	J R R - 3 原子炉主任技術者																									
N S R R	N S R R 原子炉主任技術者																									
T C A	T C A 原子炉主任技術者																									
F C A	F C A 原子炉主任技術者																									
S T A C Y	S T A C Y 原子炉主任技術者																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>の編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務)</p> <p>第15条 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は原子力科学研究所担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類 (以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第49条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p><u>(5) 法令に基づき行う施設定期検査等に原則として立会う。</u></p> <p>(6) 第51条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(7) 第32条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(8) 原子炉施設等安全審査委員会において、当該原子炉施設に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(9) 当該原子炉施設に関し、この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(10) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。</p> <p>(11) 原子炉施設の廃止措置計画の作成に参画する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第15条の2 廃止措置施設保安主務者は、当該原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法令に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第49条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p><u>(5) 法令に基づき行われる保安規定の遵守状況の検査等に原則として立会う。</u></p> <p>(6) 第51条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(7) 第32条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p>	<p>の編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。</p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務)</p> <p>第15条 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は原子力科学研究所担当理事に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法及び法に關係する規則類 (以下「法令」という。)に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第49条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) 第51条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 第32条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p> <p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会において、当該原子炉施設に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(8) 当該原子炉施設に関し、この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(9) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認する。</p> <p>(10) 原子炉施設の廃止措置計画の作成に参画する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の職務)</p> <p>第15条の2 廃止措置施設保安主務者は、当該原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対して意見を具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。</p> <p>(3) 法令に基づく定期報告を確認する。</p> <p>(4) 第49条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(5) 第51条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。</p> <p>(6) 第32条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う削除、以下、号番号の繰上げ</p> <p>検査制度の見直しに伴う削除、以下、号番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(8) 原子炉施設等安全審査委員会において、当該原子炉施設に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(9) 当該原子炉施設に関し、この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(10) 原子炉施設の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>第3章 品質保証 (品質保証計画の策定)</p> <p>第17条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、トップマネジメントとして次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 品質保証計画の策定の目的に関すること。</p> <p>(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>(3) 品質保証活動の実施に関すること。</p> <p>(4) 品質保証活動の評価に関すること。</p> <p>(5) 品質保証計画の継続的な改善に関すること。</p> <p>(6) 文書及び記録の管理に関すること。</p>	<p>(7) 原子炉施設等安全審査委員会において、当該原子炉施設に関し審議する場合は、原則として出席する。</p> <p>(8) 当該原子炉施設に関し、この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。</p> <p>(9) 原子炉施設の廃止措置計画の改正に参画する。</p> <p>第16条 (変更なし)</p> <p>第4節 独立検査組織 (独立検査組織の設置)</p> <p>第16条の2 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査(以下「独立検査」という。)を行うために、研究所に独立検査を行う組織として原子力施設検査室を設置する。</p> <p>(事業者検査の独立性の確保等)</p> <p>第16条の3 所長並びに原子炉施設の運転・保守担当課及びその部長は、独立検査を行う組織の活動に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>2 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、検査の独立性の確保の観点から、検査対象となる設備等の運転・保守管理に従事していない者に検査を実施させなければならない。</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更 以下、この章において同じ</p> <p>品質マネジメント計画は、別添に示す。</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p><u>(品質保証活動の実施)</u></p> <p><u>第18条 理事長は、第7条第1項第2号から第37号に掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</u></p> <p><u>2 第7条第1項第2号から第37号に掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</u></p> <p><u>第19条 所長、部長及び課長は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 所長、部長及び課長は、前項に基づく保安活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 所長及び部長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行わなければならない。</u></p> <p><u>(検査及び試験)</u></p> <p><u>第20条 理事長は、品質保証計画に、検査及び試験について定めなければならない。</u></p> <p><u>2 施設管理統括者は、前項に基づき、検査及び試験の管理の方法を定めなければならない。</u></p> <p><u>3 施設管理者は、第1項及び前項に基づき、検査及び試験の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(内部監査)</u></p> <p><u>第21条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させなければならない。</u></p> <p><u>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施しなければならない。</u></p> <p><u>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、研究所においては原子力科学研究所担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示しなければならない。</u></p> <p><u>6 安全・核セキュリティ統括部長又は原子力科学研究所担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告しなければならない。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施しなければならない。</u></p>	<p><u>第18条 ～ 第26条の3 (削除)</u></p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p><u>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合には、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(不適合管理)</u></p> <p><u>第 22 条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</u></p> <p><u>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合には、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 部長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第 51 条に定める事象が発生した場合</u></p> <p><u>(2) この規定に適合しない事項が発生した場合</u></p> <p><u>(3) その他部長が所長に報告する必要があると判断した場合</u></p> <p><u>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(是正処置)</u></p> <p><u>第 22 条の 2 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不適合の内容確認に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の原因特定に関すること。</u></p> <p><u>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p><u>(4) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(5) 採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p><u>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p><u>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 部長は、前項の是正処置のうち、前条第 3 項の不適合に関する是正処置を所長に報告しなければならない。</u></p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p><u>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(予防処置)</u></p> <p><u>第 23 条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</u></p> <p><u>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</u></p> <p><u>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</u></p> <p><u>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</u></p> <p><u>(6) 他の組織から得られた原子炉の運転等に係る技術情報について、自らの施設の保安の向上にいかすための措置に関すること。</u></p> <p><u>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第 22 条第 4 項の報告及び前条第 4 項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行わなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証計画の継続的な改善)</u></p> <p><u>第 24 条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年 1 回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 内部監査の結果</u></p> <p><u>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p><u>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u></p> <p><u>(4) 是正処置及び予防処置の状況</u></p> <p><u>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p><u>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p><u>(7) 品質保証活動の改善のための提案</u></p> <p><u>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、必要な改善事項を、統括監査の職、管理責任者、原子力科学研究所担当理事及び安全・核セキュリティ統括部長に指示しなければならない。</u></p> <p><u>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善しなければならない。</u></p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p><u>(文書及び記録の管理)</u></p> <p><u>第25条 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、品質保証計画に基づき、文書及び記録の管理の方法に関し、以下の事項を定めなければならない。</u></p> <p><u>(1) この規定に定める保安に必要な文書及び記録に関すること。</u></p> <p><u>(2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関すること。</u></p> <p><u>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関すること。</u></p> <p><u>2 第7条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(品質保証に関する教育)</u></p> <p><u>第26条 理事長は、管理責任者に別表第4に掲げる教育を実施させなければならない。</u></p> <p><u>2 所長は、内部監査員に別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 部長は、所掌する原子炉施設の保安活動に常時従事する者に対し、別表第4に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(保安管理部安全審査会)</u></p> <p><u>第26条の2 保安管理部内に、部内安全審査会を設置する。</u></p> <p><u>2 部内安全審査会は、次の各号に係る事項について保安管理部長の諮問に応じ審議しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第30条の3第1項に定める変更計画</u></p> <p><u>(2) 原子力科学研究所の共通施設の品質保証に関する事項</u></p> <p><u>(3) 第26条の3第1項に定める手引</u></p> <p><u>3 保安管理部長は、部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p><u>(手引の作成)</u></p> <p><u>第26条の3 危機管理課長は、共通施設の保守に関する業務を施行するため共通施設管理手引を作成し、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p><u>2 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 保安管理部長は、第1項の承認をしたときは所長に報告しなければならない。</u></p>		<p>第4章の2に記載を移動</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (省略)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理</p> <p>(共通施設の維持点検)</p> <p>第30条の2 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設を備え付けるとともに、その機能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。また、故障又は経年劣化による機器の性能の低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p>2 危機管理課長は、別図第2に示すとおり、敷地内通信連絡設備を配置しなければならない。</p> <p>3 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設を同表に定める頻度以上で点検しなければならない。</p> <p>4 危機管理課長は、前項の点検を行った結果、共通施設に故障又は経年劣化による機器の性能の低下が生じた場合であって、直ちに修理又は代替品を補充できないと認めるときは、保安管理部長、共通施設原子炉主任技術者及び関係する施設管理者に通報するとともに、その原因を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p>	<p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (変更なし)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理 <u>(手引の作成)</u></p> <p><u>第30条の2 危機管理課長は、共通施設の保守に関する業務を施行するため共通施設管理手引を作成し、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>2 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 保安管理部長は、第1項の承認をしたときは所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(共通施設の維持点検)</p> <p>第30条の3 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設を備え付けるとともに、その機能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。また、故障又は経年劣化による機器の性能の低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p>2 危機管理課長は、別図第2に示すとおり、敷地内通信連絡設備を配置しなければならない。</p> <p>3 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設を同表に定める頻度以上で点検しなければならない。</p> <p>4 危機管理課長は、前項の点検を行った結果、共通施設に故障又は経年劣化による機器の性能の低下が生じた場合であって、直ちに修理又は代替品を補充できないと認めるときは、保安管理部長、共通施設原子炉主任技術者及び関係する施設管理者に通報するとともに、その原因を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p><u>第30条の4 保安管理部長は、共通施設について、第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第30条の5 危機管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえて、共通施設のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、前項の定量的な施設管理目標について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>記載場所の変更による条番号の変更</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
	<p><u>3 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p><u>第30条の6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 共通施設の巡視(共通施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><u>ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 共通施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 危機管理課長は、第1項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p><u>第30条の7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第30条の8 危機管理課長は、共通施設について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(共通施設の変更に係る措置)</p> <p>第30条の3 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設の設置場所、対象機器又は数量の変更を行おうとする場合において、その変更が<u>設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした変更計画を作成し、保安管理部長の同意を得るものとし、同意した保安管理部長は所長の承認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>変更をする施設、装置又は機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>変更の内容</u></p>	<p><u>行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第30条の9 原子力施設検査室長は、<u>共通施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u>ただし、<u>第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>施設管理目標</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>危機管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、危機管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>危機管理課長は、前項の通知を受けたときは、保安管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、共通施設原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(共通施設の変更に係る措置)</p> <p>第30条の10 危機管理課長は、別表第1の2に掲げる共通施設の設置場所、対象機器又は数量の変更を行おうとする場合において、その変更が<u>法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした変更計画を作成し、保安管理部長の確認を受けるものとし、確認した保安管理部長は所長の承認を受けなければならない。</u>これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>変更する施設、装置又は機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>変更の内容</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(3) 予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 危機管理課長は、第1項の承認を受けたときは、当該変更に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>(共通施設の変更の報告)</p> <p>第30条の4 危機管理課長は、前条の定めにより作成した変更計画の作業が終了したときは、その結果を保安管理部長に報告するとともに、当該変更に関係のある<u>本体施設の施設管理者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(3) 予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 危機管理課長は、第1項の承認を受けたときは、当該変更に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第30条の11 原子力施設検査室長は、共通施設の使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>変更する施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>変更の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>変更する施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、危機管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 危機管理課長は、前項の通知を受けたときは、保安管理部長に報告するとともに、関係のある部長等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、共通施設原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(共通施設の変更の報告等)</p> <p>第30条の12 <u>原子力施設検査室長は、第30条の9第5項及び第30条の11第5項の確認を受けたときは、その結果を危機管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、第30条の9の定期事業者検査を終了したとき、第30条の10の共通施設の変更に係る作業及び前条の使用前事業者検査が終了したときは、その</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>2 保安管理部長は、前項の報告を受けたときは、共通施設原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 （省略）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第32条 所長は、原子炉施設の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画及び第26条第3項に定める品質保証に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に基づく保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育の免除をするに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、当該原子炉施設の運転及び管理、その他原子炉を利用する業務に新たに従事する者に対して、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>第33条 （省略）</p>	<p>結果を保安管理部長に報告するとともに、関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>3 保安管理部長は、前項の報告を受けたときは、共通施設原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 （変更なし）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第32条 所長は、原子炉施設の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に基づく保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育の免除をするに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、当該原子炉施設の運転及び管理、その他原子炉を利用する業務に新たに従事する者に対して、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>第33条 （変更なし）</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第7章 原子炉施設の定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第34条 所長は、<u>試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則</u> (昭和32年総理府令第83号。以下「<u>試験炉規則</u>」という。) 第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設の定期的な評価を、施設管理統括者に実施させなければならない。</p> <p><u>(1) 保安活動に関する評価</u></p> <p><u>(イ) 原子炉施設における保安活動の実施状況の評価について、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u></p> <p><u>(ロ) 原子炉施設における保安活動への最新技術知見の反映状況の評価について、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 高経年化に関する評価</u></p> <p><u>(イ) 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的な評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</u></p> <p>第35条 ～ 第37条 (省略)</p> <p>(高経年化に関する評価に基づく<u>保全計画</u>の策定)</p> <p>第38条 施設管理統括者は、第34条第2号の高経年化に関する評価の結果に基づき、評価後10年間の<u>保全計画</u>を策定し、所長の承認を受けなければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合には、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、前項の承認をした場合、<u>保全計画</u>に基づき保全の措置を実施しなければならない。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項に基づき実施した保全活動の実施状況について、<u>施設定期検査</u>終了後速やかにとりまとめ、所長及び原子炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>第8章 非常の場合に<u>採るべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (事前の措置)</p> <p>第39条 所長は、非常の場合(火災等社会的影響のあり<u>うる</u>事象、第51条に定める事象及び別表第2に定める非常事態に該当する事象が発生した場合)に対処するため、</p>	<p>第7章 原子炉施設の定期的な評価 (定期的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第34条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設(<u>廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設を除く。</u>)の<u>保安活動に関する定期的な評価を、施設管理統括者に実施させなければならない。</u></p> <p><u>(1) 原子炉施設における保安活動の実施状況の評価について、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 原子炉施設における保安活動への最新技術知見の反映状況の評価について、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと。</u></p> <p><u>2 所長は、試験炉規則第9条の2に基づき、次に掲げるところにより、原子炉施設(廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設を除く。)の高経年化に関する定期的な評価を、施設管理統括者に実施させなければならない。</u></p> <p><u>(1) 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的な評価を行い、評価後10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</u></p> <p>第35条 ～ 第37条 (変更なし)</p> <p>(高経年化に関する評価に基づく<u>長期施設管理方針</u>の策定)</p> <p>第38条 施設管理統括者は、第34条第2項の高経年化に関する評価の結果に基づき、評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>を策定し、所長の承認を受けなければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合には、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、前項の承認をした場合、<u>長期施設管理方針</u>に基づき保全の措置を実施しなければならない。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項に基づき実施した保全活動の実施状況について、<u>定期事業者検査</u>終了後速やかにとりまとめ、所長及び原子炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>第8章 非常の場合に<u>講ずべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置 (事前の措置)</p> <p>第39条 所長は、非常の場合(火災等社会的影響のあり<u>得る</u>事象、第51条に定める事象及び別表第2に定める非常事態に該当する事象が発生した場合)に対処するため、</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部組織、事故現場防護活動組織等、防護活動の組織及びその要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器、防護具、放射線測定機器、<u>地図等の整備</u></p> <p>(3) 機構内及び関係諸機関への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</p> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第32条第7項に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第33条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第3節 非常事態の措置</p> <p>第42条～第43条 (省略)</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第44条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、<u>避難誘導</u>等の防護活動を行なわなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、所属する職員等を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。また、緊急作業従事者の所属する部の部長等、保安管理部長及び放射線管理部長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2)緊急作業の内容</p> <p>(3)緊急作業を指揮する施設管理統括者（以下「緊急作業責任者」という。）及び緊急作業従事者の氏名</p>	<p>あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <p>(1) 現地対策本部組織、事故現場防護活動組織等、防護活動の組織及びその要員の確保</p> <p>(2) 必要な通信連絡機器 (<u>無線機器を含む。</u>)、<u>照明器具</u>、防護具、放射線測定機器等の<u>資機材の整備</u></p> <p>(3) 機構内及び関係機関 (<u>国、地方公共団体、消防機関等</u>) への通報連絡系統の確立</p> <p>(4) 研究所周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備<u>並びに地図等の整備</u></p> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <p>(1) 第32条第7項に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第33条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者であること。</p> <p>第2節 (変更なし)</p> <p>第3節 非常事態の措置</p> <p>第42条～第43条 (変更なし)</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第44条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、<u>研究所に居る者に対する人命救助及び避難誘導</u>、事故原因の除去、拡大防止等の防護活動を行わなければならない。</p> <p>2 施設管理統括者は、所属する職員等を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。また、緊急作業従事者の所属する部の部長等、保安管理部長及び放射線管理部長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2)緊急作業の内容</p> <p>(3)緊急作業を指揮する施設管理統括者（以下「緊急作業責任者」という。）及び緊急作業従事者の氏名</p>	<p>資機材の整備の追記</p> <p>地図を資料として記載を整理</p> <p>関係機関の明確化</p> <p>研究所に居る者を対象とすることを明記及び記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(4)周辺線量を低くするための措置 (5)必要とする個人線量計及び防護具 (6)緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業責任者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者、緊急作業従事者の所属する部長等、保安管理部長及び放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2編第30条の通知により、緊急作業に従事させた緊急作業従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第2編別表第9及び別表第9の2に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務の従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>第45条 (省略)</p> <p>第4節 (省略)</p> <p>第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (省略)</p> <p>第10章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第48条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第6に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、<u>第25条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>第49条 ～ 第50条 (省略)</p>	<p>(4)周辺線量を低くするための措置 (5)必要とする個人線量計及び防護具 (6)緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業責任者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者、緊急作業従事者の所属する部長等、保安管理部長及び放射線管理部長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2編第30条の通知により、緊急作業に従事させた緊急作業従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、第2編別表第9及び別表第9の2に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務の従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p><u>(原子力緊急事態の措置)</u> <u>第44条の2 原子炉施設に原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態が発生した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき緊急時体制を発令し、措置するものとする。また、事態が収束した場合は、原子力事業者防災業務計画に基づき緊急時体制を解除する。</u></p> <p>第45条 (変更なし)</p> <p>第4節 (変更なし)</p> <p>第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (変更なし)</p> <p>第10章 記録及び報告 (記録及び保存)</p> <p>第48条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく別表第6に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録は、<u>第17条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>第49条 ～ 第50条 (変更なし)</p>	<p>原子力緊急事態の措置の明確化</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>(故障等の報告)</p> <p>第51条 施設管理統括者は、所管する原子炉施設において、<u>試験炉規則第16条の14第1項に定める事象</u>が発生した場合には、その旨を所長、保安管理部長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>(故障等の報告)</p> <p>第51条 施設管理統括者は、所管する原子炉施設において、<u>次の各号に掲げる事項</u>が発生した場合には、その旨を所長、保安管理部長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p><u>(1) 試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</u></p> <p><u>(2) 別表第2に定める非常事態に該当する事象が発生した場合又は発展するおそれがあると判断した場合</u></p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、原子力科学研究所担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	<p>報告すべき事項の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前						変更後						備考
別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備					屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備	
廃棄物処理場	(1) 液体廃棄物貯蔵施設 (2) 固体廃棄物処理施設 (3) 液体廃棄物処理施設 (4) 第1保管廃棄施設 (5) 第2保管廃棄施設 (6) 汚染除去場 (7) 解体分別保管棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第16(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第17に掲げる放射線測定機器	第3編別表第16に掲げる排気ダストモニタ	廃棄物処理場	(1) 液体廃棄物貯蔵施設 (2) 固体廃棄物処理施設 (3) 液体廃棄物処理施設 (4) 第1保管廃棄施設 (5) 第2保管廃棄施設 (6) 汚染除去場 (7) 解体分別保管棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第16(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第17に掲げる放射線測定機器	第3編別表第16に掲げる排気ダストモニタ	
JRR-2	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉格納施設 (3) 通信設備 (4) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備 (4) <u>空気圧縮設備</u>	第4編別表第5(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第6に掲げる放射線測定機器	第4編別表第5に掲げる排気ダストモニタ	JRR-2	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉格納施設 (3) 通信設備 (4) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備	第4編別表第5(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第6に掲げる放射線測定機器	第4編別表第5に掲げる排気ダストモニタ	施設編との記載の整合
(以下省略)						(以下変更なし)						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前											変更後											備考																																																	
別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の2関係) (省略)											別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の3・第30条の10関係) (変更なし)											記載の適正化																																																	
別表第2 非常事態 (第4条第18号・第39条・第40条・第42条関係) (省略)											別表第2 非常事態 (第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係) (変更なし)											記載の適正化																																																	
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質保証活動との関連 (第7条第2項関係)											別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)											品質管理基準規則の制定に伴う変更																																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職位</td> <td rowspan="2">保安活動及び品質保証活動</td> <td>文書及び記録の管理</td> <td>運転管理</td> <td>保守管理</td> <td>核燃料物質等の管理</td> <td>放射線管理</td> <td>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</td> <td>非常の場合の措置</td> <td>検査及び試験</td> <td>内部監査</td> <td>不適合管理、是正処置及び予防処置</td> <td>マネジメントレビュー</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </table>											職位	保安活動及び品質保証活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び予防処置	マネジメントレビュー	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職位</td> <td rowspan="2">保安活動及び品質マネジメント活動</td> <td>文書及び記録の管理</td> <td>運転管理</td> <td>保守管理</td> <td>核燃料物質等の管理</td> <td>放射線管理</td> <td>放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</td> <td>非常の場合の措置</td> <td>検査及び試験</td> <td>内部監査</td> <td>不適合管理、是正処置及び未然防止処置</td> <td>マネジメントレビュー</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </table>											職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	品質管理基準規則の制定に伴う変更
職位	保安活動及び品質保証活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査			不適合管理、是正処置及び予防処置	マネジメントレビュー																																																									
		○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○																																																											
職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー																																																											
		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○																																																										
理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○																																															
統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○																																															
監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																															
研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																															
安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○																																															
													契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-																																															
本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○																																															
所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	所長	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-																																															
													原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-																																															
保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-																																															
安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	安全対策課長	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-																																															
施設安全課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	施設安全課長	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-																																															
危機管理課長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	危機管理課長	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-																																															
核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	核物質管理課長	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-																																															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前											変更後											備考
品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	施設管理に係る活動の追加に係る変更
工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	
技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	
線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	
環境放射線管理課長	○	<u>○</u>	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	環境放射線管理課長	○	<u>○</u>	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	
放射線管理第1課長	○	○	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	放射線管理第1課長	○	○	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	
放射線管理第2課長	○	○	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	放射線管理第2課長	○	○	<u>○</u>	-	○	-	○	-	-	-	
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	
高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	-	-	臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	-	-	
臨界技術第2課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	臨界技術第2課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	

*1：STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

*1：STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後	備考
別表第4 品質保証に関する教育 (第26条・第32条第2項関係)					別表第4 (削除)	品質管理基準規則の制定に伴う変更
項目	対象者	原子炉施設に関する保安活動に常時従事する者*1	管理責任者	内部監査員	頻度	
品質保証計画		0.5時間以上*2	—	0.5時間以上*3	策定及び改定の都度*4	
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式		0.5時間以上*2	—	0.5時間以上*3	策定及び改定の都度*4	
品質保証に関する知識		—	1日以上*5	—	就任時*6	
内部監査の実施方法		—	1日以上*5	1日以上*5	就任又は指名時*6	
<p>*1 原子炉施設に関する保安活動に常時従事する者の対象者は、職員等及び職員等以外の者 (年間契約に基づき常時立ち入る作業員) とする。</p> <p>*2 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*3 原子炉施設に関する保安活動に常時従事する者として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*4 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。</p> <p>*5 就任又は指名前に相当以上の教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>*6 就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。</p>						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前							変更後							備考	
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)							別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)							法令及び規則の改正に伴う記載の変更	
保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外			保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外				
		職員等	職員等以外		職員等	職員等以外			職員等	職員等以外		職員等	職員等以外		
長期	短期		長期	短期											
(1時間以上)	関係法令及び保安規定に関すること	△	△	△	△	○	関係法令及び保安規定の <u>遵守</u> に関すること	△	△	△	△	○	法令及び規則の改正に伴う記載の変更		
	本規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎			
								品質マネジメントに関すること。	◎	◎	◎	◎			◎
(2.5時間以上)	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	◎	◎	○	○	○	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	◎	◎	○	○	○			法令及び規則の改正に伴う記載の変更
	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。						主要な設備の構造、機能、性能に関すること。								
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。						主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。								
(2時間以上)	放射線管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×		法令及び規則の改正に伴う記載の変更	
	管理区域内の遵守事項等に関すること。						管理区域内の遵守事項等に関すること。								
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。						放射線等の測定、監視及び防護に関すること。								
	一般物品の搬出管理に関すること。						一般物品の搬出管理に関すること。								
(1.5時間以上)	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	◎	◎	○	×	×	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。	◎	◎	○	×	×			
	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の作業方法等に関すること。						核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の作業方法等に関すること。								
(1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置に関すること	◎	◎	◎	◎	○	非常の場合に講ずべき処置の概要に関すること	◎	◎	◎	◎	○			

注記

- 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。
- 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。

凡例

◎：全員が教育の対象

注記

- 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。
- 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。

凡例

◎：全員が教育の対象

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考					
ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	20	41	30	12	31	10	28	22	23	26	25	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	8の5	27の6	6の6	24の6	18の6	19の6	22の6	4の16	法令及び規則の改正に伴う記載の変更	
2. 運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間				14	*5	12	10	10	*5	*5	2. 運転記録 イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間				14	*4	12	10	10	*4	*4	注釈番号の繰り上げ			
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間				26	*5	12					ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間				26	*4	12						注釈番号の繰り上げ		
ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26		12	10	10			ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26		12	10	10						
ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26							ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間				26										
ホ 原子炉(法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間				22	26	19					ホ 原子炉(法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間				22	26	19								
ヘ 原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間				37	*5	34					ヘ 原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間				37	*4	34								注釈番号の繰り上げ
ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間							27	28			ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	1年間							27	28						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考					
物質の種類、数量及び配置														入する物質の種類、数量及び配置														注釈番号の繰り上げ					
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13 15	6 8	23 27	20 24	14 18	15 19		チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			13 15	6 8	23 27	20 24	14 18	15 19							
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間					26 52	22 45	16 32	17 33		リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急遮断及び運転停止の時刻並びに安全保護回路等又は緊急停止連動装置の項目	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間					26 52	22 45	16 32	17 33							
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *3、*4	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23 37	20 70	19 70	28 62	16 42	13 43	48 19	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23 37	20 70	19 70	28 62	16 42	13 43	48 19						
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間				6		4	2	2		ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間				6		4	2	2							
3. 燃料体の記録														3. 燃料体の記録 (試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)															法令及び規則の改正に伴う記載の変更				
イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					33 40	15 36	30 29	24 29	28 28	*5	イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					33 40	15 36	24 29	25 29		28 28	*4	注釈番号の繰り上げ		
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間					37	*5	34	27	28	*5	*5	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間					37	*4	34		27	28	*4	*4	
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					37	*5	34				ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	施設管理者	施設管理者	10年間					37	*4	34							
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	施設管理者	施設管理者	10年間					37	*5					ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	施設管理者	施設管理者	10年間					37	*4								
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料	配置又は配置替えの都度	施設管理者 (JRR-3)	施設管理者 (JRR-3)	5年間					34 38	*5	31 34		28 29		ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料	配置又は配置替えの都度	施設管理者 (JRR-3)	施設管理者 (JRR-3)	5年間					34 38	*4	31 34		28 29					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前													変更後													備考		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	10年間		34 36							ける線量当量率															
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	10年間		34 36							ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	10年間		34 36									
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	10年間		20							ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	区域放射線管理担当課長	区域放射線管理担当課長	10年間		20									
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	線量管理課長	線量管理課長	*2	47	28 29 30							ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	線量管理課長	線量管理課長	*1	47	28 29 30									
																										注釈番号の繰り上げ		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考								
棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法				の期間 *8										放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法														注釈番号の繰り上げ								
又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	*6	*7	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *8		46 の 2	16 17							又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	*5	*6	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *7		46 の 2	16 17															
ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間		50								ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間		50																
5. 保守記録 イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉にあっては点検の状況を除く。)	毎日1回 (法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週1回)	施設管理者	施設管理者	1年間		25	13	26	11	23	17	18	27	9	(削る)																					
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間		29	11	31	10	28	22	23	26	8																						
6. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及	利用の都度	施設管理者	施設管理者	1年間							9			5. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及	利用の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																		
																																			号番号の繰り上げ	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前													変更後													備考
付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。 イ 風向及び風速	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								の付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。 イ 風向及び風速	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								号番号の繰り上げ
ロ 降雨量	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								ロ 降雨量	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								
ハ 大気温度	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								ハ 大気温度	連続して	環境放射線管理課長	環境放射線管理課長	10年間	37								
9. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	部長	3年間	32								8. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	部長	部長	3年間	32								
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	部長	3年間	32								ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	部長	部長	3年間	32								
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	部長	3年間	32								ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	部長	部長	3年間	32								
													<p>9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用原子炉施設の設備の名称</p> <p>法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度</p> <p>施設管理者 施設管理者</p> <p>法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</p> <p>$\frac{4}{9}$</p>													法令及び規則の改正に伴う記載の変更
10. 原子炉施設の定期的な評価の結果 イ 試験炉規則第14条の2第1項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	$\frac{36}{37}$								10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による試験研究用原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	$\frac{36}{37/38}$								法令及び規則の改正に伴う記載の変更
ロ 試験炉規則第14条の2第2項第1号に掲げる評価の結果	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	36																					
ハ 試験炉規則第14条の2第2項第2号に掲げる計画	策定の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	38																					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前													変更後													備考			
11. 品質保証計画	策定及び改定の都度	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者	次の改定の後3年間	17								11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び課長等	統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び課長等	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	17											品質管理基準規則の制定に伴う変更
<p>* 1 : 第20条の検査及び試験に係る規定が関連する。</p> <p>* 2 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>* 3 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 4 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 5 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 6 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 8 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>													<p>(削る)</p> <p>* 1 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>													品質管理基準規則の制定に伴う変更			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 安全・核セキュリティ統括部長 (本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者) 中央安全審査・品質保証委員会 原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者) 原子力科学研究所長 J R R - 3 原子炉主任技術者 N S R R 原子炉主任技術者 T C A 原子炉主任技術者 F C A 原子炉主任技術者 S T A C Y 原子炉主任技術者 J R R - 2 廃止措置施設保安主務者 J R R - 4 廃止措置施設保安主務者 T R A C Y 廃止措置施設保安主務者 品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会 バックエンド 技術部長 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長 臨界ホット試験 技術部長 ホット使用施設管理課長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 F C A 運転長 T C A 運転長 研究炉加速器 技術部長 計画調整課長 J R R - 3 管理課長 J R R - 4 管理課長 N S R R 管理課長 利用施設管理課長 研究炉技術課長 放射線管理部長 線量管理課長 環境放射線管理課長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 工務技術部長 技術管理課長 工務第1課長 工務第2課長 J R R - 3 機械室運転班長 保安管理部長 施設安全課長 危機管理課長 核物質管理課長 品質保証課長</p> <p>(廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 安全・核セキュリティ統括部長 (本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者) 中央安全審査・品質保証委員会 原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者) 原子力科学研究所長 J R R - 3 原子炉主任技術者 N S R R 原子炉主任技術者 T C A 原子炉主任技術者 F C A 原子炉主任技術者 S T A C Y 原子炉主任技術者 J R R - 2 廃止措置施設保安主務者 J R R - 4 廃止措置施設保安主務者 T R A C Y 廃止措置施設保安主務者 品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会 原子力施設検査室長 バックエンド 技術部長 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長 臨界ホット試験 技術部長 ホット使用施設管理課長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 F C A 運転長 T C A 運転長 研究炉加速器 技術部長 計画調整課長 J R R - 3 管理課長 J R R - 4 管理課長 N S R R 管理課長 利用施設管理課長 研究炉技術課長 放射線管理部長 線量管理課長 環境放射線管理課長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 工務技術部長 技術管理課長 工務第1課長 工務第2課長 J R R - 3 機械室運転班長 保安管理部長 施設安全課長 危機管理課長 核物質管理課長 品質保証課長</p> <p>(J R R - 3 原子炉主任技術者は、周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う。廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者及び原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>事業者検査の独立性確保のための変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 敷地内通信連絡設備</p>	<p>別図第2 敷地内通信連絡設備</p>	<p>敷地変更に伴う記載の適正化</p>

別添

【品質マネジメント計画】

1. 目的

本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動（廃止措置を含む。）に適用する。

3. 定義

本品質マネジメント計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

- (1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。
- (2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮する。
 - a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
 - b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
 - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響
- (3) 保安に係る各組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。

(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。

図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。

a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。

b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。

図 4.2 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。

c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。

d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。

e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。

f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。

g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。

h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。

i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指すことをいう。

- ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- ・風通しの良い組織文化が形成されている。
- ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報

- 告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (5) 保安に係る各組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。
- (6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。

また、表 4.2.1 に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書を示す。

- (1) 品質方針及び品質目標
- (2) 品質マニュアル（一次文書）
 - 本品質マネジメント計画
 - 原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書
- (3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書（二次文書）及び記録
- (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書（三次文書）及び記録

4.2.2 品質マニュアル

理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書を作成する。

- a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
- b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項
- c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報
- d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2.3 文書管理

- (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書进行管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。
 - a) 文書の組織外への流出等の防止
 - b) 品質マネジメント文書の発行及び改定に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改定を承認した者に関する情報の維持
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。
 - b) 文書は定期的に改定の必要性についてレビューする。また、改定する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。
 - c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。
 - d) 文書の変更内容の識別及び最新の改定版の識別を確実にする。
 - e) 該当する文書の最新の改定版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。
 - i) 文書の改定時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。

4.2.4 記録の管理

- (1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力科学研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を

規定する。

- a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。
- b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

5. 経営者等の責任

5.1 経営者の関与

理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。

- a) 品質方針を設定する。
- b) 品質目標が設定されていることを確実にする。
- c) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
- d) マネジメントレビューを実施する。
- e) 資源が使用できることを確実にする。
- f) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。
- g) 保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。
- h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力の安全の重視

理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。

5.3 品質方針

理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）及び施設管理に関する方針を含む。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切である。
- b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。
- c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。

- d) 組織全体に伝達され、理解される。
- e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。

5.4 計画

5.4.1 品質目標

(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1（4）b）参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。

また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1（4）参照）が作成されることを確実にする。

- a) 実施事項
 - b) 必要な資源
 - c) 責任者
 - d) 実施事項の完了時期
 - e) 結果の評価方法
- (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。

5.4.2 品質マネジメントシステムの計画

(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。

(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。

- a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
- b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持
- c) 資源の利用可能性
- d) 責任及び権限の割当て

5.5 責任、権限及びコミュニケーション

5.5.1 責任及び権限

理事長は、第1編第2章の保安管理体制について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。

また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)

を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。

5.5.2 管理責任者

- (1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。
- (2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。
 - c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。
 - d) 関係法令を遵守する。

5.5.3 管理者

- (1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。
 - a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
 - b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。
 - c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。
 - d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。
 - e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
 - a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
 - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
 - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。

- e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。

5.5.4 内部コミュニケーション

理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。
- (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。

- a) 内部監査の結果
- b) 組織の外部の者からの意見
- c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)
- d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果
- e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)
- f) 関係法令の遵守状況
- g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
- h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ

ップ

- i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- j) 改善のための提案
- k) 資源の妥当性
- l) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項 a) において同じ。））の有効性

5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット

- (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。
 - a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善
 - b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善
 - c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
 - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
 - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。
- (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。

6. 資源の運用管理

6.1 資源の確保

理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。

- (1) 人的資源（要員の力量）
- (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）
- (3) 作業環境
- (4) その他必要な資源

6.2 人的資源

6.2.1 一般

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を

確保する。

- (2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。
- (3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

- (1) 部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。
 - a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
 - b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。
 - c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。
 - d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。
 - e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。
- (3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の a) から e) に準じた管理を行う。

6.3 インフラストラクチャ

部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。

6.4 作業環境

部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。

7. 業務の計画及び実施

7.1 業務の計画

- (1) 所長及び部長は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。

- (2) 所長、部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。
- (3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。
- (4) 所長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。
 - a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）
 - b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項
 - c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）
- (5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。

7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。

- a) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項
- b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項
- c) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）

7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

(1) 部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。
このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。

(2) レビューでは、次の事項について確認する。

- a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。
- b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる

場合には、それについて解決されている。

- c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。
- (3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (4) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改定する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。

7.2.3 外部とのコミュニケーション

所長、部長及び課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。

- a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7.3 設計・開発

7.3.1 設計・開発の計画

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の設計・開発の計画（不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1 項(2) 項 c) の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。
- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
 - c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限
 - d) 設計開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) 担当部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。
- (4) 担当部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。
 - a) 機能及び性能に関する要求事項
 - b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
 - c) 適用される法令・規制要求事項
 - d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
- (2) 担当部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。
- (2) 担当部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。
 - a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。

7.3.4 設計・開発のレビュー

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1 参照）に体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。

7.3.5 設計・開発の検証

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(7.3.1参照)に検証を実施する。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。
- (2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。
- (2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。
- (4) 担当部長又は課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。

7.4 調達

所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。

また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。

7.4.1 調達プロセス

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。
- (2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。
また、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を含める。
- (3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。
- (4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。
- (5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を研究所の調達に関する管理要領に定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
 - a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項
 - b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項
 - c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項
 - e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) その他調達物品等に関し必要な要求事項
- (2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査等又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。

- (3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品等の検証

- (1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。
- (2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項(7.4.2 参照)の中で明確にする。

7.5 業務の実施

部長及び課長は、業務の計画（7.1 参照）に従って、次の事項を実施する。

7.5.1 個別業務の管理

部長及び課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。

管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。

- a) 原子力施設の保安のために、次の事項を含め、必要な情報が利用できる。
 - ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性
 - ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果
- b) 必要な時に、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている(8.2.3 参照)。
- f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。

7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。
- (2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、

管理する(4.2.4 参照)。

(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。

- a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
- b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法
- c) 妥当性確認の方法(所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)
- d) 記録に関する要求事項

7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ

(1) 部長及び課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定
の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設を識別し、管理す
る。

(2) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、
業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する(4.2.4
参照)。

7.5.4 組織外の所有物

部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響
を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防
ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場
合は記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。

7.5.5 調達製品の保存

部長及び課長は、調達製品の検収後、受入れから据付け、使用されるまで
の間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保
存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、
取替品、予備品にも適用する。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

監視機器及び測定機器の管理を行う部長は、各部の監視機器及び測定機器の
管理要領を定め、次の管理を行う。

(1) 部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証
するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にす
る。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。

(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法
で監視及び測定が実施できることを確実にする。

(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、

測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。

- a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 参照）。
 - b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。
 - c) 校正の状態が明確にできる識別をする。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。
- (4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。
- また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。
- (5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。

8. 評価及び改善

8.1 一般

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。
 - a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
 - c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。

8.2 監視及び測定

8.2.1 組織の外部の者の意見

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部

の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（7.2.3参照）により入手し、監視する。

- (2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。

8.2.2 内部監査

- (1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。
 - a) 本品質マネジメント計画の要求事項
 - b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。
- (3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。
- (4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。
- (5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。
- (7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。

8.2.3 プロセスの監視及び測定

- (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及

び測定の方法には、次の事項を含める。

- a) 監視及び測定の時期
 - b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法
- (2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
 - (3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
 - (4) 所長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。
 - (5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。

8.2.4 検査及び試験

原子力施設検査室長は、「原子力科学研究所事業者検査の実施要領」を定め、自主検査及び試験を行う部長は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。

- (1) 部長及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。
- (2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。
- (3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。
- (4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。
- (5) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。

また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。

8.3 不適合管理

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合の処理に関する管理(関連する管理者に不適合を報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原

子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。
 - a) 不適合を除去するための処置を行う。
 - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。
 - d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
- (4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。
- (5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。

8.4 データの分析及び評価

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。
- (2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。
 - a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知

見（8.2.1 参照）

- b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3 及び8.2.4 参照)
- c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3 及び8.2.4 参照)
- d) 供給者の能力（7.4 参照）

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。

8.5.2 是正処置等

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。
- (2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。
 - a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）
 - b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定
 - c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化
 - d) 必要な処置の決定及び実施
 - e) とった是正処置の有効性のレビュー
- (3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。
 - a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更
 - b) 品質マネジメントシステムの変更
- (4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。

- (5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。
- (6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。

8.5.3 未然防止処置

安全・核セキュリティ統括部長、所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「原子力科学研究所水平展開要領」に定め、次の事項を管理する。

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) とった未然防止処置の有効性のレビュー
- (2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。

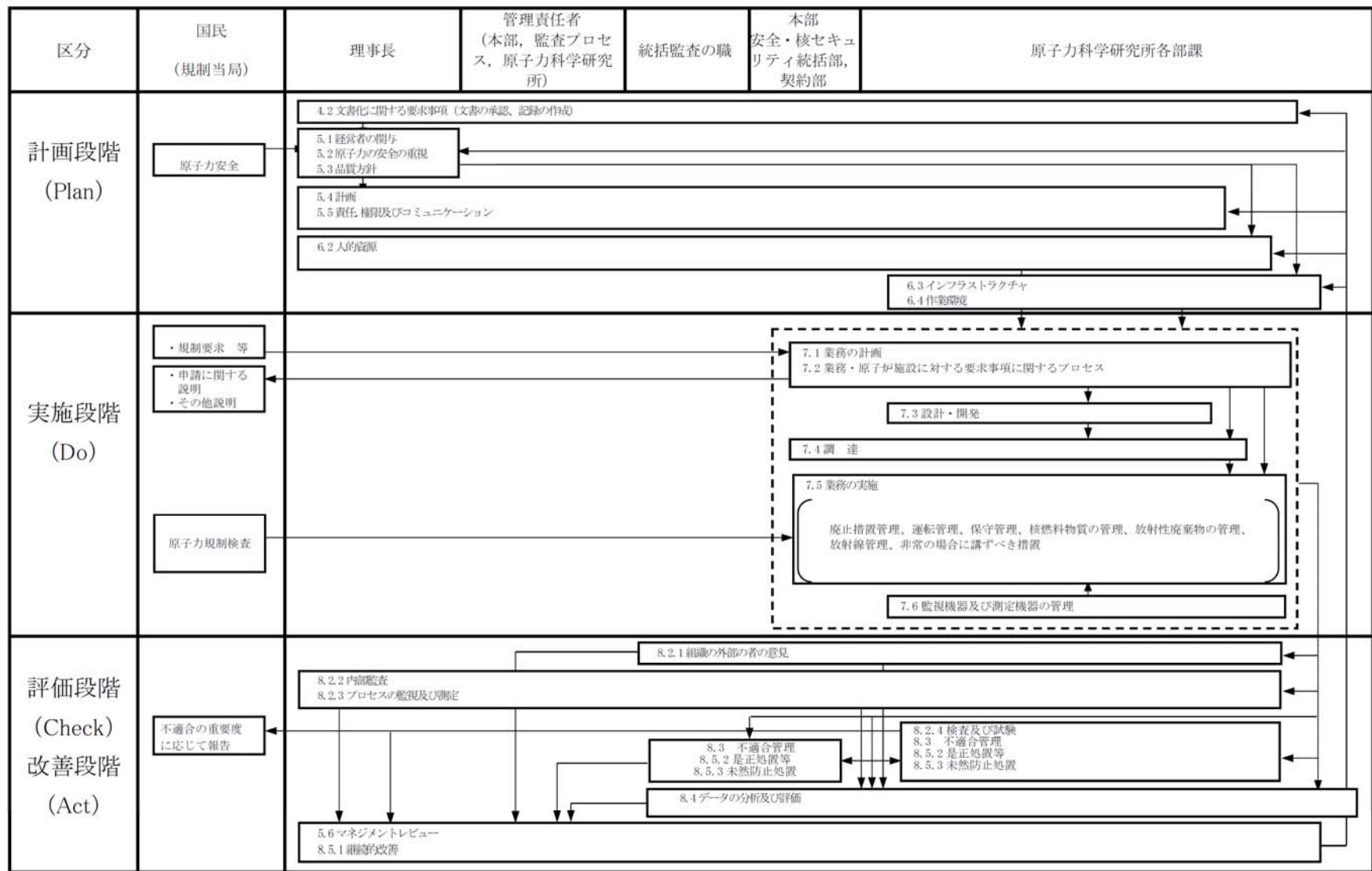


図 4.1 品質マネジメントシステム体系図

4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)

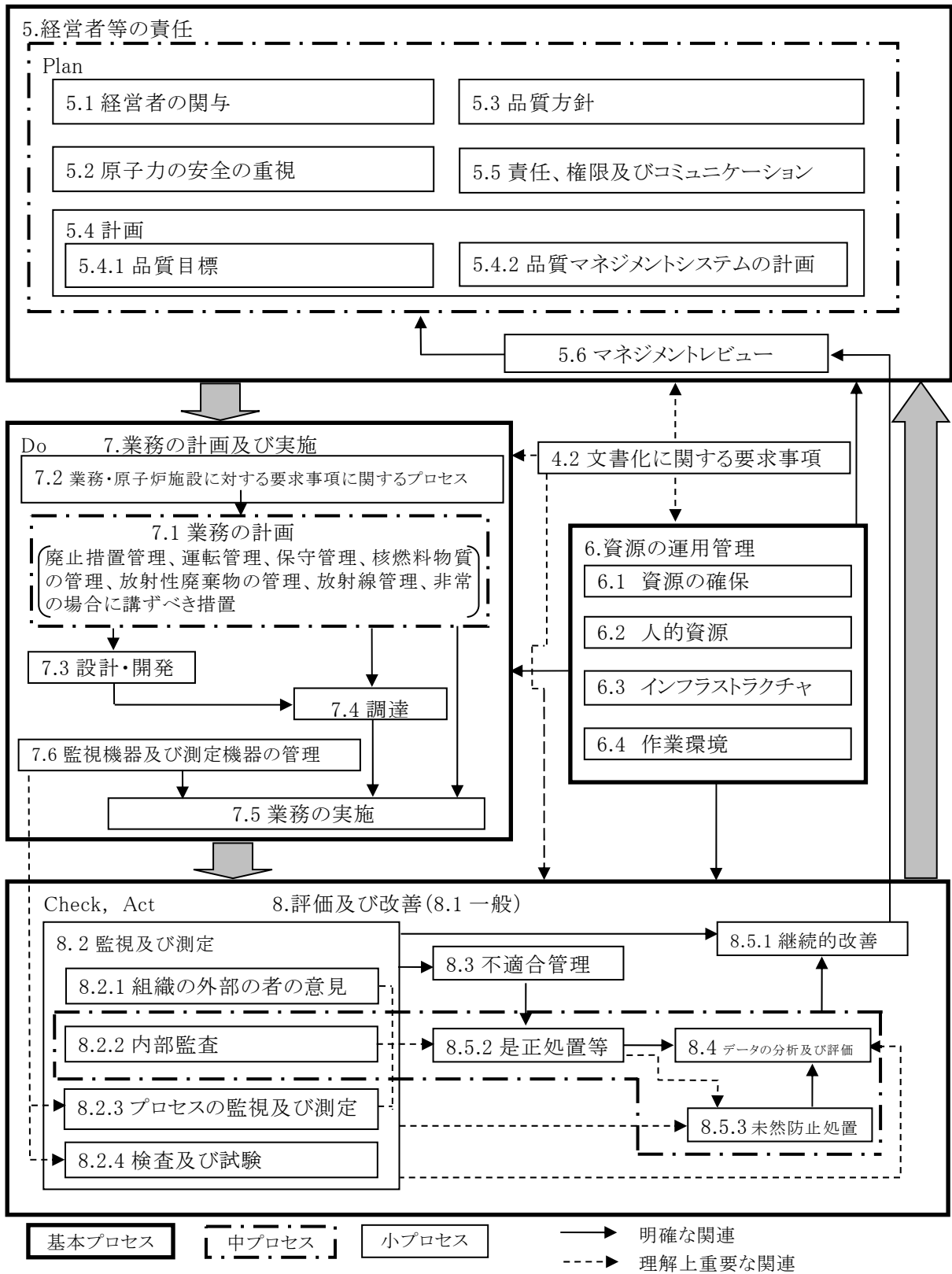


図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図

表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
4.2.2	品質マニュアル	原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書	理事長	QS-P10
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01
		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	所長	(科)QAM-420
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420
		放射線管理部文書及び記録の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-420
		工務技術部文書及び記録の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-420
		研究炉加速器技術部文書及び記録の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-420
		臨界ホット試験技術部の文書及び記録の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-420
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420
		原子力施設検査室文書及び記録の管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-420
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A09
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	所長	(科)QAM-510
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A11
		原子力科学研究所品質目標管理要領	所長	(科)QAM-540
5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04
		原子炉施設等安全審査委員会規則	所長	(科)QAM-550

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	所長	(科)QAM-552
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07
		保安管理部教育・訓練管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-620
		放射線管理部教育・訓練管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-620
		工務技術部教育・訓練管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-620
		研究炉加速器技術部教育・訓練管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-620
		臨界ホット試験技術部の教育・訓練管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-620
		バックエンド技術部教育訓練管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-620
		原子力施設検査室教育・訓練管理要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-620
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A12
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715
		原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710
		工務技術部の業務の計画及び実施	工務技術部長	(科工)QAM-710

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
		に関する要領		
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710
7.3	設計・開発	保安管理部設計・開発管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-730
		放射線管理部設計・開発管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-730
		工務技術部設計・開発管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-730
		研究炉加速器技術部設計・開発管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-730
		臨界ホット試験技術部の設計・開発管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-730
		バックエンド技術部設計・開発管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-730
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01
		原子力科学研究所調達管理要領	所長	(科)QAM-740
7.6	監視機器及び測定機器の管理	保安管理部監視機器及び測定機器の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-760
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-760
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(放射線測定機器管理編)	放射線管理部長	(科放)QAM-761
		放射線管理部監視機器及び測定機器の管理要領(環境の放射線管理施設編)	放射線管理部長	(科放)QAM-762
		工務技術部監視機器及び測定機器の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-760
		研究炉加速器技術部監視機器及び測定機器の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-760

関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号
		臨界ホット試験技術部監視機器及び測定機器の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-760
		バックエンド技術部監視機器及び測定機器の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-760
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03
8.2.4	検査及び試験	原子力科学研究所事業者検査の実施要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-820
		保安管理部試験・検査の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-820
		放射線管理部試験・検査の管理要領	放射線管理部長	(科放)QAM-820
		工務技術部試験・検査の管理要領	工務技術部長	(科工)QAM-820
		研究炉加速器技術部試験・検査の管理要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-820
		臨界ホット試験技術部の試験・検査の管理要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-820
		バックエンド技術部試験・検査の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-820
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03
		原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	所長	(科)QAM-830
		原子力科学研究所水平展開要領	所長	(科)QAM-850

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第2編 放射線管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 放射線管理の業務</p> <p> 第1節 放射線管理の業務区分（第1条－第8条）</p> <p> 第2節 部内品質保証活動（第9条・第9条の2）</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p> 第1節 管理区域（第10条－第13条）</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理（第14条－第16条）</p> <p> 第3節 保全区域の管理（第17条）</p> <p> 第4節 周辺監視区域の管理（第18条・第19条）</p> <p> 第5節 作業環境の管理（第20条・第21条）</p> <p> 第6節 放射線作業の管理（第22条－第24条）</p> <p> 第7節 汚染された物品の管理（第24条の2）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p> 第1節 被ばくの防止（第25条－第27条）</p> <p> 第2節 線量の測定（第28条－第30条）</p> <p>第4章 環境放射線の管理（第31条－第37条）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理（<u>第38条</u>－第42条）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬（第43条－第45条）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第46条－第49条）</p> <p>第8章 異常時の措置</p> <p> 第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）</p> <p> 第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条－第53条）</p> <p> 第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条・第55条）</p> <p> 第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置（第56条）</p> <p> 第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第57条）</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次</p> <p> 第1章 放射線管理の業務（<u>第1条－第9条</u>）</p> <p> <u>（削る）</u></p> <p> <u>（削る）</u></p> <p> 第2章 管理区域等の管理</p> <p> 第1節 管理区域（第10条－第13条）</p> <p> 第2節 管理区域の出入管理（第14条－第16条）</p> <p> 第3節 保全区域の管理（第17条）</p> <p> 第4節 周辺監視区域の管理（第18条・第19条）</p> <p> 第5節 作業環境の管理（第20条・第21条）</p> <p> 第6節 放射線作業の管理（第22条－第24条）</p> <p> 第7節 汚染された物品の管理（第24条の2）</p> <p> 第3章 被ばく管理</p> <p> 第1節 被ばくの防止（第25条－第27条）</p> <p> 第2節 線量の測定（第28条－第30条）</p> <p> 第4章 環境放射線の管理（第31条－第37条）</p> <p> 第5章 放射線管理施設の管理（<u>第37条の2</u>－<u>第42条の3</u>）</p> <p> 第6章 核燃料物質等の運搬（第43条－第45条）</p> <p> 第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理（第46条－第49条）</p> <p> 第8章 異常時の措置</p> <p> 第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）</p> <p> 第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条－第53条）</p> <p> 第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条・第55条）</p> <p> 第4節 放射線測定機器の<u>巡視及び</u>点検において異常を認めた場合の措置（第56条）</p> <p> 第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置（第57条）</p>	<p>条番号の追加 削除</p> <p>条番号の追加</p> <p>保全活動に関する用語の 適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第1章 放射線管理の業務</p> <p>第1節 放射線管理の業務区分</p> <p>第1条 ～ 第5条 (省略)</p> <p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第6条 周辺監視区域における放射線の測定、並びに風向、風速、降雨量及び大気温度の観測は、環境放射線管理課長が行う。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (省略)</p> <p>第2節 部内品質保証活動</p> <p>(部内品質保証委員会)</p> <p>第9条 放射線管理部内に、部内品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 部内品質保証委員会は、次の各号に係る事項について放射線管理部長の諮問に応じ審議しなければならない。</p> <p>(1) 第42条第1項に規定する改造計画</p> <p>(2) 放射線管理施設の品質保証に関する事項</p> <p>(3) 第9条の2に定める手引の作成及び変更に関する事項</p> <p>3 放射線管理部長は、部内品質保証委員会の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第9条の2 環境放射線管理課長、放射線管理第1課長、放射線管理第2課長及び線量管理課長は、次の各号に掲げる業務を施行するため放射線管理手引を作成し、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 環境放射線の管理に関する業務</p> <p>(2) 放射線測定機器の運転及び線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度、並びに、気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務</p> <p>(3) 放射線測定機器の保守、放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしたときは所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第10条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、各原子炉施設編に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第11条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p>	<p>第1章 放射線管理の業務</p> <p>(削る)</p> <p>第1条 ～ 第5条 (変更なし)</p> <p>(環境放射線等の測定)</p> <p>第6条 周辺監視区域における放射線の測定、<u>平常時の環境放射線モニタリング</u>、並びに風向、風速、降雨量及び大気温度の観測は、環境放射線管理課長が行う。</p> <p>第7条 ～ 第8条 (変更なし)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第9条 環境放射線管理課長、放射線管理第1課長、放射線管理第2課長及び線量管理課長は、次の各号に掲げる業務を施行するため放射線管理手引を作成し、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 環境放射線の管理に関する業務</p> <p>(2) 放射線測定機器の運転及び線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度、並びに、気体廃棄物中・液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定に関する業務</p> <p>(3) 放射線測定機器の保守、放射線業務従事者の内部被ばく及び外部被ばくに係る線量の測定に関する業務</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしたときは所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第10条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの原子炉施設に係る管理区域の詳細は、各原子炉施設編に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第11条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p>	<p>第2節の削除に伴う削除</p> <p>平常時の環境放射線モニタリングに関する記載を追加</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う削除</p> <p>条番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であつて、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 気体廃棄設備及び液体廃棄設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があつたとき、又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び当該区域を含む原子炉施設の保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）又は、当該区域を含む法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉についての保安の監督を行う廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であつて、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質等の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の区域管理者の氏名</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、<u>区域放射線管理担当課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</u></p> <p>7 施設管理統括者は、第3項の規定により管理区域に指定したとき、又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、所長に報告するとともに、当該区域に係る課長等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第12条 施設管理統括者は、第10条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であつて、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、</p>	<p>2 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であつて、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。</p> <p>3 施設管理統括者は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であつて、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <p>(1) 気体廃棄設備及び液体廃棄設備の保守</p> <p>(2) 放射線測定機器の校正</p> <p>(3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動</p> <p>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があつたとき、又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>4 施設管理統括者は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び当該区域を含む原子炉施設の保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）又は、当該区域を含む法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉についての保安の監督を行う廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であつて、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 指定する期間</p> <p>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</p> <p>(3) 指定を必要とする理由</p> <p>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質等の種類及び数量</p> <p>(5) 指定する区域の区域管理者の氏名</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>6 施設管理統括者は、第3項の規定により管理区域に指定したとき、又は第5項の規定により管理区域を解除したときは、所長に報告するとともに、当該区域に係る課長等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第12条 施設管理統括者は、第10条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であつて、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、</p>	<p></p> <p>第12条の2に移行</p> <p>項番号繰り上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、なわ張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除されている区域であること。</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長等及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、区域放射線管理担当課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</u></p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、所長に報告するとともに、当該区域に係るのある課長等に周知しなければならない。</p> <p>第13条（省略）</p> <p>第2節 管理区域の出入管理 （管理区域に係る遵守事項）</p> <p>第14条 区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。 ただし、低レベル区域においては、保護衣の着用を省略することができる。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に<u>汚染のないことを確認すること。</u></p>	<p>次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、なわ張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を掲示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除されている区域であること。</p> <p>ロ 管理区域を解除する期間</p> <p>ハ 当該区域における作業に係る課長等及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、所長に報告するとともに、当該区域に係るのある課長等に周知しなければならない。</p> <p><u>(管理区域の解除に係る確認)</u></p> <p><u>第12条の2 放射線管理部長は、管理区域の解除に係る同意をしようとするときは、区域放射線管理担当課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第13条（変更なし）</p> <p>第2節 管理区域の出入管理 （管理区域に係る遵守事項）</p> <p>第14条 区域管理者は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>(1) 所定の出入口から出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</p> <p>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣、保護靴等を着用すること。 ただし、低レベル区域においては、保護衣の着用を省略することができる。</p> <p>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等の<u>表面密度が別表第2の2に掲げる値を超えていないことを確認すること。</u></p>	<p>第12条の2に移行</p> <p>項番号繰り上げ</p> <p>管理区域の解除に係る確認について追加</p> <p>退出者に係る表面密度の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>第15条～第16条（省略）</p> <p>第3節 保全区域の管理（第17条）（省略）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理（第18条～第19条）（省略）</p> <p>第5節 作業環境の管理（第20条～第21条）（省略）</p> <p>第6節 放射線作業の管理 （放射線作業前の措置）</p> <p>第22条 課長等は、放射線作業を行うときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p> <p>(2) 作業の内容</p> <p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長等は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>第23条～第24条の2（省略）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第25条～第27条）（省略）</p> <p>第2節 線量の測定（第28条～第30条）（省略）</p> <p>第4章 環境放射線の管理</p> <p>第31条～第32条（省略） （気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第33条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第11に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。</p> <p>第34条（省略） （液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）</p> <p>第35条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p>	<p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p> <p>第15条～第16条（変更なし）</p> <p>第3節 保全区域の管理（第17条）（変更なし）</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理（第18条～第19条）（変更なし）</p> <p>第5節 作業環境の管理（第20条～第21条）（変更なし）</p> <p>第6節 放射線作業の管理 （放射線作業前の措置）</p> <p>第22条 課長等は、放射線作業を行うときは、<u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業場所及び作業期間</p> <p>(2) 作業の内容</p> <p>(3) 必要とする個人線量計及び防護具</p> <p>(4) 線量を低くするための措置</p> <p>(5) 作業に伴う線量</p> <p>2 課長等は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間について、区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>第23条～第24条の2（変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第25条～第27条）（変更なし）</p> <p>第2節 線量の測定（第28条～第30条）（変更なし）</p> <p>第4章 環境放射線の管理</p> <p>第31条～第32条（変更なし） （気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値）</p> <p>第33条 気体廃棄物の管理者は、原子炉施設から放出する気体廃棄物に含まれる放射性物質の量が別表第11に掲げる放出管理目標値を超えないようにするとともに、<u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u>管理しなければならない。</p> <p>第34条（変更なし） （液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）</p> <p>第35条 原子炉施設から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。</p>	<p>ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更</p> <p>ALARAの精神に基づく活動の明確化のための変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第36条 液体廃棄物の管理者は、原子炉施設の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは区域放射線管理担当課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第5に掲げるところにより年1回校正された放射能測定装置を用いて測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が別表第12に定める放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設ごとにその施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果（1日間の平均濃度を除く）を環境放射線管理課長、液体廃棄物の管理者、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の放出量の通知に基づき、3月間及び1年間に対する一般排水溝により周辺監視区域外へ放出される放射性物質による周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、区域放射線管理担当課長、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者及び液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p>	<p>2 液体廃棄物の管理者は、<u>周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第12に掲げる放出管理目標値を超えないようにするとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u></p> <p>(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)</p> <p>第36条 液体廃棄物の管理者は、原子炉施設の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは区域放射線管理担当課長の同意を得なければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第5に掲げるところにより年1回点検された放射能測定装置を用いて測定し、その濃度が前条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が別表第12に定める放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設ごとにその施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果（1日間の平均濃度を除く）を環境放射線管理課長、液体廃棄物の管理者、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の放出量の通知に基づき、3月間及び1年間に対する一般排水溝により周辺監視区域外へ放出される放射性物質による周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、区域放射線管理担当課長、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者及び液体廃棄物の管理者に通知しなければならない。</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u></p> <p>第36条の2 <u>環境放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い、評価しなければならない。</u></p> <p>(周辺監視区域における放射線の測定等)</p>	<p>A L A R Aの精神に基づく活動の明確化のための変更</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>平常時の環境放射線モニタリングに関する記載を追加</p>
<p>(周辺監視区域における放射線の測定等)</p> <p>第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p>	<p>第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の測定に用いる放射線測定機器は、別表第15に示すとおりとする。</u></p> <p>3 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第37条の2 <u>放射線管理部長は、放射線管理施設について、第1編第2条第2項に基づ</u></p>	<p>放射線測定機器の明確化 項番号の変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
	<p><u>き理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長は、前項の施設管理目標について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p>第37条の3 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u> <u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第37条の4 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>ニ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p>ホ <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>チ <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>環境放射線管理課長及び線量管理課長は、第1項の施設管理実施計画並びに前項の</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(放射線測定機器の維持点検)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、<u>点検</u>しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上<u>点検</u>するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23、<u>第8編別表第11</u>又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、前項の放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転中、<u>毎日1回以上点検</u>しなければならない。</p> <p>5 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p>	<p><u>設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。 <u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u> <u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第37条の6 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、<u>保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u> <u>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</u></p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理</u>しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、<u>巡視</u>しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、<u>巡視</u>するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。 <u>(削る)</u></p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理</u>しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>原子炉運転がないため第8編別表11の削除</p> <p>管理の見直し</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ 施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>放射線測定機器の動作状況の巡視について追加 施設管理に係る活動の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第39条 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、別表第16に掲げる放射線測定機器の施設定期自主検査を、施設定期検査を受ける原子炉施設については施設定期検査を受ける時期ごとに、法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉については年1回行わなければならない。</p>	<p>第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第39条 原子力施設検査室長は、環境放射線管理課所掌の放射線測定機器について定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りではない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境放射線管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p>	<p>加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>
<p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第40条 線量管理課長は、第39条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画書を作成し、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを、変更しようとするときも同様とする。ただし、第3号に定める予定期間の変更については、この限りではない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p>	<p>第40条 (削除)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 線量管理課長は、第1項の承認を受けたときは、<u>区域放射線管理担当課長及び本体施設の施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設定期自主検査の報告等)</p> <p>第41条 線量管理課長は、<u>第39条の施設定期自主検査を行ったときは、その結果を別表第17に掲げるところにより放射線管理部長に報告するとともに、区域放射線管理担当課長及び本体施設の施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(改造に係る措置)</p> <p>第42条 放射線管理施設の改造を行おうとする場合は、<u>別表第18に掲げる計画作成者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした改造計画を作成し、同表に掲げる計画承認者の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</u></p> <p>(1) 改造する施設、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 <u>別表第18に掲げられている同意については、原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者の同意は計画承認者が、区域放射線管理担当課長の所管の第3編から第12編に掲げる放射線管理施設の改造計画に係る当該施設に係る本体施設の施設管理者又は部長等の同意は、計画作成者が得るものとする。</u></p> <p>3 <u>別表第18に掲げる計画作成者は、第1項の承認を受けたときは、当該改造に係るある課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>(定期事業者検査の報告等)</p> <p>第41条 <u>原子力施設検査室長は、第39条第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、関係する本体施設の施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第42条 <u>環境放射線管理課長は、放射線管理施設の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、関係する本体施設の施設管理統括者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、第1項の定めにより同意した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>環境放射線管理課長は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>環境放射線管理課長は、放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めるときで、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わない場合は、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第42条の2 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の明確化 記載の適正化 用語の明確化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>修理及び改造が使用前事業者検査を伴わない場合の記載を追記 検査制度の見直しに伴う記載の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第6章 核燃料物質等の運搬 (周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第43条 課長等は、核燃料物質等（汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、区域放射線管理担当課長並びに搬出側及び搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p>	<p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 環境放射線管理課長は、原子力施設検査室長に、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>4 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、当該修理及び改造に係るある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。 (修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等)</p> <p>第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に係るある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 (周辺監視区域内運搬に係る措置)</p> <p>第43条 課長等は、核燃料物質等（汚染の除去に係る物及び放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を管理区域から搬出し、周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、区域放射線管理担当課長並びに搬出側及び搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、核物質防護の措置が必要な場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 当該物質の運搬に係る課長等が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 周辺監視区域内の運搬であることを示す別記様式の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(9) 運搬物の表面密度は別表第4に掲げる値を、線量当量率は別表第19に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(10) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が、別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>2 前項第9号の規定は、課長等が汚染の除去に係る物を放射性廃棄物管理第1課長に引き渡す場合について準用する。</p> <p>(周辺監視区域外運搬に係る措置)</p> <p>第44条 課長等は、核燃料物質等を周辺監視区域外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、区域放射線管理担当課長及び区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第4に、線量当量率は別表第21に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条に規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>第45条 (省略)</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物</p>	<p>(3) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。</p> <p>(6) 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、核物質防護の措置が必要な場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 当該物質の運搬に係る課長等が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 周辺監視区域内の運搬であることを示す別記様式の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。</p> <p>(9) 運搬物の表面密度は別表第4に掲げる値を、線量当量率は別表第19に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(10) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が、別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>2 前項第9号の規定は、課長等が汚染の除去に係る物を放射性廃棄物管理第1課長に引き渡す場合について準用する。</p> <p>(周辺監視区域外運搬に係る措置)</p> <p>第44条 課長等は、核燃料物質等を<u>管理区域から搬出し</u>、周辺監視区域外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、区域放射線管理担当課長及び区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第4に、線量当量率は別表第21に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条に規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>第45条 (変更なし)</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理</p> <p>第46条 (変更なし)</p> <p>(廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置)</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物</p>	<p>記載の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>第47条～第48条（省略） （放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第49条 課長等は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、放射性廃棄物管理第1課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長等は、放射性廃棄物を放射性廃棄物管理第1課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮蔽容器の表面密度は別表第4に、表面等の線量当量率は別表第19に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 課長等は、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物を引き渡すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を放射性廃棄物管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物の量</p> <p>(2) 液体廃棄物中の放射性物質の濃度</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第43条第1項第2号、第3号及び第8号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が、別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>第8章 異常時の措置</p>	<p>管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I 法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>第47条～第48条（変更なし） （放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第49条 課長等は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、放射性廃棄物管理第1課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長等は、放射性廃棄物を<u>管理区域から搬出し</u>、放射性廃棄物管理第1課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮蔽容器の表面密度は別表第4に、表面等の線量当量率は別表第19に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 課長等は、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物を引き渡すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を放射性廃棄物管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物の量</p> <p>(2) 液体廃棄物中の放射性物質の濃度</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、放射性廃棄物を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第43条第1項第2号、第3号及び第8号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が、別表第20に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>第8章 異常時の措置</p>	<p>法律名称の変更</p> <p>記載の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考																
<p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）（省略）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条～第53条）（省略）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条～第55条）（省略）</p> <p>第4節 放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>第57条（省略）</p> <p>別表第1 管理区域の基準（第11、12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="240 1157 1264 1509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（省略）</p> <p>別表第3 ～ 別表第11（省略）</p>	区分	区分基準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	<p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置（第50条）（変更なし）</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置（第51条～第53条）（変更なし）</p> <p>第3節 環境放射線に係る異常の場合の措置（第54条～第55条）（変更なし）</p> <p>第4節 放射線測定機器の<u>巡視及び</u>点検において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の<u>巡視及び</u>点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の<u>巡視及び</u>点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、<u>本体施設の</u>施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>3 <u>環境放射線管理課長は、第38条の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、放射線管理部長、原子炉主任技術者及び関係する本体施設の施設管理者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</u></p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置</p> <p>第57条（変更なし）</p> <p>別表第1 管理区域の基準（第11、12、<u>12の2</u>条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1302 1157 2326 1509"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（変更なし）</p> <p>別表第2の2 第1種管理区域からの退出者に係る表面密度（第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1302 1661 2326 1761"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th> <th>アルファ線を放出しない放射性物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm²</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 ～ 別表第11（変更なし）</p>	区分	区分基準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²	<p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p> <p>異常を認めた場合の措置の追加</p> <p>関係する条の追加</p> <p>退出者に係る表面密度の追加</p>
区分	区分基準																	
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																	
第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																	
区分	区分基準																	
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																	
第2種管理区域	密封された核燃料物質等を取り扱う区域で、外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある区域																	
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																	
0.4 Bq/cm ²	4 Bq/cm ²																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前		変更後		備考
別表第12 液体廃棄物の放出管理目標値（第36、54条関係）		別表第12 液体廃棄物の放出管理目標値（第35、36、54条関係）		条番号の追加
核種	放出管理目標値	核種	放出管理目標値	
^3H 、 ^{14}C 以外の核種	1.8 GBq/年 注)	^3H 、 ^{14}C 以外の核種	1.8 GBq/年 注)	
^3H	2.5 TBq/年	^3H	2.5 TBq/年	
注) ただし、 ^{60}Co 、 ^{137}Cs については、それぞれ3.7 GBq/年とする。		注) ただし、 ^{60}Co 、 ^{137}Cs については、それぞれ3.7 GBq/年とする。		
別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定（第37条関係）		別表第13 周辺監視区域における空気吸収線量率の測定（第37条関係）		
項目	ひん度	項目	頻度 測定箇所	
空気吸収線量率	週1回	空気吸収線量率	週1回 別図第2に示す箇所	
別表第14 (削除)		別表第14 (削除)		関係する条の追加 数量の追加 放射線測定機器の使用 方法の明確化
別表第15 周辺監視区域における放射線測定機器（第38条関係）		別表第15 周辺監視区域における放射線測定機器（第37、38条関係）		
測定機器	測定範囲	測定目的	測定線種	
モニタリングポスト	B.G レベル～ 0.1 Gy/h	周辺監視区域における空 気吸収線量率の監視	ガンマ線	
別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目（第39条関係）		別表第16 (削除)		検査制度の見直しに伴う 記載の削除
放射線測定機器	検査項目			
第3編別表第16、第4編別表第5、第5編別表第25、 第5編別表第26、第6編別表第6、第7編別表第23、 第8編別表第11、第9編別表第12、第11編別表第19 及び第12編別表第4に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検 査) 設定値確認検査			
第3編別表第17、第4編別表第6、第5編別表第27、 第6編別表第7、第7編別表第24、第8編別表第12、 第9編別表第13、第11編別表第20及び第12編別表 第5に掲げる放射線測定機器	校正検査(線源校正検査) 警報作動検査 注)			
注) 警報作動検査についてはサーバイメータを除く。				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前					変更後					備考	
別表第17 放射線測定機器に係る施設定期自主検査の報告等（第41条関係）					別表第17 (削除)					検査制度の見直しに伴う記載の削除	
放射線測定機器		報告又は通知先									
別表第16に掲げる放射線測定機器		放射線管理部長 区域放射線管理担当課長 本体施設の施設管理者									
別表第18 改造計画（第42条関係）					別表第18 (削除)					検査制度の見直しに伴う記載の削除	
改造の区分	施設区分	計画作成者	計画同意者	計画承認者							
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき	当該施設に係る放射線管理施設	当該施設に係る区域放射線管理担当課長	当該施設に係る本体施設の施設管理者 当該施設に係る原子炉主任技術者	放射線管理部長							
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき	当該施設に係る放射線管理施設	放射線管理部長	当該施設に係る部長等 当該施設に係る原子炉主任技術者	所長							
別表第19 ~ 別表第21 (省略)					別表第19 ~ 別表第21 (変更なし)					記載の適正化	
別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条関係）					別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条の2関係）						
種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)		種類	レベル区分	ベータ・ガンマ 注1)		アルファ 注2)	
		容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量	容器(20L基準)当たりの含有量及び容器表面の線量当量率	容器表面の線量当量率			ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量	容器(20L基準)当たりの含有量及び容器表面の線量当量率		
固体	適用基準					固体	適用基準				
廃	A-1	500 μSv/h 未満	3.7GBq 未満(⁹⁰ Sr にあつては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であつて、500 μSv/h 未満		廃	A-1	500 μSv/h 未満	3.7GBq 未満(⁹⁰ Sr にあつては、370 MBq 未満)	37kBq 以上 37MBq 未満であつて、500 μSv/h 未満	

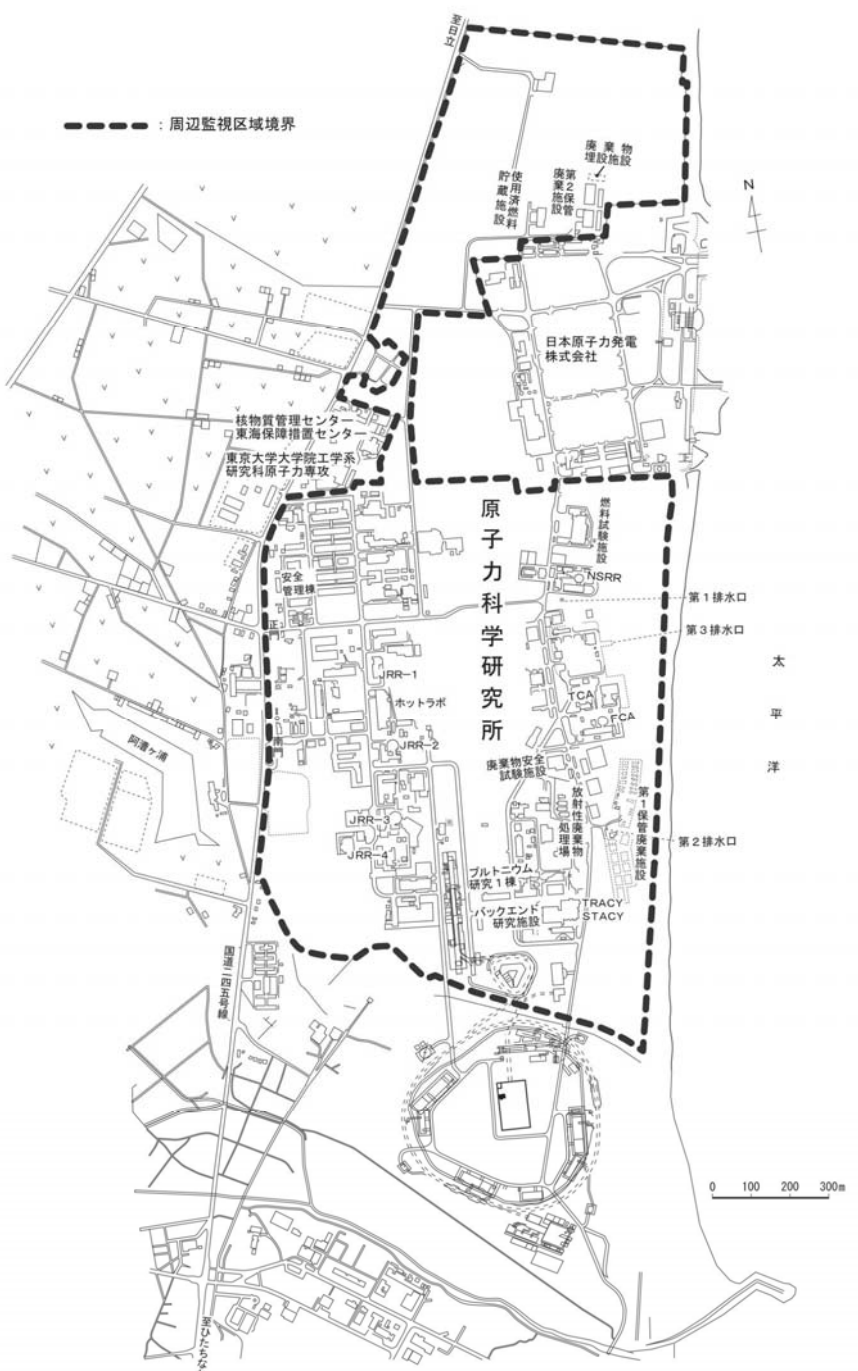
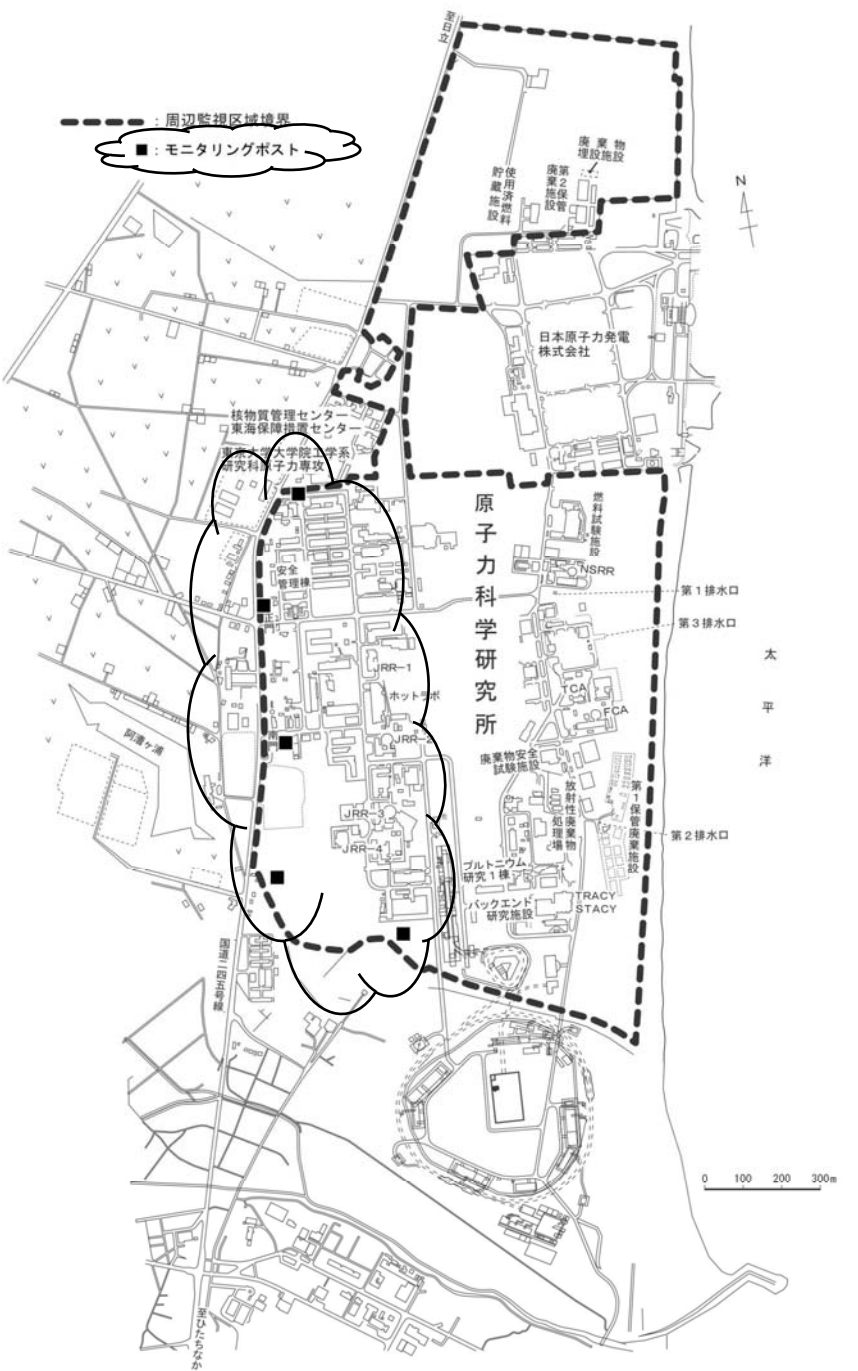
原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前				変更後				備考		
棄 物	A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満			棄 物	A-2	500 μ Sv/h 以上 2mSv/h 未満			
	B-1	2mSv/h 以上 4 \times 10 ⁴ mSv/h * 未満	3.7GBq 以上 (⁹⁰ Sr にあつては、370 MBq 以上)、370 GBq 未満			B-1	2mSv/h 以上 4 \times 10 ⁴ mSv/h * 未満	3.7GBq 以上 (⁹⁰ Sr にあつては、370 MBq 以上)、370 GBq 未満		
	B-2	4 \times 10 ⁴ mSv/h * 以上	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上		B-2	4 \times 10 ⁴ mSv/h * 以上	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、500 μ Sv/h 以上	
	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。 * 容器表面から 50cm の線量当量率		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあつては、1g/容器未満とする。		備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。 * 容器表面から 50cm の線量当量率		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあつては、1g/容器未満とする。	
液 体 廃 棄 物	適用基準	³ H以外の放射性物質の水中濃度	³ H	アルファ放射性物質の水中濃度	適用基準	³ H以外の放射性物質の水中濃度	³ H	アルファ放射性物質の水中濃度		
	A 未満	注3) 濃度限度を超え 3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (³ Hについては 3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上	A 未満	注3) 濃度限度を超え 3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満 (³ Hについては 3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 未満)		1.85 Bq/cm ³ 以上		
	A	3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満		A	3.7 \times 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 未満	3.7 \times 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			
	B-1	3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 未満			B-1	3.7 \times 10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 未満				
	B-2	3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			B-2	3.7 \times 10 ⁴ Bq/cm ³ 以上 3.7 \times 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満				
	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。		Pu にあつては、1g/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。	備考	³ Hと ³ H以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。		Pu にあつては、1g/容器未満とする。 1.85Bq/cm ³ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。		
注1)	アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。			注1)	アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前		変更後		備考
注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。	注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。	注2) アルファ線を放出する放射性物質から、 ²³² Th、Th-nat、 ²³⁵ U、 ²³⁸ U、U-nat、アルファ/ベータ・ガンマの比が1/10以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。	注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。	記載の適正化
別表第23 放射性廃棄物の表示（第47条関係）		別表第23 放射性廃棄物の表示（第46条の2関係）		
放射性廃棄物の種類	表示事項 注1)	放射性廃棄物の種類	表示事項 注1)	
固体廃棄物	イ レベル区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所（施設名） チ 封入年月日 リ 発生場所の区分 注2) ヌ 特殊な物質の有無	固体廃棄物	イ レベル区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所（施設名） チ 封入年月日 リ 発生場所の区分 注2) ヌ 特殊な物質の有無	
液体廃棄物（容器入り）	イ レベル区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所（施設名） チ 封入年月日	液体廃棄物（容器入り）	イ レベル区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所（施設名） チ 封入年月日	
注1) ベータ・ガンマ固体廃棄物A-2、B-1、B-2で表示が困難な場合、又は廃棄物処理場で処理ができない場合は、管理番号等あらかじめ放射性廃棄物管理第1課長が指示する事項を記入すること。	注2) A-1、A-2に属する廃棄物のうち、第3編第16条第3項の高圧縮処理及び溶融処理の対象とする廃棄物に適用する。	注1) ベータ・ガンマ固体廃棄物A-2、B-1、B-2で表示が困難な場合、又は廃棄物処理場で処理ができない場合は、管理番号等あらかじめ放射性廃棄物管理第1課長が指示する事項を記入すること。	注2) A-1、A-2に属する廃棄物のうち、第3編第16条第3項の高圧縮処理及び溶融処理の対象とする廃棄物に適用する。	
別表第24～別表第25（省略）	別図第1（その1）～別図第1（その11）（省略）	別表第24～別表第25（変更なし）	別図第1（その1）～別図第1（その11）（変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)</p>	<p>別図第2 周辺監視区域</p>  <p>別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)</p>	<p>モニタリングポストの追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第3編 廃棄物処理場の管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第23条</u>－第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p><u>（部内品質保証委員会等）</u></p> <p>第2条 <u>バックエンド技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第29条第1項及び第2編第42条に定める修理及び改造の計画</u></p> <p><u>(2) 第7条第1項に定める手引</u></p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（<u>第22条の7</u>－第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（<u>第32条－第32条の2</u>）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>第2条 <u>（削除）</u></p>	<p></p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) <u>廃棄物処理場の品質保証に関する事項</u> (4) <u>第22条の2第1項に定める要領書</u> 3 <u>工務技術部長は、第7条第2項の承認をしようとするときは、当該事項について、工務技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u> 4 <u>バックエンド技術部長及び工務技術部長は、それぞれ部内品質保証委員会及び部内安全審査会の審議の結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>第3条 （省略）</p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第4条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、研究所内からの年間放射性廃棄物引渡し予定量及び研究所外からの年間放射性廃棄物依頼量並びに当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この編において「年間処理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼動予定期間及び予定処理量 (2) 保管廃棄施設の収納余裕量 (3) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間 (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請（以下この編において「設計及び工事の<u>方法</u>の認可申請」という。）を伴う本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 所長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物処理場に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（処理実施計画）</p> <p>第5条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼動予定期間</p>	<p>第3条 （変更なし）</p> <p>（年間処理計画）</p> <p>第4条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、研究所内からの年間放射性廃棄物引渡し予定量及び研究所外からの年間放射性廃棄物依頼量並びに当該年度における処理能力等を勘案して、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間放射性廃棄物処理計画（以下この編において「年間処理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼動予定期間及び予定処理量 (2) 保管廃棄施設の収納余裕量 (3) <u>定期事業者検査</u>の予定期間 (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請（以下この編において「設計及び工事の<u>計画</u>の認可申請」という。）を伴う本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>2 所長は、第1項の承認をしようとするときは、廃棄物処理場に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（処理実施計画）</p> <p>第5条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、毎月、前条の年間処理計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした放射性廃棄物処理実施計画（以下この章において「処理実施計画」という。）を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設ごとの稼動予定期間</p>	<p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力 (3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、また、高減容処理技術課長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第7条 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号に掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項 (2) 設備の運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項 (6) 混在廃棄物を極力増やさないための溶融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項 (7) 溶融サンプルの採取及び保管に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 運転管理 第1節 放射性廃棄物の種類及び区分</p>	<p>(2) 放射性廃棄物の受入れ能力 (3) 放射性廃棄物の予定処理量</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、また、高減容処理技術課長は、第1項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第6条 （変更なし）</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第7条 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、本体施設に関し、次の第1号から第4号に掲げる事項について、高減容処理技術課長は、本体施設に関し、次の第1号から第7号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場本体施設運転手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 作業開始前及び作業終了後に確認すべき事項 (2) 設備の運転操作に関する事項 (3) 巡視に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 特殊な物質の分別処理の方法に関する事項 (6) 混在廃棄物を極力増やさないための溶融処理作業及び耐火物の交換等に関する事項 (7) 溶融サンプルの採取及び保管に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めた廃棄物処理場特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認及び前項の同意をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第2章 運転管理 第1節 放射性廃棄物の種類及び区分</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第8条（省略）</p> <p>第2節 引取り前の確認</p> <p>第9条（省略）</p> <p>第3節 運搬及び引取り</p> <p>第10条（省略）</p> <p>第4節 貯蔵</p> <p>第11条（省略）</p> <p>第5節 処理</p> <p>第12条～第13条（省略）</p> <p>（作業中の<u>点検</u>）</p> <p>第14条 放射性廃棄物管理第1課長は別表第5、放射性廃棄物管理第2課長は別表第5の2、高減容処理技術課長は別表第5の3、工務第1課長は別表第5の4に掲げるところにより、<u>処理作業中1日1回以上、その処理作業に係る設備等を点検し、異常のないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第15条～第18条（省略）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第19条～第20条の2（省略）</p> <p>第7節 汚染除去</p> <p>第21条（省略）</p> <p>（汚染除去作業に係る点検）</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理第1課長は、機器の汚染除去に係る作業開始前、<u>作業中及び作業終了後の汚染除去施設について、別表第4、別表第5及び別表第6により、また、工務第1課長は、別表第4の4、別表第5の4及び別表第6の4に掲げるところにより点検しなければならない。</u></p>	<p>第8条（変更なし）</p> <p>第2節 引取り前の確認</p> <p>第9条（変更なし）</p> <p>第3節 運搬及び引取り</p> <p>第10条（変更なし）</p> <p>第4節 貯蔵</p> <p>第11条（変更なし）</p> <p>第5節 処理</p> <p>第12条～第13条（変更なし）</p> <p>（作業中の<u>巡視</u>）</p> <p>第14条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、<u>第22条の9第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより、その処理作業に係る設備等を巡視し、異常のないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第15条～第18条（変更なし）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第19条～第20条の2（変更なし）</p> <p>第7節 汚染除去</p> <p>第21条（変更なし）</p> <p>（汚染除去作業に係る点検及び<u>巡視</u>）</p> <p>第22条 放射性廃棄物管理第1課長は、機器の汚染除去に係る作業開始前及び作業終了後の汚染除去施設について、別表第4及び別表第6により、また、工務第1課長は、別表第4の4及び別表第6の4に掲げるところにより点検しなければならない。</p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の9第1項の施設管理実施計画又は同条第3</u></p>	<p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価 (クリアランス作業要領書の作成)</p> <p>第22条の2 放射性廃棄物管理第1課長は、クリアランス認可申請書に基づいて放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行うにあたり、次の各号に掲げる事項について定めたクリアランス作業要領書を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の取り出しに関する事項 (2) 放射能濃度確認対象物の選別（不純物の除去）に関する事項 (3) 著しい偏りがないことの確認に関する事項 (4) 放射能濃度確認対象物の保管容器への収納に関する事項 (5) 放射能濃度確認対象物の保管・管理に関する事項 (6) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する事項</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の取り出し等における汚染拡大防止)</p> <p>第22条の3 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・NLから放射能濃度確認対象物の取り出し等を行うときは、放射性物質の汚染拡大を防止するために放射能濃度確認対象物を取り出す1ピット全体を覆うように上屋を設けなければならない。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の保管・管理)</p> <p>第22条の4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・NLから取り出した放射能濃度確認対象物を保管容器に収納して速やかに封印し、整理番号を付して放射能濃度確認対象物を収納していることの表示を行わなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、前項の措置を講じた放射能濃度確認対象物の法第61条の2第1項の確認を受けるまでの間の保管を、クリアランス認可申請書に記載した第2保管廃棄施設内の専用のテント倉庫、廃棄物保管棟・I（地階を除く。）及び廃棄物保管棟・II（地階を除く。）で行うものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前項の保管にあたっては、法第61条の2第1項の確認を受ける前の放射能濃度確認対象物、法第61条の2第1項の確認を受けた物及び保管廃棄している放射性廃棄物が混在しないように仕切りを設け表示を行うこと等によ</p>	<p><u>項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより、作業中の汚染除去施設を巡視し、異常のないことを確認しなければならない。</u></p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価 (クリアランス作業要領書の作成)</p> <p>第22条の2 放射性廃棄物管理第1課長は、クリアランス認可申請書に基づいて放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行うにあたり、次の各号に掲げる事項について定めたクリアランス作業要領書を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも<u>同</u>様とする。</p> <p>(1) 放射能濃度確認対象物の取出しに関する事項 (2) 放射能濃度確認対象物の選別（不純物の除去）に関する事項 (3) 著しい偏りがないことの確認に関する事項 (4) 放射能濃度確認対象物の保管容器への収納に関する事項 (5) 放射能濃度確認対象物の保管・管理に関する事項 (6) 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する事項</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の取出し等における汚染拡大防止)</p> <p>第22条の3 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・NLから放射能濃度確認対象物の取出し等を行うときは、放射性物質の汚染拡大を防止するために放射能濃度確認対象物を取り出す1ピット全体を覆うように上屋を設けなければならない。</p> <p>(放射能濃度確認対象物の保管・管理)</p> <p>第22条の4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・NLから取り出した放射能濃度確認対象物を保管容器に収納して速やかに封印し、整理番号を付して放射能濃度確認対象物を収納していることの表示を行わなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、前項の措置を講じた放射能濃度確認対象物の法第61条の2第1項の確認を受けるまでの間の保管を、クリアランス認可申請書に記載した第2保管廃棄施設内の専用のテント倉庫、廃棄物保管棟・I（地階を除く。）及び廃棄物保管棟・II（地階を除く。）で行うものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前項の保管にあたっては、法第61条の2第1項の確認を受ける前の放射能濃度確認対象物、法第61条の2第1項の確認を受けた物及び保管廃棄している放射性廃棄物が混在しないように仕切りを設け表示を行うこと等によ</p>	<p>係る変更</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>り区画し、適切に管理しなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、放射能濃度確認対象物を保管廃棄しているピットには、当該ピットに保管廃棄している放射能濃度確認対象物の取り出しが完了するまでの間、新たな放射性廃棄物の搬入を禁止しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物管理第1課長は、放射能濃度確認対象物を保管廃棄しているピットの鋼製蓋表面に、放射能濃度確認対象物を保管廃棄していること及び新たな放射性廃棄物の搬入を禁止することの表示を行わなければならない。</p> <p>第22条の5 ～ 第22条の6 （省略）</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>り区画し、適切に管理しなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、放射能濃度確認対象物を保管廃棄しているピットには、当該ピットに保管廃棄している放射能濃度確認対象物の取り出しが完了するまでの間、新たな放射性廃棄物の搬入を禁止しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物管理第1課長は、放射能濃度確認対象物を保管廃棄しているピットの鋼製蓋表面に、放射能濃度確認対象物を保管廃棄していること及び新たな放射性廃棄物の搬入を禁止することの表示を行わなければならない。</p> <p>第22条の5 ～ 第22条の6 （変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 <u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第22条の7 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 バックエンド技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p><u>第22条の8 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 バックエンド技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第2項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知し</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p><u>第22条の9 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、設備の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第23条 ～ 第24条の2 （省略）</p> <p>（<u>巡視及び点検</u>）</p> <p>第25条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は別表第12、放射性廃棄物管理第2課長は別表第12の2、高減容処理技術課長は別表第12の3、工務第1課長は別表第12の4に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>（地震後の措置）</p> <p>第26条 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設をそれぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は第1項の点検を行ったときは、バックエンド技術部長及び<u>施設安全課長</u>に通報しなければならない。</p>	<p>6 <u>バックエンド技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第4項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>（<u>保全活動の実施</u>）</p> <p>第22条の10 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>（<u>保全活動の有効性評価及び改善</u>）</p> <p>第22条の11 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第23条 ～ 第24条の2 （変更なし）</p> <p>（巡視）</p> <p>第25条 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、第22条の9第1項の施設管理実施計画又は同条第3項の特別な施設管理実施計画に定めるところにより巡視しなければならない。</u></p> <p>（地震後の措置）</p> <p>第26条 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設をそれぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は第1項の点検を行ったときは、バックエンド技術部長及び<u>危機管理課長</u>に通報しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第27条 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする設備について、性能が維持されているかどうかの検査を、それぞれ別表第13、別表第13の2、別表第13の3及び別表第13の4に掲げるところにより毎年1回以上行わなければならない。</u></p> <p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第28条 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設及び特定施設に係る施設定期自主検査の実施計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第27条 <u>原子力施設検査室長は、廃棄物処理場の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>施設管理目標</u></p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>第28条 (削除)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の施設定期自主検査の実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更についてはこの限りでない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、また、高減容処理技術課長は、第2項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第29条 別表第14に掲げる施設管理者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 別表第14に掲げる施設管理者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事方法の認可申請を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造の計画を作成し、同表に掲げる第1同意者の同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 別表第14に掲げる第1同意者は、前項の定めにより同意した修理及び改造の計画について、所長の承認を受けなければならない。なお、工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第3項の承認をしようとするときは、第2同意者である原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 別表第14に掲げる第1同意者は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第29条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれバックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第2項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p></p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等) 第30条</p>	<p>7 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第29条の2 <u>原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 工事の内容</u></p> <p><u>ハ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ニ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領書</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第30条 <u>原子力施設検査室長は、第27条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、<u>施設定期自主検査を終了したとき及び前条の定めにより当該施設管理者が作成した修理及び改造計画の作業を終了したときは、別表第15に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告または通知先の者に報告又は通知しなければならない。第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</u></p> <p><u>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたとき及び前条の定めにより修理及び改造計画の作業を終了したときは、バックエンド技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 バックエンド技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>第30条の2 （省略）</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第31条 （省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (<u>巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置</u>)</p> <p>第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検及び第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、<u>第14条の作業中の点検</u>、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、<u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第29条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>バックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> バックエンド技術部長は、<u>第2項</u>の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第30条の2 （変更なし）</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第31条 （変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の<u>巡視</u>、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検<u>又は巡視並びに</u>第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視並びに第26条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、前項の通報及び第2編第56条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は、第2編第56条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認められたときは、バックエンド技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認められたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第33条 勤務時間外において第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、<u>ただちに</u>現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を、第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く廃棄物処理場に係る異常のときは放射性廃棄物管理第1課長に、第2廃棄物処理棟に係る異常のときは放射</p>	<p>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、前項の通報及び第2編第56条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は、第2編第56条第2項の規定により放射線管理第2課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の調査の結果、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認められたときは、バックエンド技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、前項の規定により通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認められたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p><u>(火災発生時の措置)</u></p> <p><u>第32条の2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、当該施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 火災鎮火後、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は当該施設の本体施設を、工務第1課長は当該施設の特定施設を、放射線管理第2課長は当該施設の放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 工務第1課長は、前項の確認の結果を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第33条 勤務時間外において第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、<u>直ちに</u>現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を、第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く廃棄物処理場に係る異常のときは放射性廃棄物管理第1課長に、第2廃棄物処理棟に係る異常のときは放</p>	<p>火災発生時の措置の追加</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>性廃棄物管理第2課長に、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟に係る異常のときは高減容処理技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第34条 （省略）</p> <p>第5章 放射線管理 第35条 ～ 第37条 （省略）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第38条 （省略）</p> <p>第7章 記録及び保存 第39条 （省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4の4 （省略）</p>	<p>放射性廃棄物管理第2課長に、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟に係る異常のときは高減容処理技術課長に通報しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が廃棄物処理場の保安に影響を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、廃棄物処理場の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が廃棄物処理場の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第34条 （変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理 第35条 ～ 第37条 （変更なし）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置 第38条 （変更なし）</p> <p>第7章 記録及び保存 第39条 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4の4 （変更なし）</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前		変更後	備考
別表第5 作業中の廃棄物処理場本体施設の点検 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕(第14条及び第22条関係)		別表第5 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設 備	点 検 項 目	
第1 廃棄物 処理棟	焼却処理設備	(1) 焼却炉内の温度 (2) 焼却炉内の負圧 (3) セラミックフィルタ入口温度 (4) セラミックフィルタ差圧 (5) 高性能フィルタ差圧	
		第3 廃棄物 処理棟	蒸発処理装置・I
	セメント固化装置	(1) 計量槽の液位 (2) セメントホッパー重量 (3) 機器の作動状況 (4) 圧縮空気の圧力	
汚染 除去場	汚染除去施設	作業室、フードの換気	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前		変更後	備考
別表第5の2 <u>作業中の廃棄物処理場本体施設の点検</u> 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕(第14条関係)		別表第5の2 <u>(削除)</u>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
設 備	点 検 項 目		
<u>固体廃棄物処理設備・II</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>固体系セルの負圧</u> (2) <u>機器の作動状況</u> (3) <u>マニプレータの作動状況</u> (4) <u>油圧ユニットの油圧 (圧縮作業時に限る)</u> 		
<u>蒸発処理装置・II</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>供給槽の液位</u> (2) <u>凝縮液貯槽・IIの液位</u> (3) <u>蒸発缶の液位</u> (4) <u>蒸発缶の温度</u> (5) <u>蒸発缶の圧力</u> (6) <u>加熱用蒸気の圧力</u> (7) <u>冷却水の温度</u> (8) <u>濃縮セルの負圧</u> 		
<u>アスファルト固化装置</u>	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>供給槽の液位</u> (2) <u>熱媒の温度</u> (3) <u>混和蒸発機の温度</u> (4) <u>復水貯槽の液位</u> (5) <u>油水分離ユニットの作動状況</u> (6) <u>冷却水の温度</u> (7) <u>固化セルの負圧</u> 		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前			変更後			備考
別表第5の3 作業中の廃棄物処理場本体施設の点検 〔高減容処理技術課長管理施設〕(第14条関係)			別表第5の3 (削除)			施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設 備	点 検 項 目				
解体 分別 保管棟	解体室	作業室の換気				
	受変電設備	商用電源の電圧及び電流				
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態				
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力				
減 容 処 理 棟	高圧圧縮装置	(1) 高圧圧縮機の油圧 (2) チャンバ内の負圧				
	金属溶融設備	(1) 溶融炉の温度 (2) 溶融炉の負圧 (3) セラミックフィルタ差圧 (4) 高性能フィルタ差圧 (5) チャンバ内の負圧 (6) チャンバ系高性能フィルタ差圧				
	焼却・溶融設備	(1) 焼却炉の温度 (2) 溶融炉の温度 (3) 焼却炉の負圧 (4) 溶融炉の負圧 (5) セラミックフィルタ差圧 (6) 高性能フィルタ差圧 (7) チャンバ内の負圧 (8) チャンバ系高性能フィルタ差圧				
	前処理設備	チャンバ内の負圧				
	受変電設備	商用電源の電圧及び電流				
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態				
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前			変更後	備考
別表第5の4 <u>作業中の特定施設の点検（第14条及び第22条関係）</u>			別表第5の4 <u>（削除）</u>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
<u>施設名</u>	<u>設備</u>	<u>点検項目</u>		
第1廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態		
第2廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) セル内負圧		
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力		
第3廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態		
汚染除去場	受変電設備	商用電源の電圧及び電流		
	気体廃棄設備	排風機の作動状態		
別表第6 ～ 別表第11の2 （省略）			別表第6 ～ 別表第11の2 （変更なし）	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後				備考
別表第12 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕(第25条関係)				別表第12 (削除)				施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設 備	機 器 等	点検項目	ひん度				
第1 廃棄物 処理棟	焼却処理設備	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)				
		機器類	(1) 外観 (2) 作動状況	1回/日 (運転中)				
		建家類	外観	1回/月				
	廃棄物一時置場	格納庫	外観(廃棄物の 貯蔵状況)	1回/週				
第3 廃棄物 処理棟	蒸発処理装置・I セメント固化装置	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)				
		機器類	(1) 外観 (2) 作動状況	1回/日 (運転中)				
		建家類	外観	1回/月				
	廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽	貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)				
	廃液貯槽・II-1	貯槽	使用停止のため 外観のみ	1回/月				
	排水貯留ポンド	貯槽	(1) 外観 (2) 液位	1回/日 (運転中)				
	廃液移送容器・I	容器類	外観	1回/月				
	保管廃棄施設・L, NL 保管廃棄施設・M-1 保管廃棄施設・M-2 廃棄物保管棟・I, II 解体分別保管棟(保管室)	保管廃棄施設 保管廃棄体の 保管状況	外観	1回/週 1回/年				
	特定廃棄物の保管廃棄施設	保管廃棄施設	外観	1回/週				
	汚染除去場	建家類	外観	1回/月				
	廃液運搬車	タンク	外観	1回/月				
ただし、(1) 運転中1回/日のひん度で点検を行うこととしている設備等が停止し								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ている場合は1回/月のひん度で点検を実施することとする。</p> <p>(2) <u>保管廃棄施設・L、NL、保管廃棄施設・M-1、保管廃棄施設・M-2の保管廃棄体の保管状況の点検については、原則として全体の10%以上を行うこととする。</u></p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後				備考
別表第12の2 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕(第25条関係)				別表第12の2 (削除)				施設管理に係る活動の追加に係る変更
設備	機器等	点検項目	ひん度					
廃液貯槽・Ⅱ-2	貯槽、サンプル ピット	(1) 外 観 (2) 液 位	1回/日 (運転中)					
固体廃棄物処理設備・Ⅱ	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)					
	セル扉	表示灯の点灯						
蒸発処理装置・Ⅱ	貯槽、配管、 機器、弁類	(1) 外 観 (2) 液 位	1回/日 (運転中)					
	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭						
	セル扉	表示灯の点灯						
アスファルト固化装置	貯槽、配管、 機器、弁類	(1) 外 観 (2) 液 位	1回/日 (運転中)					
	配電盤類	(1) 外 観 (2) 異常臭						
	セル扉	表示灯の点灯						
処理前廃棄物収納セル		外観(廃棄物の 貯蔵状況)	1回/週					
建家類		外 観	1回/月					
ただし、運転中1回/日のひん度で点検を行うこととしている設備等が停止している場合は1回/月のひん度で点検を実施することとする。								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変 更 前					変 更 後					備 考
別表第12の3 廃棄物処理場本体施設の巡視及び点検 〔高減容処理技術課長管理施設〕(第25条関係)					別表第12の3 (削除)					施設管理に係る活動の追加に係る変更
	設 備 等	機 器	点検項目	ひん度						
解体分別保管棟	解体室	建家類	外観	1回/月						
	受変電設備	受電盤類	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)						
	気体廃棄設備	機器類	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態	1回/日 (運転中*)						
	空気圧縮設備	機器類	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)						
減容処理棟	高圧圧縮装置	配電盤類	(1) 外観 (2) 異常臭	1回/日 (運転中)						
	金属溶融設備	機器類	(1) 外観	1回/日						
	焼却・溶融設備		(2) 作動状況	(運転中)						
	前処理設備	建家類	外観	1回/月						
	一時保管室	格納庫	外観 (廃棄物の貯蔵状況)	1回/週						
	受変電設備	受電盤類	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)						
	気体廃棄設備	機器類	(1) 排風機の作動状態 (2) フィルタユニットの状態	1回/日 (運転中*)						
空気圧縮設備	機器類	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)							
<p>ただし、運転中1回/日のひん度で点検を行うこととしている設備等が停止している場合は1回/月のひん度で点検を実施することとする。</p> <p>* : 処理設備の運転中をいう。</p>										

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後				備考
別表第12の4 特定施設の巡視及び点検 (第25条関係)				別表第12の4 (削除)				施設管理に係る活動の追加に係る変更
施設名	設備	点検項目	ひん度					
第1 廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)					
	気体廃棄設備	排風機の作動状態	1回/日 (運転中*)					
第2 廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)					
	気体廃棄設備	(1) 排風機の作動状態 (2) セル内負圧	1回/日 (運転中*)					
	空気圧縮設備	(1) 空気圧縮機の作動状態 (2) タンクの圧力	1回/日 (運転中*)					
第3 廃棄物処理棟	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)					
	気体廃棄設備	排風機の作動状態	1回/日 (運転中*)					
汚染除去場	受変電設備	商用電源の電圧及び電流	1回/日 (運転中*)					
	気体廃棄設備	排風機の作動状態	1回/日 (運転中*)					
<p>ただし、運転中1回/日のひん度で点検を行うこととしている設備等が停止している場合は1回/月のひん度で点検を実施することとする。</p> <p>*：処理設備の運転中をいう。</p>								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
別表第13 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕(第27条関係)				別表第13 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
	設 備	機 器 等	検 査 項 目			
第1 廃 棄 物 処 理 棟	焼却処理設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		制御回路	作動検査(インターロック) (1) 焼却炉出口温度 (2) 焼却炉内負圧			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
	排水設備	液位計	作動検査			
ピット (漏えい水が回収できないピットが対象)		漏えい検査				
第3 廃 棄 物 処 理 棟	蒸発処理装置・I	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		漏えい検知器	警報作動検査			
		オフガスフィルタ	捕集効率検査			
		蒸発缶類	処理能力検査(除染係数)			
	セメント固化装置	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		漏えい検知器	警報作動検査			
	廃液貯槽・I 処理済廃液貯槽	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		漏えい検知器	警報作動検査			
		貯槽(ピット)	漏えい検査			
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前			変更後	備考
汚染除去場	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査	
		ピット (漏えい水が回収できないピットが対象)	漏えい検査	
排水貯留ポンド	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査		
	液位検知器	警報作動検査		
	貯槽 (ピット)	漏えい検査		
廃液移送容器・I	容器類	漏えい検査		
廃液貯槽・II-1	貯槽 (タンク)	漏えい検査*		
保管廃棄施設		外観検査		
* : 廃液貯槽・II-1は、使用を停止しているため貯槽の外表面を確認する。				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
別表第13の2 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕(第27条関係)				別表第13の2 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
第2 廃棄物処理棟	固体廃棄物処理設備・II	制御回路	作動検査 (インターロック) (1) セル扉			
		処理用放射線モニタ	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
	蒸発処理装置・II	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) (1) セル扉			
		漏えい検知器	警報作動検査			
		凝縮液貯槽・II	漏えい検査			
	アスファルト固化装置	蒸発缶類	処理能力検査 (除染係数)			
		工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
	廃液貯槽・II-2	制御回路	作動検査 (インターロック) (1) セル扉 (2) 熱媒ボイラ停止 (3) 熱媒ダンプ (4) 自動水噴霧装置			
		液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		漏えい検知器	警報作動検査			
	セル	貯槽 (タンク)	漏えい検査			
		負圧警報	警報作動検査			
	排水設備	しゃへい体	外観検査			
		液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
ピット (漏えい水が回収できないピットが対象)		漏えい検査				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
別表第13の3 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔高減容処理技術課長管理施設〕(第27条関係)				別表第13の3 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
減容処理棟	高圧圧縮装置	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) (1) 起動			
		負圧警報	警報作動検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
	金属熔融設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) (1) 起動 (2) 熔融炉出口温度 (3) 熔融炉内負圧			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
	焼却・熔融設備	工業計器	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) (1) 起動 (2) 焼却炉出口温度 (3) 焼却炉内負圧 (4) 熔融炉出口温度 (5) 熔融炉内負圧			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
	前処理設備	フィルタユニット	捕集効率検査			
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
解体 分別 保管棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
	排水設備	液位計	(1) 作動検査 (2) 校正検査			
		ピット 〔漏えい水が回収でき ないピットが対象〕	漏えい検査			
	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後		備考
別表第13の4 特定施設の施設定期自主検査項目 (第27条関係)				別表第13の4 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
	設備	機器等	検査項目			
第1 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット フィルタチャンバ	捕集効率検査			
第2 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査 (3) 負圧検査			
		フィルタユニット フィルタチャンバ	捕集効率検査			
		制御回路	作動検査 (インターロック) (1) 予備ファン起動			
		ディーゼル発電設備	自動起動検査 警報作動検査			
第3 廃棄物処理棟	気体廃棄設備	排風機	(1) 風量検査 (2) 風向検査			
		フィルタユニット	捕集効率検査			
汚染除去場	気体廃棄設備	排風機	風向検査			
		フィルタユニット フィルタチャンバ	捕集効率検査			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前					変更後	備考
別表第14 <u>修理及び改造 (第29条関係)</u>					別表第14 <u>(削除)</u>	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
<u>施設区分</u>	<u>施設管理者</u>	<u>第1同意者</u>	<u>第2同意者</u>	<u>承認者</u>		
本体施設	放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 高減容処理技術課長	バックエンド技術部長	原子炉主任技術者	所長		
特定施設	工務第1課長	工務技術部長	バックエンド技術部長 原子炉主任技術者			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前				変更後				備考
別表第15 保守結果の報告 (第30条関係)				別表第15 保守結果の報告 (第30条関係)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先	報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先	
放射性廃棄物管理第1課長	施設定期自主検査	第27条に定める検査が終了したとき及び第2編第41条に定める通知を受けたとき。	バックエンド技術部長	放射性廃棄物管理第1課長	定期事業者検査	第27条に定める検査が終了したとき。	バックエンド技術部長	
放射性廃棄物管理第2課長	修理及び改造	第29条第2項の定めにより放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。		放射性廃棄物管理第2課長	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第29条第2項の定めにより放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき。		
高減容処理技術課長		第27条に定める検査が終了したとき。		工務第1課長		定期事業者検査		
工務第1課長	施設定期自主検査	第29条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。	工務技術部長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長	工務第1課長	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第29条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき。	工務技術部長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長	
	修理及び改造	第27条に定める検査が終了したとき。			放射線管理第2課長	定期事業者検査		第27条に定める検査が終了したとき。
					修理及び改造並びに使用前事業者検査	第29条第2項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき。	放射線管理部長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 高減容処理技術課長	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第3編 廃棄物処理場の管理)

変更前						変更後						備考
別表第16 放射線測定機器及び測定箇所 (第36条関係)						別表第16 放射線測定機器及び測定箇所 (第36条関係)						放射線測定機器の使用方法の 明確化 記載の適正化
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種	
排気ダスト モニタ	第1廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1	排気中の 放射性塵 埃濃度の 連続監視	ベータ線	排気ダスト モニタ	第1廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の 放射性塵 埃濃度の 連続監視 に用いる。	ベータ線	
	第2廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		第2廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	第3廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		第3廃棄物処理棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	汚染除去場排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		汚染除去場排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	解体分別保管棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		解体分別保管棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	減容処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		減容処理棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
室内ダスト モニタ	第2廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1	管理区域 内空气中 の放射性 塵埃濃度 の監視	ベータ線	室内ダスト モニタ	第2廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域 内空气中 の放射性 塵埃濃度 の監視に 用いる。	ベータ線	
	第3廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		第3廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	解体分別保管棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	1		ベータ線		解体分別保管棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線	
	減容処理棟施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$ (cps)	2		ベータ線		減容処理棟施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2		ベータ線	
ガンマ線エ リアモニタ	第2廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	5	管理区域 内の線量 当量率の 連続監視	ガンマ線	ガンマ線エ リアモニタ	第2廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	5	管理区域 内の線量 当量率の 連続監視 に用いる。	ガンマ線	
	第3廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	4		ガンマ線		第3廃棄物処理棟 施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	4		ガンマ線	
	減容処理棟施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	3		ガンマ線		減容処理棟施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	3		ガンマ線	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前					変更後					備考
別表第17 放射線測定機器及び設置箇所（第36条関係）					別表第17 放射線測定機器及び設置箇所（第36条関係）					放射線測定機器の使用方法の 明確化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種	
ハンドフット クロスモニタ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 汚染除去場 解体分別保管棟解体室 減容処理棟 各施設の管理区域出 入口	各1	手、足、衣服等の 表面密度の測定	ベータ線	ハンドフット クロスモニタ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 汚染除去場 解体分別保管棟解体室 減容処理棟 各施設の管理区域出 入口	各1	手、足、衣服等の 表面密度の測定に 用いる。	ベータ線	
表面汚染検査用 サーバイメータ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 汚染除去場 解体分別保管棟解体室	各2	床及び機器等の表 面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用 サーバイメータ	第1廃棄物処理棟 第2廃棄物処理棟 第3廃棄物処理棟 汚染除去場 解体分別保管棟解体室	各2	床及び機器等の表 面密度の測定に用 いる。	ベータ線	
ガンマ線 サーバイメータ	減容処理棟 各施設内	各2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線 サーバイメータ	減容処理棟 各施設内	各2	線量当量率の測定 に用いる。	ガンマ線	
別表第18 ～ 別表第21（省略） 別図第1 ～ 別図第2（その25）（省略）					別表第18 ～ 別表第21（変更なし） 別図第1 ～ 別図第2（その25）（変更なし）					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第4編 JRR-2の管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p>第2章 特定施設の運転管理 (第6条-第8条)</p> <p>第3章 保守管理 (第9条-第13条)</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第14条)</p> <p>第2節 地震後の措置 (第15条)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第16条)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第17条)</p> <p>第5章 放射線管理 (第18条-第20条)</p>	<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第5条)</p> <p><u>第1章の2 廃止措置管理 (第5条の2)</u></p> <p>第2章 特定施設の運転管理 (第6条-第8条)</p> <p>第3章 保守管理 (<u>第8条の2</u>-第13条)</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第14条、<u>第14条の2</u>)</p> <p>第2節 地震後の措置 (第15条)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第16条)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第17条)</p> <p>第5章 放射線管理 (第18条-第20条)</p> <p><u>第6章 保安教育 (第21条)</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>火災発生に係る措置の明確化</p> <p>章の追加に伴う変更</p>
<p>第1章 通則</p> <p><u>(部内品質保証委員会等)</u></p> <p>第1条 <u>バックエンド技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、バックエンド技術部の部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第11条第2項及び第2編第42条に定める修理及び改造の計画</u></p> <p>(2) <u>第2条第1項に定める手引の作成及び変更</u></p> <p>(3) <u>JRR-2原子炉施設の品質保証に関する事項</u></p> <p><u>3 工務技術部長は、第2条第2項に定める事項を承認しようとするときは、当該事項について、工務技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u></p> <p><u>4 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、それぞれ、部内品質保証委員会及び部内安全審査会の審議の結果を尊重しなければならない。</u></p>	<p>第1章 通則</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(新規)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第2条 廃止措置課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-2本体施設管理手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 工務第2課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-2特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 設備・装置の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、JRR-2廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第3条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-2の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 施設定期自主検査の予定期間</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この編は、JRR-2廃止措置計画の第2段階(原子炉本体の維持管理)に適用し、第3段階(原子炉本体及び原子炉建屋等の解体)に着手する前に記載事項の変更について検討する。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第2条 廃止措置課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-2本体施設管理手引を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>(2) 廃止措置に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 工務第2課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-2特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 設備・装置の運転操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、JRR-2廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第3条 バックエンド技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-2の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の追加</p> <p>記載の適正化 施設管理に係る活動の追加に係る変更 JRR-2本体施設管理手引との整合及び記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第4編 JRR-2の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(3) 第11条第2項及び第2編第42条に定める修理及び改造をする施設、設備、装置又は機器の名称、及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全区域) 第4条（省略）</p> <p>(鍵の管理) 第5条（省略）</p> <p>(新規)</p> <p>第2章 特定施設の運転管理 (運転開始前の点検) 第6条 工務第2課長は、次の各号に掲げる設備を運転しようとするときは、それぞれの設備について、異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>(運転中の点検) 第7条 工務第2課長は、前条に掲げる運転中の設備について、毎日1回以上巡視し、異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(運転停止後の点検) 第8条 工務第2課長は、第6条に掲げる設備の運転を停止したときは、異常のないことを確認しなければならない。</p>	<p>(3) 第11条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置又は機器の名称、及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の承認を受けたときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全区域) 第4条（変更なし）</p> <p>(鍵の管理) 第5条（変更なし）</p> <p>第1章の2 廃止措置管理 (恒久停止措置) 第5条の2 廃止措置課長は、恒久停止措置として、制御材が挿入した状態で全ての制御材駆動装置を取り外さなければならない。また、燃料孔及び制御材孔に封印蓋を取り付け、燃料要素の再挿入及び制御材の引き抜きができないよう措置する。</p> <p>第2章 特定施設の運転管理 (運転開始前の点検) 第6条 工務第2課長は、第8条の3第1項の施設管理実施計画に定める設備を運転しようとするときは、それぞれの設備について、異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(運転中の巡視) 第7条 工務第2課長は、第8条の3第1項の施設管理実施計画に定める運転中の設備について、異常のないことを確認しなければならない。</p> <p>(運転停止後の点検) 第8条 工務第2課長は、第8条の3第1項の施設管理実施計画に定める設備の運転を停止したときは、異常のないことを確認しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保守管理 (新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第8条の2 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-2(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 バックエンド技術部長は、前項の施設管理目標をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 バックエンド技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第8条の3 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p><u>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 廃止措置課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
(新規)	<p><u>術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>バックエンド技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>廃止措置課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
(新規)	<p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第8条の4 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
(新規)	<p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第8条の5 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	施設管理に係る活動の追加に係る変更
<p><u>(施設定期自主検査)</u></p> <p>第9条 <u>廃止措置課長は、次の号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、機能が維持されているかどうかの検査を別表第1に掲げるところにより年1回行うこと。</u></p> <p>2 <u>工務第2課長は、次の号に掲げるところにより特定施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、機能が維持されているかどうかの検査を別表第2に掲げるところにより年1回行うこと。</u></p>	<p><u>(定期事業者検査)</u></p> <p>第9条 <u>原子力施設検査室長は、JRR-2の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>ニ <u>施設管理目標</u></p> <p>(2) <u>定期事業者検査要領</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p>	検査制度の見直しに伴う記載の適正化

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第10条 <u>廃止措置課長及び工務第2課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査の実施計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象となる施設、設備、装置又は機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>(3) <u>予定期間</u></p> <p>2 <u>廃止措置課長は、前項の施設定期自主検査の実施計画をとりまとめ、JRR-2の施設定期自主検査の実施計画を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号に定める予定期間については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>廃止措置課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第11条 <u>別表第3に掲げる施設管理者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認めるときは、修理又は改造を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>別表第3に掲げる施設管理者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造の計画を作成し、同表に掲げる第1同意者の同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>修理及び改造をする施設、設備、装置又は機器等の名称</u></p> <p>(2) <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>(3) <u>予定期間</u></p>	<p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第10条 (削除)</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第11条 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>イ <u>修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>修理及び改造の内容</u></p> <p>ハ <u>予定期間</u></p> <p>3 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、それぞれバ</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第4編 JRR-2の管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 別表第3に掲げる第1同意者は、前項の定めにより同意した修理及び改造の計画について、所長の承認を受けなければならない。なお、工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 別表第3に掲げる第1同意者は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>(新規)</p>	<p><u>ックエンド技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第2項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>廃止措置課長は本体施設について、工務第2課長は特定施設について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第11条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 工事の内容</u></p> <p><u>ハ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ニ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第4編 JRR-2の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第12条</p> <p>廃止措置課長及び工務第2課長は、第9条の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を別表第4に掲げるところにより、報告又は通知先の者に報告又は通知しなければならない。廃止措置課長が、第2編第41条の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、バックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第13条 工務第2課長は、次の各号に掲げる設備について、毎週1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第14条 廃止措置課長は、第15条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 工務第2課長は、第6条の運転開始前の点検、第7条の運転中の点検、第8条の運転停止後の点検、第13条の巡視及び点検並びに第15条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、廃止措置課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃止措置課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が</p>	<p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第12条 原子力施設検査室長は、第9条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第9条の定期事業者検査が終了したとき、第11条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第4に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第13条 工務第2課長は、第8条の3第1項の施設管理実施計画に定める設備について、巡視しなければならない。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第14条 廃止措置課長は、第15条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>2 工務第2課長は、第6条の運転開始前の点検、第7条の運転中の巡視、第8条の運転停止後の点検、第13条の巡視並びに第15条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、廃止措置課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃止措置課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考
<p>JRR-2の保安に支障を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>第2節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第15条 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、震度4以上の地震が発生したときは、廃止措置課長は本体施設を、工務第2課長は特定施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を点検しなければならない。</p> <p>2 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果を廃止措置課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃止措置課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第17条 (省略)</p>	<p>JRR-2の保安に支障を及ぼすと認めるときは、バックエンド技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p><u>(火災発生時の措置)</u></p> <p><u>第14条の2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 火災鎮火後、廃止措置課長は本体施設を、工務第2課長は特定施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果を廃止措置課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 廃止措置課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第2節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第15条 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、震度4以上の地震が発生したときは、廃止措置課長は本体施設を、工務第2課長は特定施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を点検しなければならない。</p> <p>2 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果を廃止措置課長に通報しなければならない。</p> <p>3 廃止措置課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第16条 (変更なし)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第17条 (変更なし)</p>	<p>火災発生に係る措置の明確化</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考																						
<p>第5章 放射線管理 (管理区域の区分) 第18条 (省略)</p> <p>(放射線測定機器) 第19条 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第20条 (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>別表第1 <u>本体施設の施設定期自主検査項目 (第9条関係)</u></p>	<p>第5章 放射線管理 (管理区域の区分) 第18条 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器) 第19条 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第20条 (変更なし)</p> <p>第6章 保安教育 <u>(保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)</u> 第21条 <u>第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第8に掲げるとおりとする。</u></p> <p>別表第1 <u>(削除)</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1024 608 1108">施設</th> <th data-bbox="608 1024 943 1108">主な設備</th> <th data-bbox="943 1024 1237 1108">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1108 608 1203">原子炉本体</td> <td data-bbox="608 1108 943 1203">放射線遮蔽体</td> <td data-bbox="943 1108 1237 1203">線量当量率測定検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1203 608 1528" rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td data-bbox="608 1203 943 1297">原子炉建屋</td> <td data-bbox="943 1203 1237 1297">外観検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1297 943 1413">二重気密扉</td> <td data-bbox="943 1297 1237 1413">(1)外観検査 (2)作動検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1413 943 1528">非常用気密扉</td> <td data-bbox="943 1413 1237 1528">(1)外観検査 (2)作動検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1528 608 1816" rowspan="4">その他原子炉の附属施設</td> <td data-bbox="608 1528 943 1602">ホットケープ</td> <td data-bbox="943 1528 1237 1602">外観検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1602 943 1665">燃料貯蔵庫</td> <td data-bbox="943 1602 1237 1665">外観検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1665 943 1738">使用済燃料貯蔵プール</td> <td data-bbox="943 1665 1237 1738">外観検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1738 943 1816">ガンマ線照射用実験孔</td> <td data-bbox="943 1738 1237 1816">外観検査</td> </tr> </tbody> </table>	施設	主な設備	検査項目	原子炉本体	放射線遮蔽体	線量当量率測定検査	原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査	二重気密扉	(1)外観検査 (2)作動検査	非常用気密扉	(1)外観検査 (2)作動検査	その他原子炉の附属施設	ホットケープ	外観検査	燃料貯蔵庫	外観検査	使用済燃料貯蔵プール	外観検査	ガンマ線照射用実験孔	外観検査		
施設	主な設備	検査項目																						
原子炉本体	放射線遮蔽体	線量当量率測定検査																						
原子炉格納施設	原子炉建屋	外観検査																						
	二重気密扉	(1)外観検査 (2)作動検査																						
	非常用気密扉	(1)外観検査 (2)作動検査																						
その他原子炉の附属施設	ホットケープ	外観検査																						
	燃料貯蔵庫	外観検査																						
	使用済燃料貯蔵プール	外観検査																						
	ガンマ線照射用実験孔	外観検査																						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前					変更後				備考
別表第2 特定施設の施設定期自主検査項目 (第9条関係)					別表第2 (削除)				施設管理に係る活動の追加に係る変更
施設		主な設備		検査項目					
放射性廃棄物の廃棄施設		気体廃棄設備		処理能力検査					
		液体廃棄設備		漏えい検査					
別表第3 修理及び改造 (第11条関係)					別表第3 (削除)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設区分	施設管理者	第1同意者	第2同意者	承認者					
本体施設	廃止措置課長	バックエンド技術部長	廃止措置施設保安主務者	所長					
特定施設	工務第2課長	工務技術部長	バックエンド技術部長 廃止措置施設保安主務者						
別表第4 保守結果の報告 (第12条関係)					別表第4 保守結果の報告 (第12条関係)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先		報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	
廃止措置課長	施設定期自主検査	第9条第1項に定める検査が終了したとき及び第2編第41条に定める通知を受けたとき	バックエンド技術部長		廃止措置課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	バックエンド技術部長	
	修理及び改造	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業が終了したとき				修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき		
工務第2課長	施設定期自主検査	第9条第2項に定める検査が終了したとき	工務技術部長 廃止措置課長		工務第2課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 廃止措置課長	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前				変更後				備考				
	修理及び改造	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業が終了したとき			修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき						
				放射線管理第1課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 廃止措置課長					
					修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき						
別表第5 放射線測定機器及び測定箇所 (第19条関係)				別表第5 放射線測定機器及び測定箇所 (第19条関係)				記載の適正化 放射線測定機器の使用方法の明確化				
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所		指示範囲	数量	使用方法	測定線種
排気ダストモニタ	排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気ダストモニタ	排気口		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ベータ線
室内ダストモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内ダストモニタ	施設内		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	ベータ線
ガンマ線エリアモニタ		10 ⁻¹ ~10 ⁵ μSv/h	4	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ			10 ⁻¹ ~10 ⁵ μSv/h	4	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線
別表第6 放射線測定機器及び設置場所 (第19条関係)				別表第6 放射線測定機器及び設置箇所 (第19条関係)					記載の適正化 記載の適正化 放射線測定機器の使用方法の明確化			
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法		測定線種		
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。		ベータ線		
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。		ベータ線		
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第4編 JRR-2の管理)

変更前	変更後	備考										
別表第7 (省略) (新規) 別図第1～別図第2 (その3) (省略)	別表第7 (変更なし) 別表第8 保安教育の教育内容 (第21条関係) <table border="1" data-bbox="1299 394 2068 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="1299 394 1501 436">保安教育項目</th> <th data-bbox="1501 394 2068 436">教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1299 436 1501 478"></td> <td data-bbox="1501 436 2068 478">廃止措置計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 478 1501 520">原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること</td> <td data-bbox="1501 478 2068 520">主要な設備の構造、機能、性能に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 520 1501 562"></td> <td data-bbox="1501 520 2068 562">主要な設備の運転管理及び保守管理(恒久停止措置を含む。)に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1299 562 1501 604"></td> <td data-bbox="1501 562 2068 604">異常時の措置に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> 別図第1～別図第2 (その3) (変更なし)	保安教育項目	教育内容		廃止措置計画に関すること。	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。		主要な設備の運転管理及び保守管理(恒久停止措置を含む。)に関すること。		異常時の措置に関すること。	保安教育項目の追加
保安教育項目	教育内容											
	廃止措置計画に関すること。											
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。											
	主要な設備の運転管理及び保守管理(恒久停止措置を含む。)に関すること。											
	異常時の措置に関すること。											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第5編 J R R - 3 の管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第28条-第32条)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 地震後の措置 (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p>第1章 通則</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第27条の2-第32条)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条・<u>第59条の2</u>)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 地震後の措置 (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p>第1章 通則</p> <p><u>(適用範囲)</u></p> <p><u>第1条 この編は、JRR-3の新規制基準への適合性が確認されるまでの期間にのみ適用する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p></p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>火災に係る措置の条の追加</p> <p>許可との整合に係る条の追加</p> <p>条の追加に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(1)「炉心」とは、JRR-3に係る燃料要素、制御棒、照射筒、減速材及びベリリウム反射体で構成される領域をいう。</p> <p>(2)「炉内」とは、炉心、重水タンク、垂直照射孔、水平実験孔等を含む原子炉プール内面の領域をいう。</p> <p>(3)「重水」とは、JRR-3の反射材として用いる重水をいう。</p> <p>(4)「安全保護回路等」とは、安全保護回路、工学的安全施設及び制御棒リバースをいう。</p> <p>(5)「特殊試験」とは、通常の運転操作手順によらない状態にて行う試験をいう。</p> <p>(6)「炉運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3運転班長をいう。</p> <p>(7)「炉運転班長代理」とは、第1編第8条第2項に定める運転班長代理をいう。</p> <p>(8)「機械室運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3機械室運転班長をいう。</p> <p>(部内安全審査会)</p> <p>第2条 <u>研究炉加速器技術部及び工務技術部に、それぞれの部内安全審査会を設置する。</u></p> <p>2 <u>研究炉加速器技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、研究炉加速器技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第30条第2項及び第2編第42条第1項に定める修理及び改造計画</u></p> <p>(2) <u>第5条第1項及び第4項に定める手引</u></p> <p>(3) <u>第13条に定めるJRR-3の特殊試験計画書(以下この編において「特殊試験計画書」という。)</u></p> <p>(4) <u>JRR-3原子炉施設の品質保証に関する事項</u></p> <p>(5) <u>JRR-3原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u></p> <p>3 <u>工務技術部長は、第5条第2項に定める事項を承認しようとするときは、当該事項について、工務技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は、それぞれの部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>(運転要員及び要員の配置)</p> <p>第3条 JRR-3管理課長は、次の各号に掲げる場合は、本体施設の運転等に従事する要員(以下この編において「運転要員」という。)を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(1) 第23条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転を開始してから第27条の定める運転停止後の措置が終了するま</p>	<p>(1)「炉心」とは、JRR-3に係る燃料要素、制御棒、照射筒、減速材及びベリリウム反射体で構成される領域をいう。</p> <p>(2)「炉内」とは、炉心、重水タンク、垂直照射孔、水平実験孔等を含む原子炉プール内面の領域をいう。</p> <p>(3)「重水」とは、JRR-3の反射材として用いる重水をいう。</p> <p>(4)「安全保護回路等」とは、安全保護回路、工学的安全施設及び制御棒リバースをいう。</p> <p>(5)「特殊試験」とは、通常の運転操作手順によらない状態にて行う試験をいう。</p> <p>(6)「炉運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3運転班長をいう。</p> <p>(7)「炉運転班長代理」とは、第1編第8条第2項に定める運転班長代理をいう。</p> <p>(8)「機械室運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3機械室運転班長をいう。</p> <p>第2条 (削除)</p> <p>(運転要員及び要員の配置)</p> <p>第3条 JRR-3管理課長は、次の各号に掲げる場合は、本体施設の運転等に従事する要員(以下この編において「運転要員」という。)を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(1) 第23条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転を開始してから第27条の定める運転停止後の措置が終了するま</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>で。</p> <p>(3) 第16条の定めにより制御棒の中性子吸収体を炉心から取り出すとき又は炉心に<u>そう入</u>するとき。</p> <p>(4) 第37条の定めによりJRR-3の燃料要素（以下この編において「燃料要素」という。）を炉心に<u>そう入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>(5) 第48条の定めによりキャプセル等を炉心に<u>そう入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項第1号及び第2号に該当するときは、運転要員を制御室に2人以上配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第1号及び第2号に該当するときは、制御室等に要員を配置しなければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、次の各号に掲げる場合は、炉室等に要員を配置しなければならない。</p> <p>(1) 第23条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 第27条の定めにより運転停止後の措置を行うとき。</p> <p>(3) 第48条の定めによりキャプセル等を炉心に<u>そう入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>第4条～第6条（省略）</p> <p>（年間運転計画）</p> <p>第7条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転の予定期間</p> <p>(2) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</p> <p>(3) 第30条第2項及び第2編第42条第1項に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称、及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、<u>放射線管理第1課長及び研究炉技術課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>で。</p> <p>(3) 第16条の定めにより制御棒の中性子吸収体を炉心から取り出すとき又は炉心に<u>挿入</u>するとき。</p> <p>(4) 第37条の定めによりJRR-3の燃料要素（以下この編において「燃料要素」という。）を炉心に<u>挿入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>(5) 第48条の定めによりキャプセル等を炉心に<u>挿入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項第1号及び第2号に該当するときは、運転要員を制御室に2人以上配置しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項第1号及び第2号に該当するときは、制御室等に要員を配置しなければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、次の各号に掲げる場合は、炉室等に要員を配置しなければならない。</p> <p>(1) 第23条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 第27条の定めにより運転停止後の措置を行うとき。</p> <p>(3) 第48条の定めによりキャプセル等を炉心に<u>挿入</u>するとき又は炉心から取り出すとき。</p> <p>第4条～第6条（変更なし）</p> <p>（年間運転計画）</p> <p>第7条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転の予定期間</p> <p>(2) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</p> <p>(3) 第30条第2項に定める修理及び改造をする施設、<u>設備、装置、機器</u>等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、<u>研究炉技術課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(運転実施計画)</p> <p>第8条 JRR-3管理課長は、運転サイクルごとに別表第1に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の運転実施計画(以下この編において「運転実施計画」という。)を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。運転実施計画の原子炉運転予定日を変更しようとするとき及び予定出力を増大しようとするときも同様とする。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長、利用施設管理課長、<u>放射線管理第1課長及び研究炉技術課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第9条～第13条 (省略)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限 第14条 (省略)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 第15条 (省略)</p> <p>(制御棒の中性子吸収体の取り出し及び<u>そう入</u>)</p> <p>第16条 JRR-3管理課長は、中性子吸収体を炉心から取り出すときは、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 中性子吸収体1体を取り出すときは、当該中性子吸収体以外の全ての中性子吸収体を全<u>そう入</u>状態に維持する。</p> <p>(2) 中性子吸収体を2体以上取り出すときは、取り出し作業前の条件として、あらかじめ標準燃料要素26体全てを炉心から取り出し、最小臨界未満の炉心構成にする。</p> <p>(3) 中性子吸収体の取り扱いは、1体ずつ行う。</p> <p>2 前項第3号の定めは、中性子吸収体を炉心に<u>そう入</u>する場合について準用する。</p> <p>第3節 運転上の条件 第17条～第22条 (省略)</p>	<p>(運転実施計画)</p> <p>第8条 JRR-3管理課長は、運転サイクルごとに別表第1に掲げる事項を明らかにしたJRR-3の運転実施計画(以下この編において「運転実施計画」という。)を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。運転実施計画の原子炉運転予定日を変更しようとするとき及び予定出力を増大しようとするときも同様とする。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長、利用施設管理課長、<u>研究炉技術課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>第9条～第13条 (変更なし)</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限 第14条 (変更なし)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 第15条 (変更なし)</p> <p>(制御棒の中性子吸収体の取り出し及び<u>挿入</u>)</p> <p>第16条 JRR-3管理課長は、中性子吸収体を炉心から取り出すときは、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 中性子吸収体1体を取り出すときは、当該中性子吸収体以外の全ての中性子吸収体を全<u>挿入</u>状態に維持する。</p> <p>(2) 中性子吸収体を2体以上取り出すときは、取り出し作業前の条件として、あらかじめ標準燃料要素26体全てを炉心から取り出し、最小臨界未満の炉心構成にする。</p> <p>(3) 中性子吸収体の取り扱いは、1体ずつ行う。</p> <p>2 前項第3号の定めは、中性子吸収体を炉心に<u>挿入</u>する場合について準用する。</p> <p>第3節 運転上の条件 第17条～第22条 (変更なし)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4節 運転 (運転開始前の措置)</p> <p>第23条 原子炉の運転を開始しようとするときは、JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、別表第13に掲げる設備について、それぞれ<u>巡視及び点検</u>を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、同一運転サイクル内において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認した状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び利用施設管理課長は、第1項及び前項の確認の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第24条～第25条 (省略)</p> <p>(原子炉運転中の巡視<u>及び点検</u>)</p> <p>第26条 炉運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p>	<p>第4節 運転 (運転開始前の措置)</p> <p>第23条 原子炉の運転を開始しようとするときは、JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、別表第13に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、同一運転サイクル内において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認した状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び利用施設管理課長は、第1項及び前項の確認の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第24条～第25条 (変更なし)</p> <p>(原子炉運転中の巡視)</p> <p>第26条 炉運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(運転停止後の措置)</p> <p>第27条 JRR-3管理課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒が完全に<u>そう入</u>されていること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>(3) 崩壊熱除去のために必要な1次冷却設備、2次冷却設備等が正常に運転されていること。ただし、崩壊熱除去を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の確認を行った後、JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、同一運転サイクル内において再起動を行わないときは、別表第14に掲げる設備の状態について、それぞれ<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び利用施設管理課長は、前項の<u>巡視及び点検</u>の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>(運転停止後の措置)</p> <p>第27条 JRR-3管理課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒が完全に<u>挿入</u>されていること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>(3) 崩壊熱除去のために必要な1次冷却設備、2次冷却設備等が正常に運転されていること。ただし、崩壊熱除去を必要としないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の確認を行った後、JRR-3管理課長、工務第1課長及び利用施設管理課長は、同一運転サイクル内において再起動を行わないときは、別表第14に掲げる設備の状態について、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び利用施設管理課長は、前項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p><u>第27条の2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3(本体施設、利用施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p><u>第27条の3 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 JRR-3管理課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
	<p>5 JRR-3管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p>第27条の4 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第28条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設について、緊急しゃ断のための性能検査を1月ごとに行うこと。ただし、施設定期自主検査及び第30条に基づく修理及び改造により緊急しゃ断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 計測制御系統施設の緊急しゃ断検査を、施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(3) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を、施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(4) 制御棒そう入時間が別表第15に定める値であることを、施設定期検査を受ける時期ごとに確認すること。</p> <p>(5) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第16に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が</p>	<p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 JRR-3管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第27条の5 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第27条の6 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、JRR-3の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>維持されているかどうかの検査を別表第 17 に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、次の各号に掲げるところにより利用施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 利用施設の保安に直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(2) 保安上特に管理を必要とする利用施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第 18 に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(施設定期自主検査実施計画)</p> <p>第 29 条 JRR-3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は、第 28 条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。ただし、第 28 条第 1 項第 1 号に定める緊急しゃ断のための性能検査については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 JRR-3 管理課長は、前項の施設定期自主検査実施計画を取りまとめ、JRR-3 施設の施設定期自主検査実施計画を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第 3 号の予定期間の変更については、この限りではない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 JRR-3 管理課長は、第 2 項の承認を受けた場合は、工務第 1 課長、利用施設管理課長、放射線管理第 1 課長及び研究炉技術課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第 30 条 別表第 19 に掲げる計画作成者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認めた場合は修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 別表第 19 に掲げる計画作成者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる第 1 同意者の同意を得るものとし、同意した第 1 同意者は計画承認者の承認を受けなければならない。これを変更</p>	<p>放射線管理第 1 課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第 1 項の同意を得たときは、JRR-3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長に通知しなければならない。</p> <p>4 JRR-3 管理課長、工務第 1 課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の承認を受けなければならない。</p> <p>第29条 (削除)</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第 30 条 別表第 19 に掲げる計画作成者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認めた場合は修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 別表第 19 に掲げる計画作成者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が、法第 28 条第 1 項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる確認者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様</p>	<p>備考</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>するときも同様とする。</p> <p><u>(1) 修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p>3 <u>別表第 19 に掲げられている同意について、原子炉主任技術者の同意は計画承認者が、特定施設の修理及び改造計画に係る研究炉加速器技術部長の同意は、工務技術部長が得るものとする。</u></p> <p>4 <u>別表第 19 に掲げる計画作成者は、第 1 項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>JRR-3 管理課長及び研究炉技術課長は本体施設について、工務第 1 課長は特定施設について、利用施設管理課長は利用施設について、それぞれ修理及び改造が必要と認めた場合で、設計及び工事の方法の認可申請を伴わない場合、正常な状態に復帰するために修理又は改造を行うことができる。</u></p>	<p>とする。</p> <p><u>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 修理及び改造の内容</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p>3 <u>工務技術部長及び放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>別表第 19 に掲げる確認者は、第 2 項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ計画承認者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>計画承認者は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>6 <u>別表第 19 に掲げる計画作成者は、第 4 項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>別表第19に掲げる計画作成者は、同表のそれぞれの施設区分について、修理及び改造が必要と認めた場合、その修理及び改造が法第28条第 1 項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第30条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 使用前事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 工事の内容</u></p> <p><u>ハ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ニ 予定期間</u></p> <p><u>(2) 使用前事業者検査要領書</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第31条</p> <p><u>JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は、施設定期自主検査を終了したとき及び前条の定めにより当該課長が作成した修理及び改造計画の作業が終了したとき、並びにJRR-3管理課長が第2編第41条の定めにより通知を受けたときは、別表第20に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告又は通知先の者に報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の報告又は前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。ただし、第28条第1項第1号に定める緊急しゃ断のための性能検査については、所長への報告を省略することができる。</p>	<p><u>前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に係る課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に係る部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第31条 原子力施設検査室長は、第28条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、その結果をJRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、第28条の定期事業者検査を終了したとき、第2編第41条の定めにより通知を受けたとき、並びに第30条の修理及び改造計画の作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第20に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p></p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>
<p>(原子炉停止中の巡視及び点検)</p> <p>第32条 JRR-3管理課長は、原子炉停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備、2次冷却設備、重水冷却設備等)</p> <p>(2) 制御設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>3 JRR-3管理課長は、原子炉停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上点検しなければならない。</p>	<p>(原子炉停止中の巡視)</p> <p>第32条 JRR-3管理課長は、原子炉停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備、2次冷却設備、重水冷却設備等)</p> <p>(2) 制御設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>3 JRR-3管理課長は、原子炉停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上巡視しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(1) 原子炉プール液面</p> <p>4 工務第1課長は、原子炉停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 建家停電 (2) 廃液貯槽 (3) 詰替セル負圧</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (未使用燃料要素の受け入れ)</p> <p>第33条 JRR-3管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした受入票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 受入年月日 (2) 受け入れる燃料要素の番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の番号 (2) 燃料要素の外観 (3) 燃料要素の表面密度</p> <p>4 JRR-3管理課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>検査</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素及び燃料体の貯蔵)</p> <p>第34条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体を貯蔵するときは、別表第21に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p>	<p>(1) 原子炉プール液面</p> <p>4 工務第1課長は、原子炉停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 建家停電 (2) 廃液貯槽 (3) 詰替セル負圧</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (未使用燃料要素の受け入れ)</p> <p>第33条 JRR-3管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした受入票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 受入年月日 (2) 受け入れる燃料要素の番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>受け入れに当たっては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素の番号 (2) 燃料要素の外観 (3) 燃料要素の表面密度</p> <p>4 JRR-3管理課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>点検</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素及び燃料体の貯蔵)</p> <p>第34条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため、別表第21に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p>	<p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 JRR-3管理課長は、未使用燃料貯蔵庫に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>4 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素及び燃料体の貯蔵場所を変更したときは、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(燃料要素及び燃料体の貯蔵中の点検)</p> <p>第35条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素及び燃料体の数量 (4) 燃料要素及び燃料体の保管状況</p> <p>第36条 (省略)</p> <p>(燃料要素の引渡し及び交換)</p> <p>第37条 研究炉技術課長は、前条第3項の通知を受けて、JRR-3管理課長に燃料要素を引き渡すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の番号及び数量 (2) 燃料要素の外観</p> <p>2 JRR-3管理課長は、燃料要素を炉心に<u>そう入</u>するとき又は炉心から取り出すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ行わなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒の完全<u>そう入</u>状態。ただし、フォロー型燃料要素交換の場合は、当該制御棒以外の全制御棒の完全<u>そう入</u>状態。 (2) 燃料要素の番号 (3) 燃料要素の外観</p> <p>3 JRR-3管理課長は、燃料交換作業を終了したときは、過剰反応度及び反応度停止余裕が別表第3に定めるそれぞれの制限値を超えないことを確認しなければならない。</p>	<p>3 JRR-3管理課長は、未使用燃料貯蔵庫に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>4 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素及び燃料体の貯蔵場所を変更したときは、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(燃料要素及び燃料体の貯蔵中の点検)</p> <p>第35条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は、燃料要素及び燃料体の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。<u>点検に当たっては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素及び燃料体の数量 (4) 燃料要素及び燃料体の保管状況</p> <p>第36条 (変更なし)</p> <p>(燃料要素の引渡し及び交換)</p> <p>第37条 研究炉技術課長は、前条第3項の通知を受けて、JRR-3管理課長に燃料要素を引き渡すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の番号及び数量 (2) 燃料要素の外観</p> <p>2 JRR-3管理課長は、燃料要素を炉心に<u>挿入</u>するとき又は炉心から取り出すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ行わなければならない。<u>挿入又は取り出しに当たっては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 全制御棒の完全<u>挿入</u>状態。ただし、フォロー型燃料要素交換の場合は、当該制御棒以外の全制御棒の完全<u>挿入</u>状態。 (2) 燃料要素の番号 (3) 燃料要素の外観</p> <p>3 JRR-3管理課長は、燃料交換作業を終了したときは、過剰反応度及び反応度停止余裕が別表第3に定めるそれぞれの制限値を超えないことを確認しなければならない。</p>	<p></p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>記載の適正化 臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料要素の受け入れ)</p> <p>第 38 条 研究炉技術課長は、JRR-3管理課長から使用済燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の番号 (2) 燃料要素の外観</p> <p>2 研究炉技術課長は、前項の確認をしたときは、次の各号に掲げる事項について、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) 受け入れた使用済燃料要素の番号及び数量 (3) 貯蔵状況</p> <p>3 研究炉技術課長は、JRR-4の使用済燃料要素を使用済燃料貯槽 No.2に受け入れようとするときは、第 1 項に掲げる事項について確認したのち、第 2 項に掲げる事項について、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(使用済の燃料要素及び燃料体の輸送容器への収納)</p> <p>第 39 条 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素及び燃料体を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素及び燃料体の運搬に適合していること。 (2) 輸送容器に異常がないこと。 (3) 燃料要素及び燃料体の番号及び数量 (4) 燃料要素及び燃料体の外観</p> <p>第 40 条～第 43 条 (省略)</p> <p>第 5 章 重水の管理 (重水の受け入れ)</p> <p>第 44 条 JRR-3管理課長は、重水を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>(1) 重水の重量 (2) 重水の濃度</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、その<u>検査結果</u>について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p>	<p>(使用済燃料要素の受け入れ)</p> <p>第 38 条 研究炉技術課長は、JRR-3管理課長から使用済燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。<u>受け入れに当たっては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素の番号 (2) 燃料要素の外観</p> <p>2 研究炉技術課長は、前項の確認をしたときは、次の各号に掲げる事項について、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) 受け入れた使用済燃料要素の番号及び数量 (3) 貯蔵状況</p> <p>3 研究炉技術課長は、JRR-4の使用済燃料要素を使用済燃料貯槽 No.2に受け入れようとするときは、第 1 項に掲げる事項について確認したのち、第 2 項に掲げる事項について、JRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(使用済の燃料要素及び燃料体の輸送容器への収納)</p> <p>第 39 条 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素及び燃料体を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。<u>収納に当たっては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素及び燃料体の運搬に適合していること。 (2) 輸送容器に異常がないこと。 (3) 燃料要素及び燃料体の番号及び数量 (4) 燃料要素及び燃料体の外観</p> <p>第 40 条～第 43 条 (変更なし)</p> <p>第 5 章 重水の管理 (重水の受け入れ)</p> <p>第 44 条 JRR-3管理課長は、重水を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 重水の重量 (2) 重水の濃度</p> <p>2 JRR-3管理課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、その<u>点検結果</u>について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p>	<p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第45条～第47条（省略）</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 （キャプセル等の<u>そう入</u>及び取り出し）</p> <p>第48条 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に<u>そう入</u>するときは、キャプセル等の表面に有害な割れ、傷のないことを確認しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に<u>そう入</u>するとき及び炉内から取り出すときは、炉運転班長に通報しなければならない。ただし、水力照射設備、気送照射設備及び放射化分析用照射設備のキャプセル等の<u>そう入</u>及び取り出しについては、これを省略できる。</p> <p>第49条（省略）</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置</p> <p>第50条～第51条（省略）</p> <p>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</p> <p>第52条 JRR-3管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 全制御棒の完全<u>そう入</u></p> <p>(4) 崩壊熱の除去（ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。）</p> <p>(5) 非常用排気設備の作動の有無</p> <p>2 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなければならない。</p>	<p>第45条～第47条（変更なし）</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 （キャプセル等の<u>挿入</u>及び取り出し）</p> <p>第48条 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に<u>挿入</u>するときは、キャプセル等の表面に有害な割れ、傷のないことを確認しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長は、キャプセル等を炉内に<u>挿入</u>するとき及び炉内から取り出すときは、炉運転班長に通報しなければならない。ただし、水力照射設備、気送照射設備及び放射化分析用照射設備のキャプセル等の<u>挿入</u>及び取り出しについては、これを省略できる。</p> <p>第49条（変更なし）</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置</p> <p>第50条～第51条（変更なし）</p> <p>（原子炉が計画外停止した場合等の措置）</p> <p>第52条 JRR-3管理課長は、前条に定める安全保護回路等が作動したとき、第50条で定める警報が復帰できず原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路等又は警報装置の項目及びその原因</p> <p>(2) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(3) 全制御棒の完全<u>挿入</u></p> <p>(4) 崩壊熱の除去（ただし、崩壊熱除去を必要としないときはこの限りではない。）</p> <p>(5) 非常用排気設備の作動の有無</p> <p>2 JRR-3管理課長は、原子炉が計画外停止したときは、工務第1課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 放射線管理第1課長は、前条の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第1項の措置及び確認を行ったとき並びに前項の通報を受けたときは研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第5編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第53条（省略）</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条（省略）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-3管理課長に通報しなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼす恐れのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</p> <p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視及び点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項及び前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視及び点検並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の巡視及び点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視及び点検、第27条第2項の原子炉停止後の巡視及び点検並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第53条（変更なし）</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条（変更なし）</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-3管理課長に通報しなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼす恐れのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</p> <p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項及び前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第27条第2項の原子炉停止後の点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視、第27条第2項の原子炉停止後の点検並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置</p> <p>第60条 (省略)</p> <p>(使用中及び使用済の燃料要素又は使用済の燃料体に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条 JRR-3管理課長は、使用中の燃料要素に異常を認めるときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判断しなければならない。この場合において、継続使用を不可としたときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに研究炉技術課長及び原子炉主任技術者に通知し、その燃料要素を炉心から取り出さなければならない。</p> <p>2 研究炉技術課長は、前項の通知を受けた燃料要素を受け入れたときは、破損状況等の<u>検査</u>を行い、破損を認めた燃料要素については、専用容器に収納しなければならない。</p> <p>3 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素又は燃料体に異常を認めるとき及び前項で受け入れた燃料要素に措置を講じたときは、その状況及び講じた措置を研究炉加速器技術部長に報告するとともにJRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>第62条 (省略)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</p> <p>第63条 (省略)</p>	<p>(火災発生時の措置)</p> <p>第59条の2 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置</p> <p>第60条 (変更なし)</p> <p>(使用中及び使用済の燃料要素又は使用済の燃料体に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第61条 JRR-3管理課長は、使用中の燃料要素に異常を認めるときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判断しなければならない。この場合において、継続使用を不可としたときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに研究炉技術課長及び原子炉主任技術者に通知し、その燃料要素を炉心から取り出さなければならない。</p> <p>2 研究炉技術課長は、前項の通知を受けた燃料要素を受け入れたときは、破損状況等の<u>確認</u>を行い、破損を認めた燃料要素については、専用容器に収納しなければならない。</p> <p>3 研究炉技術課長は、使用済の燃料要素又は燃料体に異常を認めるとき及び前項で受け入れた燃料要素に措置を講じたときは、その状況及び講じた措置を研究炉加速器技術部長に報告するとともにJRR-3管理課長及び原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>第62条 (変更なし)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</p> <p>第63条 (変更なし)</p>	<p>火災発生時に係る記載の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考																		
<p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 第64条 (省略)</p> <p>第7節 地震後の措置 (地震後の措置) 第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設を及び研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。 2 工務第1課長、利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長は、前項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。 3 JRR-3管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条 (省略)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第67条 (省略)</p> <p>第8章 放射線管理 第68条～第70条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第3 (省略)</p> <p>別表第4 照射設備への装荷物の反応度制限値(第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="284 1480 1202 1822"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>事項</th> <th>反応度制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全照射設備</td> <td>そう入可能な試料による反応度</td> <td>3.7% Δk/k 以下</td> </tr> <tr> <td>水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備</td> <td>原子炉運転中にそう入、取り出しを行う試料による反応度</td> <td>0.073% Δk/k 以下</td> </tr> </tbody> </table>	設備	事項	反応度制限値	全照射設備	そう入可能な試料による反応度	3.7% Δk/k 以下	水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備	原子炉運転中にそう入、取り出しを行う試料による反応度	0.073% Δk/k 以下	<p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 第64条 (変更なし)</p> <p>第7節 地震後の措置 (地震後の措置) 第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設を及び研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。 2 工務第1課長、利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長は、前項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。 3 JRR-3管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条 (変更なし)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第67条 (変更なし)</p> <p>第8章 放射線管理 第68条～第70条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第3 (変更なし)</p> <p>別表第4 照射設備への装荷物の反応度制限値(第15条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1302 1480 2220 1822"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>事項</th> <th>反応度制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全照射設備</td> <td>挿入可能な試料による反応度</td> <td>3.7% Δk/k 以下</td> </tr> <tr> <td>水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備</td> <td>原子炉運転中に挿入、取り出しを行う試料による反応度</td> <td>0.073% Δk/k 以下</td> </tr> </tbody> </table>	設備	事項	反応度制限値	全照射設備	挿入可能な試料による反応度	3.7% Δk/k 以下	水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備	原子炉運転中に挿入、取り出しを行う試料による反応度	0.073% Δk/k 以下	<p></p> <p>所掌業務の整理による見直し</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
設備	事項	反応度制限値																		
全照射設備	そう入可能な試料による反応度	3.7% Δk/k 以下																		
水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備	原子炉運転中にそう入、取り出しを行う試料による反応度	0.073% Δk/k 以下																		
設備	事項	反応度制限値																		
全照射設備	挿入可能な試料による反応度	3.7% Δk/k 以下																		
水力照射設備 気送照射設備 放射化分析用照射設備 均一照射設備	原子炉運転中に挿入、取り出しを行う試料による反応度	0.073% Δk/k 以下																		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前		変更後		備考	
別表第5 安全保護回路及び工学的安全施設の作動条件 (第17条関係)		別表第5 安全保護回路及び工学的安全施設の作動条件 (第17条関係)		記載の適正化	
項目	作動条件	項目	作動条件		
原子炉スクラム	安全系中性子束高	低設定：原子炉出力 200 kW の 110 %以上 ただし、原子炉出力が 20 kW 以上で且つ原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合を除く。	安全系中性子束高		低設定：原子炉出力 200 kW の 110 %以上 ただし、原子炉出力が 20 kW 以上で且つ原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合を除く。
		高設定：原子炉出力 20 MW の 110 %以上			高設定：原子炉出力 20 MW の 110 %以上
	対数出力炉周期短	3 秒以下	対数出力炉周期短		3 秒以下
	1 次冷却材流量低	定格流量の 85 %以下。ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合	1 次冷却材流量低		定格流量の 85 %以下。ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合。
	1 次冷却材炉心出口温度高	50 °C以上	1 次冷却材炉心出口温度高		50 °C以上
	1 次冷却材炉心出入口温度差大	熱出力 20 MW 運転時の温度差の 110 %以上	1 次冷却材炉心出入口温度差大		熱出力 20 MW 運転時の温度差の 110 %以上
	原子炉プール水位低	通常水位-50 cm 以下	原子炉プール水位低		通常水位-50 cm 以下
	サイフォンブレーク弁開	弁開	サイフォンブレーク弁開		弁開
	1 次冷却材主ポンプ停止	1 次冷却材主ポンプ遮断器開。ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合。	1 次冷却材主ポンプ停止		1 次冷却材主ポンプ遮断器開。ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合。
	1 次冷却材補助ポンプ停止	1 次冷却材補助ポンプ電源電圧が定格電圧の 65 %以下。ただし、原子炉運転モードが「高設定」及び「低設定」の手動選択の場合。	1 次冷却材補助ポンプ停止		1 次冷却材補助ポンプ電源電圧が定格電圧の 65 %以下。ただし、原子炉運転モードが「高設定」及び「低設定」の手動選択の場合。
	重水温度高	50 °C以上	重水温度高		50 °C以上
	重水流量低	定格流量の 85 %以下。ただし、運転キースイッチ位置が「制御棒試験」の場合を除く。	重水流量低		定格流量の 85 %以下。ただし、運転キースイッチ位置が「制御棒試験」の場合を除く。
	重水溢流タンク水位高	通常水位+ 5 cm 以上	重水溢流タンク水位高		通常水位+ 5 cm 以上
	自然循環弁開	弁開 ただし、原子炉運転モードが「高設定」及び「低設定」の手動選択の場合。	自然循環弁開		弁開 ただし、原子炉運転モードが「高設定」及び「低設定」の手動選択の場合。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前		変更後		備考			
	重水ダンプ弁開	弁開	重水ダンプ弁開	弁開			
	電源電圧異常	定格電圧の 65 %以下	電源電圧異常	定格電圧の 65 %以下			
	水平地震動大	0.80 m/s ² 以上	水平地震動大	0.80 m/s ² 以上			
	鉛直地震動大	0.40 m/s ² 以上	鉛直地震動大	0.40 m/s ² 以上			
	実験利用設備異常	(1) 水力照射設備 (HR-1, HR-2) 照射筒出口流量 0.9m ³ /h 以下 (2) 気送照射設備 (PN-1, PN-2) 照射筒出口流量 15kg/h 以下 (3) 冷中性子源装置水素圧力 0.21MPa ・ abs 以上 ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合。解除の条件 (1) 水力照射設備 (HR-1, HR-2) : 照射筒に試料が <u>そう</u> 入されていないとき (2) 気送照射設備 (PN-1, PN-2) : 照射筒に試料が <u>そう</u> 入されていないとき (3) 冷中性子源装置 : 水素ガスが減速材容器に充填されていないとき	実験利用設備異常	(1) 水力照射設備 (HR-1, HR-2) 照射筒出口流量 0.9m ³ /h 以下 (2) 気送照射設備 (PN-1, PN-2) 照射筒出口流量 15kg/h 以下 (3) 冷中性子源装置水素圧力 0.21MPa ・ abs 以上 ただし、原子炉運転モードが「高設定」の手動選択の場合。解除の条件 (1) 水力照射設備 (HR-1, HR-2) : 照射筒に試料が <u>挿入</u> されていないとき (2) 気送照射設備 (PN-1, PN-2) : 照射筒に試料が <u>挿入</u> されていないとき (3) 冷中性子源装置 : 水素ガスが減速材容器に充填されていないとき		記載の適正化 記載の適正化	
	安全スイッチ	————	安全スイッチ	————			
	手動スクラム	————	手動スクラム	————			
燃料事故モニタ高	熱出力 20 MW 運転時のバックグラウンドの 10 倍以上	燃料事故モニタ高	熱出力 20 MW 運転時のバックグラウンドの 10 倍以上				
工学的安全施設	原子炉プール水位 低低	通常水位-300 cm 以下	原子炉プール水位 低低	通常水位-300 cm 以下			
	燃料事故モニタ高高	熱出力 20 MW 運転時のバックグラウンドの 50 倍以上	燃料事故モニタ高高	熱出力 20 MW 運転時のバックグラウンドの 50 倍以上			
別表第 6～別表第 14 (省略)		別表第 6～別表第 14 (変更なし)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化			
別表第 15 制御棒のそう入時間 (第 28 条第 1 項第 4 号関係)		別表第 15 (削除)					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ス ク ラ ム</td> <td>1 秒以下</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	基 準 値		ス ク ラ ム	1 秒以下	
項 目	基 準 値						
ス ク ラ ム	1 秒以下						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前				変更後		備考
別表第16 本体施設の施設定期自主検査 (第28条第1項第3号及び第5号関係)				別表第16 (削除)		検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目			
本体施設	原子炉本体	全体	・反応度停止余裕検査 ・最大反応度添加率検査 ・最大過剰反応度検査 ・飽和値確認検査 ・線量当量率の測定検査 ・空気中の放射性物質濃度の測定検査			
		燃料要素	・FP漏えい検査			
		原子炉プール	・漏えい検査			
		核燃料物質取扱設備	使用済燃料取扱装置 使用済燃料移送装置	・作動検査 ・作動検査		
	使用済燃料貯蔵施設	循環系設備	・作動検査			
	核燃料物質貯蔵施設	未使用燃料貯蔵庫	・未臨界性及び貯蔵能力確認検査			
		使用済燃料プール	・未臨界性及び貯蔵能力確認検査			
		使用済燃料貯槽 (No.1, No.2)	・未臨界性及び貯蔵能力確認検査 ・浄化能力確認検査			
		使用済燃料貯蔵施設	・貯蔵能力確認検査			
	1次冷却設備	1次冷却材主ポンプ	・作動検査			
		1次冷却材補助ポンプ	・作動検査			
		1次冷却材熱交換器	・漏えい検査			
		主配管	・漏えい検査			
		主要弁	・作動検査			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前				変更後				備考
別表第17 特定施設の施設定期自主検査 (第28条第2項関係)	2次冷却設備	2次冷却材ポンプ	・作動検査	別表第17 (削除)			検査制度の見直しに伴う記載の適正化	
		主配管	・漏えい検査					
	重水系設備	重水ポンプ	・作動検査					
		主配管	・漏えい検査					
		主要弁	・作動検査					
	ヘリウム系設備	ヘリウム圧縮機	・作動検査					
		主配管	・漏えい検査					
		主要弁	・作動検査					
	サイフォンブレイク弁		・作動検査					
	自然循環弁		・作動検査					
	原子炉プール水浄化系設備	主要弁	・作動検査					
		主配管	・漏えい検査					
		原子炉プール水浄化系設備	・浄化能力確認検査					
	使用済燃料プール水浄化冷却系設備	使用済燃料プール水浄化ポンプ	・作動検査					
		使用済燃料プール水浄化冷却系設備	・冷却能力確認検査 ・浄化能力確認検査					
	計測制御系統設備	計装設備	・作動検査 ・警報検査 ・点検校正検査					
制御設備 制御棒駆動装置		・作動検査						
非常用制御設備	重水ダンプ弁	・作動検査						
原子炉建家	原子炉建家	・負圧確認検査 ・漏えい検査						
非常用排気設備	非常用排風機	・作動検査						
	空気浄化装置	・除去効率検査						
別表第17 特定施設の施設定期自主検査 (第28条第2項関係)				別表第17 (削除)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目					
特定	附属施設	非常用電源設備	・作動検査					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前				変更後					備考
施設		空気圧縮設備	・漏えい検査						検査制度の見直しに伴う記載の適正化
	放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄設備	・外観検査 (排気筒のみ) ・処理能力検査 ・作動検査 ・除去効率検査						
		液体廃棄設備	・漏えい検査						
別表第18 利用施設の施設定期自主検査 (第28条第3項第1号及び第2号関係)				別表第18 (削除)					検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設	設備又は装置	検査項目							
利用施設	水平実験孔設備	・漏えい検査							
	水力照射設備	・機器作動検査 ・校正検査							
	気送照射設備	・機器作動検査 ・校正検査							
	冷中性子源装置	・耐圧検査 (水素格納部分) ・漏えい検査 (0.98 MPa 以上の機器) ・機器作動検査 ・校正検査							
別表第19 修理及び改造 (第30条関係)				別表第19 修理及び改造 (第30条関係)					検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設区分	計画作成者	第1同意者	第2同意者	計画承認者	施設区分	計画作成者	確認者	同意者	
本体施設	JRR-3管理課長 研究炉技術課長	研究炉加速器技術部長	原子炉主任技術者	所長	本体施設	JRR-3管理課長 研究炉技術課長	研究炉加速器技術部長	原子炉主任技術者	所長

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前				変更後				備考
特定施設	工務第1課長	工務技術部長	研究炉加速器技術部長 原子炉主任技術者	特定施設	工務第1課長	工務技術部長	研究炉加速器技術部長 原子炉主任技術者	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
利用施設	利用施設管理課長	研究炉加速器技術部長	原子炉主任技術者	利用施設	利用施設管理課長	研究炉加速器技術部長	原子炉主任技術者	
				放射線管理施設	放射線管理第1課長	放射線管理部長	研究炉加速器技術部長 原子炉主任技術者	
別表第20 保守結果の報告 (第31条関係)				別表第20 保守結果の報告 (第31条関係)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
報告者	報告事項	報告時期	報告及び通知先	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	
JRR-3 管理課長	施設定期自主検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき 第2編第41条に定める通知を受けたとき	研究炉加速器技術部長	JRR-3 管理課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき 第2編第41条に定める通知を受けたとき	研究炉加速器技術部長	
	修理及び改造	第30条第2項の定めによりJRR-3管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき			修理及び改造	第30条第2項の定めによりJRR-3管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		
工務第1課長	施設定期自主検査	第28条第2項に定める検査が終了したとき	工務技術部長 JRR-3 管理課長	工務第1課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	工務技術部長 JRR-3 管理課長	
	修理及び改造	第30条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき			修理及び改造	第30条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		
利用施設管理課長	施設定期自主検査	第28条第3項に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長	利用施設管理課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前				変更後				備考
	修理及び改造	第30条第1項及び第2項の定めにより利用施設管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき	JRR-3 管理課長		修理及び改造	第30条第2項の定めにより利用施設管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき	JRR-3 管理課長	
研究炉技術課長	施設定期自主検査	第28条第1項第5号に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長 JRR-3 管理課長	研究炉技術課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長 JRR-3 管理課長	
	修理及び改造	第30条第1項及び第2項の定めにより研究炉技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき			修理及び改造	第30条第2項の定めにより研究炉技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		
				放射線管理第1課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 JRR-3 管理課長	
					修理及び改造	第30条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		

区分	貯蔵施設		制限量	
	貯蔵場所	貯蔵設備	天然ウラン	濃縮ウラン
未使用の燃料要素	未使用燃料貯蔵庫	貯蔵ラック	—	150体
使用済の燃料要素及び燃料体	使用済燃料プール(注3)	貯蔵ラック	—	130体
	使用済燃料貯槽 No.1(注4)	貯蔵ラック	—	520体
		冷却架台	450体	
	使用済燃料貯槽 No.2	貯蔵ラック	—	80体(注2)

区分	貯蔵施設		制限量	
	貯蔵場所	貯蔵設備	天然ウラン	濃縮ウラン
未使用の燃料要素	未使用燃料貯蔵庫	貯蔵ラック	—	150体
使用済の燃料要素及び燃料体	使用済燃料プール(注3)	貯蔵ラック	—	130体
	使用済燃料貯槽 No.1(注4)	貯蔵ラック	—	520体
		冷却架台	450体	
	使用済燃料貯槽 No.2	貯蔵ラック	—	80体(注2)

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前					変更後					備考	
	注1)	冷却架台	450 体			注1)	冷却架台	450 体			
	使用済燃料貯蔵施設 (北地区)	保管孔	600 体	—		使用済燃料貯蔵施設 (北地区)	保管孔	600 体	—		
<p>注1) 使用済燃料貯槽 No.2 には、標準型燃料要素、フォロー型燃料要素及び JRR-2、4 の燃料要素と UO₂ 燃料、金属天然ウラン燃料を同時に貯蔵しない。 なお、JRR-4 の燃料要素は使用済燃料貯槽 No.2 のみに貯蔵する。</p> <p>注2) JRR-2 使用済燃料要素の貯蔵及び JRR-4 使用済燃料要素を再処理輸送時に一時貯蔵した場合も含む。</p> <p>注3) 使用済燃料プールにおいては、炉心に装荷されている全燃料要素を貯蔵できる領域を確保する。</p> <p>注4) 使用済燃料プールから使用済燃料要素を受入れるときは、使用済燃料プールで1年間以上冷却された燃料要素を受け入れる。</p>					<p>注1) 使用済燃料貯槽 No.2 には、標準型燃料要素、フォロー型燃料要素及び JRR-2、4 の燃料要素と UO₂ 燃料、金属天然ウラン燃料を同時に貯蔵しない。 なお、JRR-4 の燃料要素は使用済燃料貯槽 No.2 のみに貯蔵する。</p> <p>注2) JRR-2 使用済燃料要素の貯蔵及び JRR-4 使用済燃料要素を輸送時に一時貯蔵した場合も含む。</p> <p>注3) 使用済燃料プールにおいては、炉心に装荷されている全燃料要素を貯蔵できる領域を確保する。</p> <p>注4) 使用済燃料プールから使用済燃料要素を受入れるときは、使用済燃料プールで1年間以上冷却された燃料要素を受け入れる。</p>					記載の適正化	
別表第 22～別表第 24 (省略)					別表第 22～別表第 24 (変更なし)						
別表第 25 放射線測定機器及び測定箇所 (第69条関係)					別表第 25 放射線測定機器及び測定箇所 (第69条関係)					放射線測定機器の使用方法の明確化	
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量		使用方法
排気筒 ガスモニタ	排気口	10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視	ガンマ線	排気筒 ガスモニタ	排気口	10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ガンマ線
排気筒 ダストモニタ		10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気筒 ダストモニタ		10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ベータ線
事故時 ガスモニタ		10 ¹ ～10 ⁷ Bq/cm ³	1	事故時の排気中の放射性希ガス濃度の監視	ガンマ線	事故時 ガスモニタ		10 ¹ ～10 ⁷ Bq/cm ³	1	事故時の排気中の放射性希ガス濃度の監視に用いる。	ガンマ線
室内ダ ストモニタ	施設内	10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内ダ ストモニタ	施設内	10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	ベータ線
室内ガ スモニタ		10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視	ガンマ線	室内ガ スモニタ		10 ⁻¹ ～10 ⁵ s ⁻¹	1	管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視に用いる。	ガンマ線

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変更前						変更後						備考	
トリチウムモニタ		$10^{-2} \sim 10^2$ Bq/cm ³	1	管理区域内空气中のトリチウム濃度の監視	ベータ線	トリチウムモニタ		$10^{-2} \sim 10^2$ Bq/cm ³	1	管理区域内空气中のトリチウム濃度の監視に用いる。	ベータ線	放射線測定機器の使用 方法の明確化	
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^4$ μ Sv/h	17	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^4$ μ Sv/h	17	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線		
		$10^1 \sim 10^6$ μ Sv/h	3					$10^1 \sim 10^6$ μ Sv/h	3				
		$10^1 \sim 10^6$ mSv/h	2					$10^1 \sim 10^6$ mSv/h	2				
中性子線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5$ μ Sv/h	8				中性子線	中性子線エリアモニタ					$10^{-1} \sim 10^5$ μ Sv/h
別表第26 放射線測定機器及び測定箇所 (第69条関係)						別表第26 放射線測定機器及び測定箇所 (第69条関係)							放射線測定機器の使用 方法の明確化
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種		
ガンマ線 エリアモニタ	使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 内	$10^{-1} \sim 10^5$ μ Sv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線 エリアモニタ	使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 内	$10^{-1} \sim 10^5$ μ Sv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線		
		$10^1 \sim 10^7$ μ Sv/h	1					$10^1 \sim 10^7$ μ Sv/h	1				
別表第27 放射線測定機器の設置箇所 (第69条関係)						別表第27 放射線測定機器及び設置箇所 (第69条関係)							放射線測定機器の使用 方法の明確化及び記載の 適正化
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種				
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線				
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線				
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線				
中性子線サーベイメータ		1		中性子線	中性子線サーベイメータ		1		中性子線				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別表第28 (省略)	別表第28 (変更なし)	
別図第1 (その1) ~別図第2 (その5) (省略)	別図第1 (その1) ~別図第2 (その5) (変更なし)	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第6編 J R R ー 4 の管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条)</p> <p>第2章 保守管理 (第7条-第11条)</p> <p>第3章 未使用燃料要素の管理 (第12条-第15条)</p> <p>第4章 プールの管理 (第16条・第17条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第18条)</p> <p>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第19条・第20条)</p> <p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置 (第21条・第22条)</p> <p>第4節 地震後の措置 (第23条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第24条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第25条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第26条-第28条)</p> <p>第7章 保安教育 (第29条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (第30条)</p> <p>第1章 通則 (適用範囲)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p><u>第1条の2</u> この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(2)「利用施設」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の利用施設をいう。</p> <p><u>(部内安全審査会)</u></p> <p><u>第2条</u> 研究炉加速器技術部に、部内安全審査会を設置する。</p> <p><u>2</u> 研究炉加速器技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、研究炉加速器技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第9条第2項及び第2編第42条第1項に定める修理及び改造計画</p>	<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条)</p> <p><u>第1章の2 廃止措置管理 (第6条の2)</u></p> <p>第2章 保守管理 (第6条の3-第11条)</p> <p>第3章 未使用燃料要素の管理 (第12条-第15条)</p> <p>第4章 プールの管理 (第16条・第17条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第18条・<u>第18条の2</u>)</p> <p>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第19条・第20条)</p> <p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置 (第21条・第22条)</p> <p>第4節 地震後の措置 (第23条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第24条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第25条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第26条-第28条)</p> <p>第7章 保安教育 (第29条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (第30条)</p> <p>第1章 通則 (適用範囲)</p> <p>第1条 (変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(2)「利用施設」とは、第1編別表第1に掲げるJRR-4の利用施設をいう。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>条の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 第3条第1項及び第2項に定める手引 (3) JRR-4原子炉施設の品質保証に関する事項 (4) 廃止措置に関する事項</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。 (手引の作成) 第3条 (省略)</p> <p>(年間管理計画) 第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間 (2) 施設定期自主検査の予定期間 (3) 第9条第2項及び第2編第42条第1項に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 (保全区域) 第5条 (省略) (鍵の管理) 第6条 (省略)</p> <p>第2章 保守管理 (施設定期自主検査) 第7条 JRR-4管理課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設等に係る施設定期自主検査を行わなければならない。 (1) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を年1回行うこと。 (2) 保安上特に管理を必要とする本体施設等の設備について、施設定期自主検査を別表第1に掲げるところにより、年1回行うこと。</p>	<p>(手引の作成) 第3条 (変更なし)</p> <p>(年間管理計画) 第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間 (2) 定期事業者検査の予定期間 (3) 第8条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。 (保全区域) 第5条 (変更なし) (鍵の管理) 第6条 (変更なし)</p> <p>第1章の2 廃止措置管理 (恒久停止措置) 第6条の2 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去をしなければならない。</p> <p>第2章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第6条の3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。 2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p></p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p><u>(恒久停止措置)</u> <u>第7条の2 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去をしなければならない。</u></p>	<p><u>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</u> <u>(施設管理実施計画等の策定)</u> <u>第6条の4 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u> <u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u> <u>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u> <u>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u> <u>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u> <u>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u> <u>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u> <u>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u> <u>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u> <u>2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> <u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u> <u>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u> <u>4 JRR-4管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> <u>5 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u> <u>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u> <u>7 JRR-4管理課長は、第4項の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u> <u>(保全活動の実施)</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第8条 JRR-4管理課長は、第7条に定める施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 検査項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第9条 JRR-4管理課長は、本体施設等について、必要と認めた場合は修理又は改造を行うことができる。</p>	<p>第6条の5 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第6条の6 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第7条 原子力施設検査室長は、JRR-4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の承認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第8条 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 JRR-4管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造の計画を作成し、研究炉加速器技術部長の同意を得るものとし、研究炉加速器技術部長は所長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとする場合には、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>7 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第9条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第10条 <u>JRR-4管理課長は、施設定期自主検査を終了したとき及び前条第2項に定める修理及び改造計画の作業が終了したとき、並びにJRR-4管理課長が第2編第41条の定めにより通知を受けたときは、別表第2に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告先の者に報告しなければならない。</u></p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、<u>前項の報告</u>を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第11条 JRR-4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第5号を除き週1回以上とすることができる。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備)</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 通常排気設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) プール</p> <p>2 JRR-4管理課長は、休日等においては、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>点検</u>しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第1号を除きこの限りでない。</p> <p>(1) プール水位について異常な低下がないこと。</p> <p>(2) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</p> <p>(3) 通常排気設備のうち、炉室の排気設備が停止状態にあること又は運転状態にあつては異常のないこと。</p> <p>(4) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の水位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第3章 未使用燃料要素の管理</p>	<p><u>査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第10条 <u>原子力施設検査室長は、第7条第5項及び第9条第5項の確認を受けたときは、その結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第7条の定期事業者検査を終了したとき、第8条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第2に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>(巡視)</p> <p>第11条 JRR-4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第5号を除き週1回以上とすることができる。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備)</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 通常排気設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) プール</p> <p>2 JRR-4管理課長は、休日等においては、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第1号を除きこの限りでない。</p> <p>(1) プール水位について異常な低下がないこと。</p> <p>(2) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</p> <p>(3) 通常排気設備のうち、炉室の排気設備が停止状態にあること又は運転状態にあつては異常のないこと。</p> <p>(4) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の水位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第3章 未使用燃料要素の管理</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(未使用燃料要素の貯蔵)</p> <p>第12条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵するときは、別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、新燃料貯蔵庫に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(未使用燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第13条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 未使用燃料要素の数量 (4) 未使用燃料要素の保管状況</p> <p>(未使用燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ収納しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が未使用燃料要素の運搬に適合していること (2) 輸送容器に異常がないこと (3) 収納しようとする未使用燃料要素の番号及び数量 (4) 収納しようとする未使用燃料要素の外観</p> <p>(未使用燃料要素の払い出し)</p> <p>第15条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素をJRR-4施設外に払い出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした払出票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 払出年月日 (2) 払い出す未使用燃料要素の番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を払い出したときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>(未使用燃料要素の貯蔵)</p> <p>第12条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため</u>、別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、新燃料貯蔵庫を施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(未使用燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第13条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。<u>点検に当たっては、臨界に達しないように未使用燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 未使用燃料要素の数量 (4) 未使用燃料要素の保管状況</p> <p>(未使用燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするときは、<u>臨界に達しないようにするため</u>、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ収納しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が未使用燃料要素の運搬に適合していること (2) 輸送容器に異常がないこと (3) 収納しようとする未使用燃料要素の番号及び数量 (4) 収納しようとする未使用燃料要素の外観</p> <p>(未使用燃料要素の払い出し)</p> <p>第15条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素をJRR-4施設外に払い出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした払出票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 払出年月日 (2) 払い出す未使用燃料要素の番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を払い出したときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>記載の適正化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第4章 プールの管理 第16条 ～ 第17条 (省略)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第18条 JRR-4管理課長は、第11条第1項の巡視及び点検、第23条第1項の地震後の点検並びに第30条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、第23条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置 第19条 ～ 第20条 (省略)</p> <p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置 第21条 ～ 第22条 (省略)</p>	<p>第4章 プールの管理 第16条 ～ 第17条 (変更なし)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第18条 JRR-4管理課長は、第11条第1項の巡視、第23条第1項の地震後の点検並びに第30条第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、第23条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 <u>(火災発生時の措置)</u></p> <p><u>第18条の2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置 第19条 ～ 第20条 (変更なし)</p> <p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置 第21条 ～ 第22条 (変更なし)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>火災に係る措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 J R R - 4 の管理) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第23条 震度4以上の地震が発生したときは、J R R - 4 管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>第6章 放射線管理 第26条 ~ 第28条 (省略)</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管)</p> <p>第30条 (省略)</p>	<p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第23条 震度4以上の地震が発生したときは、J R R - 4 管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果を J R R - 4 管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 J R R - 4 管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第24条 (変更なし)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第25条 (変更なし)</p> <p>第6章 放射線管理 第26条 ~ 第28条 (変更なし)</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)</p> <p>第29条 (変更なし)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管)</p> <p>第30条 (変更なし)</p>	<p>所掌業務の整理による見直し</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前				変更後				備考
別表第1 施設定期自主検査項目 (第7条第1項関係)				別表第1 (削除)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設	系統又は設備	装置又は機器	検査項目					
本 - 体 - 施 - 設 - 等	原子炉本体	No.1 プール	外観検査					
	核燃料物質貯蔵施設	燃料貯蔵棚	未臨界性確認検査					
		No.2 プール	外観検査					
	原子炉冷却 系統施設	1次冷却設備	主冷却管・弁	外観検査				
		精製系	プール水精製系	浄化能力確認検査				
		排水系	炉室地下ピット排水系	作動検査				
	原子炉格納 施設	原子炉建家		外観検査				
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄物の廃棄設 備	通常排気設備	作動検査				
				除去効率検査				
				処理能力検査				
液体廃棄物の廃棄設 備		廃液貯槽	漏えい検査					
			処理能力検査					
別表第2 保守結果の報告 (第10条関係)				別表第2 保守結果の報告 (第10条関係)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
報告者	報告事項	報告時期	報告先	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	
JRR-4 管理課長	施設定期自主 検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術 部長	JRR-4 管理課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術部長	
		第2編第41条に定める通知を受けたとき。				第8条第2項の定めによりJRR-4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。		
	修理及び改造	第9条第2項の定めによりJRR-4管理課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。		放射線管理 第1課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 JRR-4管理課長	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第6編 JRR-4の管理) 新旧対照表

変更前						変更後						備考
別表第3～別表第5 (省略)						別表第3～別表第5 (変更なし)						放射線測定機器の使用 方法の明確化
別表第6 放射線測定機器及び測定箇所 (第27条関係)						別表第6 放射線測定機器及び測定箇所 (第27条関係)						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種	
排気ダストモニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気ダストモニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ベータ線	
室内ダストモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内ダストモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	ベータ線	
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	3	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	3	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	
別表第7 放射線測定機器及び設置箇所 (第27条関係)						別表第7 放射線測定機器及び設置箇所 (第27条関係)						
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種		機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種		
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線		ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線		
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線		表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線		
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線		ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線		
別表第8～別表第10 (省略)						別表第8～別表第10 (変更なし)						
別図第1 ～ 別図第2 (その3) (省略)						別図第1 ～ 別図第2 (その3) (変更なし)						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第7編 NSRRの管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第11条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第12条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項(第13条・第14条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第15条-第19条)</p> <p>第4節 運転(第20条-第24条)</p> <p>第3章 保守管理(第25条-第29条の4)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第30条-第38条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理(第39条-第42条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置(第43条-第46条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置(第47条-第51条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第52条-第52条の2)</p> <p>第4節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第53条-第55条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第56条)</p> <p>第6節 自然現象等が発生した場合の措置(第57条)</p> <p>第7節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第58条)</p> <p>第8節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第59条)</p> <p>第7章 放射線管理(第60条-第62条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第63条)</p>	<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第11条の2)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第12条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項(第13条・第14条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第15条-第19条)</p> <p>第4節 運転(第20条-第24条)</p> <p>第3章 保守管理(第24条の2-第29条の4)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第30条-第38条)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理(第39条-第42条)</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置(第43条-第46条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置(第47条-第51条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置(第52条-第52条の2)</p> <p>第4節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第53条-第55条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置(第56条)</p> <p>第6節 自然現象等が発生した場合の措置(第57条)</p> <p>第7節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第58条)</p> <p>第8節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第59条)</p> <p>第7章 放射線管理(第60条-第62条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第63条)</p>	<p>条文の追加に伴う変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第1章 通則 (定義) 第1条 (省略)</p> <p>(部内安全審査会)</p> <p>第2条 <u>研究炉加速器技術部及び工務技術部にそれぞれの部内安全審査会を設置する。</u> 2 <u>研究炉加速器技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、研究炉加速器技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u> (1) <u>第27条第1項及び第2編第42条に定める修理及び改造計画</u> (2) <u>第5条第1項に定める手引</u> (3) <u>第11条に定めるNSRRの特殊試験計画書(以下この編において「特殊試験計画書」という。)</u> (4) <u>NSRR原子炉施設の品質保証に関する事項</u> (5) <u>NSRR原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> 3 <u>工務技術部長は、第5条第2項の承認をしようとするときは、当該事項について、工務技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</u> 4 <u>研究炉加速器技術部長及び工務技術部長は、それぞれの部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</u> (運転要員) 第3条 本体施設等の運転等に従事する要員(以下この編において「運転要員」という。)は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する実務等の研修を受けなければならない。 (1) NSRR本体施設の運転及び保守に係る6月以上の実務研修。ただし、他の原子炉施設(臨界実験装置を除く。)において運転要員としての経験を有する者については、実務研修期間を3月以上とすることができる。 (2) NSRR原子炉施設の設置変更許可申請書及び原子炉施設保安規定並びに本体施設の運転管理、保守管理、異常時の措置に係る20時間以上の教育研修(運転要員及び要員の配置) 第4条 (省略)</p> <p>(手引の作成) 第5条 NSRR管理課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたNSRR本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p>	<p>第1章 通則 (定義) 第1条 (変更なし)</p> <p>第2条 <u>(削除)</u></p> <p>(運転要員) 第3条 本体施設等の運転等に従事する要員(以下この編において「運転要員」という。)は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する実務等の研修を受けなければならない。 (1) NSRR本体施設の運転及び保守に係る6月以上の実務研修。ただし、他の原子炉施設(臨界実験装置を除く。)において運転要員としての経験を有する者については、実務研修期間を3月以上とすることができる。 (2) NSRR原子炉施設の設置変更許可申請書及び原子炉施設保安規定並びに本体施設の運転管理、保守管理、異常時の措置に係る20時間以上の教育研修(運転要員及び要員の配置) 第4条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成) 第5条 NSRR管理課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたNSRR本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。 (1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p>	<p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めたNSRR特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、NSRR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 （年間運転計画）</p> <p>第6条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたNSRRの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。なお、NSRRの運転は、デーリー運転とする。</p> <p>(1) 運転の予定期間 (2) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間 (3) 第27条第1項及び第2編第42条第1項に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 （運転実施計画）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p><u>（新規制基準への適合に係る経過措置）</u></p> <p>第7条の2 <u>NSRR管理課長は、「Sクラスに属する施設を有しない試験研究用原子炉施設に関する『核燃料施設等における新規制基準の適合の考え方』の見直しについて」（平成28年度第51回原子力規制委員会（平成28年12月21日））に基づき、NSRR原子炉施設の耐震Bクラス施設及び耐震Cクラス施設のうち耐震以外の部分が</u></p>	<p>(2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項 <u>(6) 可燃物の管理に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号に掲げる事項について定めたNSRR特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、NSRR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。 （年間運転計画）</p> <p>第6条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたNSRRの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。なお、NSRRの運転は、デーリー運転とする。</p> <p>(1) 運転の予定期間 (2) <u>定期事業者検査</u>の予定期間 (3) 第27条第1項に定める修理及び改造をする施設、<u>設備、装置、機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 （運転実施計画）</p> <p>第7条 （変更なし）</p> <p>第7条の2 <u>（削除）</u></p>	<p>可燃物の管理の明確化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>新規制基準への適合性確認が終了したため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>設計及び工事の方法の認可及び使用前検査において新規制基準への適合性が確認されている場合、新規制基準に係る設置変更許可を受けた日から、2年を経過するまでの間、原子炉の運転を行うことができる。ただし、2年を経過した後は、耐震Cクラス施設の耐震に係る部分について新規制基準への適合性が確認されるまで、原子炉の運転を行わない。</u></p> <p>（新規制基準への適合に係る廃棄物処理場との関係）</p> <p>第7条の3 NSRR管理課長は、第6条に定める年間運転計画に記載されている運転の予定期間において、固体廃棄物が発生した場合、廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、第63条に定める廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、<u>平成33年</u>3月までに廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されなかった場合、<u>平成33年</u>4月から廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、原子炉の運転を行わない。</p> <p>第8条 ～ 第11条の2 （省略）</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限 第12条 ～ 第14条 （省略）</p> <p>第3節 運転上の条件 第15条 ～ 第19条 （省略）</p> <p>第4節 運転 （運転開始前の措置）</p> <p>第20条 原子炉の運転を開始しようとするときは、NSRR管理課長及び工務第1課長は、別表第9に掲げる設備について、それぞれ、<u>巡視及び点検</u>を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認した状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第21条 ～ 第22条 （省略）</p>	<p>（新規制基準への適合に係る廃棄物処理場との関係）</p> <p>第7条の3 NSRR管理課長は、第6条に定める年間運転計画に記載されている運転の予定期間において、固体廃棄物が発生した場合、廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、第63条に定める廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、<u>令和3年</u>3月までに廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されなかった場合、<u>令和3年</u>4月から廃棄物処理場における新規制基準への適合性が確認されるまでの間、原子炉の運転を行わない。</p> <p>第8条 ～ 第11条の2 （変更なし）</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限 第12条 ～ 第14条 （変更なし）</p> <p>第3節 運転上の条件 第15条 ～ 第19条 （変更なし）</p> <p>第4節 運転 （運転開始前の措置）</p> <p>第20条 原子炉の運転を開始しようとするときは、NSRR管理課長及び工務第1課長は、別表第9に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認した状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第21条 ～ 第22条 （変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉運転中の巡視及び点検)</p> <p>第23条 NSRR管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 炉心及び原子炉プール</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 液体廃棄設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>(運転停止後の措置)</p> <p>第24条 NSRR管理課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒が完全に挿入されていること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、NSRR管理課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第10に掲げる設備の状態について、それぞれ<u>巡視し点検</u>しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の<u>巡視及び点検</u>の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>(原子炉運転中の巡視)</p> <p>第23条 NSRR管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 炉心及び原子炉プール</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 液体廃棄設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>(運転停止後の措置)</p> <p>第24条 NSRR管理課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒が完全に挿入されていること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、NSRR管理課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第10に掲げる設備の状態について、それぞれ<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の<u>点検</u>の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第24条の2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第24条の3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、研究炉加速器</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
	<p><u>技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>研究炉加速器技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>NSRR管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u> <u>(施設管理実施計画等の策定)</u> 第24条の4 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</u> イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u> ロ <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u> ハ <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u> ニ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u> ホ <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u> ヘ <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u> ト <u>ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u> チ <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u> イ <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u> ロ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>NSRR管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第25条 NSRR管理課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設について緊急しゃ断のための性能検査を1月ごとに行うこと。ただし、施設定期自主検査及び第27条に基づく修理及び改造により緊急しゃ断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 計測制御系統施設の緊急しゃ断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(3) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(4) 制御棒落下時間が別表第11に掲げる値であることを施設定期検査を受ける時期ごとに確認すること。</p> <p>(5) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第12に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第13に掲げるところにより施設定期検査を受ける</p>	<p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 NSRR管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第24条の6 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第25条 原子力施設検査室長は、NSRRの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>時期ごとに行わなければならない。</u></p> <p>(施設定期自主検査の実施計画)</p> <p>第26条 NSRR管理課長及び工務第1課長は、第25条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。ただし、第25条第1号に定める緊急しゃ断のための性能検査については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、NSRR施設定期自主検査実施計画を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第27条 本体施設及び特定施設の修理及び改造を行おうとする場合、その修理及び改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、別表第14に掲げる計画作成者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる第1同意者の同意を得るものとし、同意した第1同意者は計画承認者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p>	<p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の承認を受けなければならない。</p> <p>第26条 (削除)</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第27条 本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、別表第14に掲げる計画作成者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる確認者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合で、前項</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>2 別表第14に掲げられている同意について、原子炉主任技術者の同意は計画承認者が得るものとする。</p> <p>3 別表第14に掲げる計画作成者は、<u>第1項</u>の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が<u>設計及び工事の方法の許可申請</u>を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p><u>の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 別表第14に掲げる確認者は、<u>第1項</u>の定めにより確認した修理及び改造計画について同表に掲げる計画承認者の承認を、それぞれ受けなければならない。</p> <p>4 別表第14に掲げられている同意について、原子炉主任技術者の同意は計画承認者が得るものとする。</p> <p>5 別表第14に掲げる計画作成者は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合</u>で、その修理及び改造が<u>法第28条第1項</u>に定める<u>使用前事業者検査</u>を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p><u>第27条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>工事の内容</u></p> <p>ハ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ニ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 <u>当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>当該修使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第28条 <u>NSRR管理課長及び工務第1課長は、施設定期自主検査が終了したとき及び前条の定めにより当該課長が作成した修理及び改造計画の作業が終了したとき、並びにNSRR管理課長が第2編第41条の定めにより通知を受けたときは、別表第15に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告又は通知先の者に報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>2 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、<u>第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。ただし、第25条第1号に定める緊急しゃ断のための性能検査については、所長への報告を省略することができる。</u></p>	<p>5 <u>原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第28条 <u>原子力施設検査室長は、第25条第5項及び第27条の2第5項の確認を受けたときは、その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第25条の定期事業者検査を終了したとき、第27条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第15に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、<u>第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、</u>原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>
<p>(原子炉停止中の巡視及び点検)</p> <p>第29条 NSRR管理課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉プール</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の施設及び設備について1日1回以上<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 液体廃棄設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>3 NSRR管理課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉プール水位に異常な低下がないこと。</p> <p>(2) 制御棒駆動設備が停止していること。</p> <p>4 工務第1課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち商用電源が確保されていること。</p>	<p>(原子炉停止中の巡視)</p> <p>第29条 NSRR管理課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉プール</p> <p>(2) 制御棒駆動設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の施設及び設備について1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 液体廃棄設備</p> <p>(3) 気体廃棄設備</p> <p>3 NSRR管理課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 原子炉プール水位に異常な低下がないこと。</p> <p>(2) 制御棒駆動設備が停止していること。</p> <p>4 工務第1課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち商用電源が確保されていること。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(2) 液体廃棄設備のうち廃液タンク水位に異常な上昇がないこと。 (3) 気体廃棄設備のうち原子炉建家系排風機が停止していること。</p> <p>第29条の2 ～第29条の3 （省略）</p> <p>（竜巻飛来物の管理）</p> <p>第29条の4 NSRR管理課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によってNSRR原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、飛来防止対策の実施状況について、<u>施設定期検査</u>を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>第4章 燃料要素の管理 （未使用燃料要素の受入れ）</p> <p>第30条 NSRR管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした燃料受入計画書を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 受入年月日 (2) 受け入れる燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の種類、数量 (2) 燃料要素の番号 (3) 燃料要素の外観 (4) 燃料要素の表面密度</p> <p>4 NSRR管理課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>検査</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の数量 (4) 貯蔵状況 （燃料要素の貯蔵）</p> <p>第31条 NSRR管理課長は、燃料要素を貯蔵するときは、別表第16に掲げる貯蔵施</p>	<p>(2) 液体廃棄設備のうち廃液タンク水位に異常な上昇がないこと。 (3) 気体廃棄設備のうち原子炉建家系排風機が停止していること。</p> <p>第29条の2 ～第29条の3 （変更なし）</p> <p>（竜巻飛来物の管理）</p> <p>第29条の4 NSRR管理課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によってNSRR原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、飛来防止対策の実施状況について、<u>定期事業者検査</u>を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>第4章 燃料要素の管理 （未使用燃料要素の受入れ）</p> <p>第30条 NSRR管理課長は、未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした燃料受入計画書を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 受入年月日 (2) 受け入れる燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について<u>点検</u>しなければならない。<u>受入れにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素の種類、数量 (2) 燃料要素の番号 (3) 燃料要素の外観 (4) 燃料要素の表面密度</p> <p>4 NSRR管理課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>点検</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の数量 (4) 貯蔵状況 （燃料要素の貯蔵）</p> <p>第31条 NSRR管理課長は、燃料要素を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにす</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>臨界に達しないようにす</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、燃料貯蔵庫を施錠し、NSRR原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、使用済の燃料要素の貯蔵箇所を変更したときは、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>5 NSRR管理課長は、別表第16の燃料要素の貯蔵設備のラックにおいては、炉心に装荷されている全燃料要素を貯蔵できる領域を確保しなければならない。 (燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第32条 NSRR管理課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素の種類ごとの数量 (4) 燃料要素の保管状況</p> <p>第33条 (省略) (燃料要素の交換)</p> <p>第34条 NSRR管理課長は、燃料要素を炉心に挿入するとき又は炉心から取り出すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、1本ずつ行わなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒の完全挿入状態 (2) 燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の外観</p> <p>2 NSRR管理課長は、燃料要素交換作業を終了したときは、最大過剰反応度及び炉停止余裕(最大反応度価値制御棒1本引抜き時)が別表第2に定めるそれぞれの制限値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、燃料要素を炉心から取り出したときは、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 取り出した年月日 (2) 取り出した使用済燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 貯蔵状況</p>	<p><u>るため、別表第16に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 NSRR管理課長は、燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、燃料貯蔵庫を施錠し、NSRR原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>4 NSRR管理課長は、使用済の燃料要素の貯蔵箇所を変更したときは、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>5 NSRR管理課長は、別表第16の燃料要素の貯蔵設備のラックにおいては、炉心に装荷されている全燃料要素を貯蔵できる領域を確保しなければならない。 (燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第32条 NSRR管理課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について、確認しなければならない。<u>点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素の種類ごとの数量 (4) 燃料要素の保管状況</p> <p>第33条 (変更なし) (燃料要素の交換)</p> <p>第34条 NSRR管理課長は、<u>臨界に達しないようにするため、</u>燃料要素を炉心に挿入するとき又は炉心から取り出すときは、次の各号に掲げる事項を確認し、1本ずつ行わなければならない。</p> <p>(1) 全制御棒の完全挿入状態 (2) 燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の外観</p> <p>2 NSRR管理課長は、燃料要素交換作業を終了したときは、最大過剰反応度及び炉停止余裕(最大反応度価値制御棒1本引抜き時)が別表第2に定めるそれぞれの制限値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、燃料要素を炉心から取り出したときは、次の各号に掲げる事項について、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 取り出した年月日 (2) 取り出した使用済燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 貯蔵状況</p>	<p>る措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第35条 NSRR管理課長は、使用済燃料要素を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に適合していること</p> <p>(2) 輸送容器に異常がないこと</p> <p>(3) 燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(4) 燃料要素の外観</p> <p>第36条 ～ 第38条 (省略)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理</p> <p>第39条 ～ 第41条 (省略)</p> <p>(試験燃料用カプセルの管理)</p> <p>第42条 NSRR管理課長は、試験燃料用カプセルを使用するときは、別表第20に掲げる<u>検査</u>を行わなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、別表第21に掲げる試験燃料用カプセルについて、再使用前にそれぞれの管理基準値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置</p> <p>第43条 ～ 第46条 (省略)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置</p> <p>第47条 ～ 第51条 (省略)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第52条 NSRR管理課長は、第20条の運転開始前の措置、第23条の原子炉運転中の巡視及び点検、第24条の運転停止後の措置、第29条の原子炉停止中の巡視及び点検、第29条の2の安全避難通路等に係る機器の維持点検、第57条の自然現象等が発生した場合の措置並びに第63条の廃棄物保管場所の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第20条の運転開始前の措置、第23条の原子炉運転中の巡視及び点検、第24条の運転停止後の措置、第29条の原子炉停止中の巡視及び点検並びに第57条の自然現象等が発生した場合の措置の結果、異常を認めたときは、その原因及び</p>	<p>(使用済燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第35条 NSRR管理課長は、<u>臨界に達しないようにするため、使用済燃料要素を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に適合していること</p> <p>(2) 輸送容器に異常がないこと</p> <p>(3) 燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(4) 燃料要素の外観</p> <p>第36条 ～ 第38条 (変更なし)</p> <p>第5章 キャプセル等の管理</p> <p>第39条 ～ 第41条 (変更なし)</p> <p>(試験燃料用カプセルの管理)</p> <p>第42条 NSRR管理課長は、試験燃料用カプセルを使用するときは、別表第20に掲げる<u>点検</u>を行わなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、別表第21に掲げる試験燃料用カプセルについて、再使用前にそれぞれの管理基準値を超えていないことを確認しなければならない。</p> <p>第6章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置</p> <p>第43条 ～ 第46条 (変更なし)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置</p> <p>第47条 ～ 第51条 (変更なし)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第52条 NSRR管理課長は、第20条の運転開始前の措置、第23条の原子炉運転中の巡視、第24条の運転停止後の措置、第29条の原子炉停止中の巡視、第29条の2の安全避難通路等に係る機器の維持点検、第57条の自然現象等が発生した場合の措置並びに第63条の廃棄物保管場所の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第20条の運転開始前の措置、第23条の原子炉運転中の巡視、第24条の運転停止後の措置、第29条の原子炉停止中の巡視並びに第57条の自然現象等が発生した場合の措置の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、</p>	<p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、NSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めたときは、原子炉の運転中にある場合は原子炉を停止するとともに、研究炉加速器技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p><u>(火災が発生した場合の措置)</u></p> <p>第52条の2</p> <p>NSRR管理課長は、原子炉の運転中、NSRR原子炉建家で火災が発生した場合は、直ちに原子炉を停止しなければならない。</p> <p><u>2</u> NSRR管理課長は、原子炉の運転中、NSRR原子炉施設内で火災が発生し、原子炉建家の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>第4節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第53条 (省略)</p> <p>(使用中及び使用済の燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第54条 NSRR管理課長は、使用中の燃料要素に異常を認めたときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判断しなければならない。この場合において、継続使用を不可としたときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知し、その燃料要素を炉心から取り出さなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の継続使用を不可とした燃料要素について、破損状況等の<u>検査</u>を行い、破損を認めた燃料要素については、専用容器に収納し、原子炉プ</p>	<p>正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、NSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めたときは、原子炉の運転中にある場合は原子炉を停止するとともに、研究炉加速器技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p><u>(火災発生時の措置)</u></p> <p>第52条の2 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> NSRR管理課長は、原子炉の運転中、NSRR原子炉建家で火災が発生した場合は、直ちに原子炉を停止しなければならない。</p> <p><u>3</u> NSRR管理課長は、原子炉の運転中、NSRR原子炉施設内で火災が発生し、原子炉建家の負圧が維持できなくなる等、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがある場合、原子炉を停止しなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>火災鎮火後、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> <u>NSRR管理課長は、第4項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第4節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第53条 (変更なし)</p> <p>(使用中及び使用済の燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第54条 NSRR管理課長は、使用中の燃料要素に異常を認めたときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判断しなければならない。この場合において、継続使用を不可としたときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知し、その燃料要素を炉心から取り出さなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の継続使用を不可とした燃料要素について、破損状況等の<u>確認</u>を行い、破損を認めた燃料要素については、専用容器に収納し、原子炉プ</p>	<p></p> <p>火災発生時の措置の明確化</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>火災発生時の措置の明確化</p> <p>火災発生時の措置の明確化</p> <p>火災発生時の措置の明確化</p> <p></p> <p>施設管理に係る活動の追</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>ール又は燃料貯留プールに保管しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、使用済の燃料要素に異常を認めたととき及び前項の措置を講じたときは、その状況及び講じた措置を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>（燃料要素の紛失を発見した場合の措置）</p> <p>第55条 （省略）</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めした場合の措置 （キャプセル等に異常を認めした場合の措置）</p> <p>第56条 NSRR管理課長は、キャプセル等の内部から放射性ガスを放出するおそれがあると認めたとときには、これを密封容器に封入し、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、第42条に定める試験燃料用カプセルを再使用するときの検査の結果、別表第21に掲げる管理基準値を超えていたときは、再使用を中止し、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>第6節 自然現象等が発生した場合の措置 （自然現象等が発生した場合の措置）</p> <p>第57条 震度4以上の地震が発生したときは、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 竜巻によりNSRR原子炉施設に影響が及ぶおそれがある場合、NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 竜巻がNSRR原子炉施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR原子炉施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) NSRR原子炉施設に影響を及ぼす降灰があった場合、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>ール又は燃料貯留プールに保管しなければならない。</p> <p>3 NSRR管理課長は、使用済の燃料要素に異常を認めたととき及び前項の措置を講じたときは、その状況及び講じた措置を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>（燃料要素の紛失を発見した場合の措置）</p> <p>第55条 （変更なし）</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めした場合の措置 （キャプセル等に異常を認めした場合の措置）</p> <p>第56条 NSRR管理課長は、キャプセル等の内部から放射性ガスを放出するおそれがあると認めたとときには、これを密封容器に封入し、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、第42条に定める試験燃料用カプセルを再使用するときの点検の結果、別表第21に掲げる管理基準値を超えていたときは、再使用を中止し、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>第6節 自然現象等が発生した場合の措置 （自然現象等が発生した場合の措置）</p> <p>第57条 震度4以上の地震が発生したときは、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 竜巻に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 竜巻によりNSRR原子炉施設に影響が及ぶおそれがある場合、NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 竜巻がNSRR原子炉施設周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR原子炉施設に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合、NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) NSRR原子炉施設に影響を及ぼす降灰があった場合、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p>	<p>加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(3) 降下火砕物の荷重により、NSRR原子炉施設に損傷を及ぼすおそれがある場合、NSRR管理課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>(4) NSRR管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理しなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、NSRR原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 当該火災の終息後、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>5 NSRR原子炉施設に到達するおそれがある津波が発生した場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>6 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から第5項の点検の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>7 NSRR管理課長は、第1項から第5項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、<u>研究炉加速器技術部長及び施設安全課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>第7節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第58条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の通報を受けたときにおいて、その異常がNSRRの運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、NSRRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がNSRRの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>(3) 降下火砕物の荷重により、NSRR原子炉施設に損傷を及ぼすおそれがある場合、NSRR管理課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>(4) NSRR管理課長は、前号の降下火砕物を除去するための資機材について管理しなければならない。</p> <p>4 原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、NSRR原子炉施設に影響を及ぼすおそれがある場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 当該火災の終息後、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>5 NSRR原子炉施設に到達するおそれがある津波が発生した場合、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) NSRR管理課長は、原子炉の運転中であっては、原子炉を停止しなければならない。</p> <p>(2) 原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、NSRR管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>6 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から第5項の点検の結果をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>7 NSRR管理課長は、第1項から第5項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び<u>危機管理課長</u>に通報しなければならない。</p> <p>第7節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第58条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をNSRR管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 NSRR管理課長は、前項の通報を受けたときにおいて、その異常がNSRRの運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、NSRRの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がNSRRの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p></p> <p>通報先の見直し</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考																						
<p>第8節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第59条 (省略)</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第60条 ~ 第62条 (省略)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管)</p> <p>第63条 (省略)</p> <p>別表第1 ~ 別表第2 (省略)</p> <p>別表第3 実験孔への装荷物の制限値 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 898 1261 989"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>事項</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験孔</td> <td>実験物による最大の負の反応度</td> <td>0.0365 Δk</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 ~ 別表第10 (省略)</p> <p>別表第11 制御棒の落下時間 (第25条関係)</p> <table border="1" data-bbox="240 1514 1261 1696"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全棒</td> <td>1秒以下</td> </tr> <tr> <td>調整棒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トランジェント棒</td> <td>2秒以下</td> </tr> </tbody> </table>	設備	事項	制限値	実験孔	実験物による最大の負の反応度	0.0365 Δk	種類	基準値	安全棒	1秒以下	調整棒		トランジェント棒	2秒以下	<p>第8節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第59条 (変更なし)</p> <p>第7章 放射線管理</p> <p>第60条 ~ 第62条 (変更なし)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管)</p> <p>第63条 (変更なし)</p> <p>別表第1 ~ 別表第2 (変更なし)</p> <p>別表第3 実験孔への装荷物の制限値 (第13条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1389 898 2359 1213"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>事項</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実験孔</td> <td>実験物による最大の負の反応度</td> <td>0.0365 Δk</td> </tr> <tr> <td>実験物による最大の正の反応度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・停止余裕を確保できること * ・調整棒以外の制御棒を全部引抜いた場合にも臨界とならないこと </td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大反応度を有する制御棒1本を全部引抜いた場合において、実験物の正の反応度を考慮しても、0.01Δk以上の停止余裕を確保できること。</p> <p>別表第4 ~ 別表第10 (変更なし)</p> <p>別表第11 (削除)</p>	設備	事項	制限値	実験孔	実験物による最大の負の反応度	0.0365 Δk	実験物による最大の正の反応度	<ul style="list-style-type: none"> ・停止余裕を確保できること * ・調整棒以外の制御棒を全部引抜いた場合にも臨界とならないこと 	<p>原子炉設置変更許可申請書との整合のため記載の追記</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>
設備	事項	制限値																						
実験孔	実験物による最大の負の反応度	0.0365 Δk																						
種類	基準値																							
安全棒	1秒以下																							
調整棒																								
トランジェント棒	2秒以下																							
設備	事項	制限値																						
実験孔	実験物による最大の負の反応度	0.0365 Δk																						
	実験物による最大の正の反応度	<ul style="list-style-type: none"> ・停止余裕を確保できること * ・調整棒以外の制御棒を全部引抜いた場合にも臨界とならないこと 																						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前			変更後	備考	
別表第12 本体施設の施設定期自主検査項目 (第25条関係)			別表第12 (削除)	施設管理に係る活動の追加に係る変更	
設備区分	主な設備	検査項目			
原子炉本体	(1) 原子炉プール	(1) 漏えい検査			
核燃料物質取扱施設及び貯蔵施設	(1) 燃料貯蔵庫	(1) 未臨界性確認検査			
	(2) 燃料貯留プール	(1) 漏えい検査 (2) 未臨界性確認検査			
	(3) 原子炉プール内貯蔵ラック	(1) 未臨界性確認検査			
原子炉冷却系統施設	(1) プール水精製設備	(1) 浄化能力確認検査			
計測制御系統施設	(1) 核計装	(1) 点検校正検査			
	(2) 燃料温度計測系	(1) 作動検査			
	(3) 原子炉プール水位計	(1) 作動検査			
	(4) 燃料貯留プール水位計	(1) 作動検査			
	安全保護回路	(1) 原子炉停止回路	(1) 設定値確認検査		
		(2) 原子炉保護用インターロック回路	(1) インターロック検査		
	(6) 制御用インターロック回路	(1) インターロック検査			
	(7) 警報回路	(1) 設定値確認検査			
	(8) 制御棒駆動設備	(1) 駆動速度確認検査			
			(1) 反応度抑制効果確認検査 (2) 過剰反応度検査 (3) 原子炉停止余裕検査		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体の廃棄設備	(1) 原子炉建家排気系	(1) 排気中の放射能の測定検査		
		(2) 排気筒	(1) 外観検査		
	液体の廃棄設備	(1) ドレンタンクの漏えい検知器	(1) 作動検査		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前			変更後					備考
原子炉格納施設	(1) 原子炉建家	(1) 負圧の確認検査						施設管理に係る活動の追加に係る変更
その他の原子炉の附属施設	(1) サブパイル室	(1) 外観検査						
全 般		(1) 定出力運転検査 (2) 単一パルス運転検査 (3) 台形パルス運転検査 (4) 合成パルス運転検査						
別表第13 特定施設の施設定期自主検査項目 (第25条関係)			別表第13 (削除)					
設備区分	主な設備		検査項目					
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備		(1) 作動検査					
	空気圧縮設備		(1) 作動検査					
放射性廃棄物の廃棄施設	気体の廃棄設備	原子炉建家排気系	(1) 風量確認検査 (2) 捕集効率確認検査					
		その他の系統	(1) 風量確認検査 (2) 捕集効率確認検査					
	液体廃棄設備	廃液タンク	(1) 漏えい検査					
		廃液タンクの漏えい検知器	(1) 作動検査					
別表第14 修理及び改造 (第27条関係)			別表第14 修理及び改造 (第27条関係)					検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設区分	計画作成者	第1同意者	第2同意者	計画承認者				
本体施設	NSRR管理課長	研究炉加速器技術部長	原子炉主任技術者	所長				
特定施設	工務第1課長	工務技術部長	研究炉加速器技術部長 原子炉主任技術者	所長				
放射線管理施設	放射線管理第2課長	放射線管理部長	研究炉加速器技術部長 原子炉主任技術者	所長				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前				変更後				備考
別表第15 保守結果の報告 (第28条関係)				別表第15 保守結果の報告 (第28条関係)				検査制度の見直しに伴う記載の適正化
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	
NSRR管理課長	施設定期自主検査	第25条に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長	NSRR管理課長	定期事業者検査	第25条に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術部長	
	修理及び改造	第27条第1項の定めによりNSRR管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき			修理及び改造	第27条第1項の定めによりNSRR管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		
工務第1課長	施設定期自主検査	第25条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 NSRR管理課長	工務第1課長	定期事業者検査	第25条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 NSRR管理課長	
	修理及び改造	第27条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき			修理及び改造	第27条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		
				放射線管理第2課長	定期事業者検査	第25条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 NSRR管理課長	
					修理及び改造	第27条第1項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前				変更後				備考
別表第15の2 ～ 別表第19-2 （省略）				別表第15の2 ～ 別表第19-2 （変更なし）				施設管理に係る活動の追加に係る変更
別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの検査（第42条関係）				別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検（第42条関係）				
試験燃料用カプセルの種類	検査の時期	検査項目	ひん度	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-Ⅲ型大気圧水カプセル X-Ⅳ型大気圧水カプセル X-Ⅴ型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観検査 (2) 表面密度検査* (3) 寸法検査	使用のつど	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル Ⅲ型大気圧水カプセル Ⅳ型大気圧水カプセル Ⅴ型大気圧水カプセル Ⅶ型大気圧水カプセル Ⅷ型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-Ⅲ型大気圧水カプセル X-Ⅳ型大気圧水カプセル X-Ⅴ型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
		非破壊検査	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	漏えい検査	使用のつど		組立後	漏えい点検	使用のつど	
B-I型高圧水カプセル	組立前	(1) 外観検査 (2) 表面密度検査* (3) 寸法検査	使用のつど	B-I型高圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
		非破壊検査	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	(1) 漏えい検査 (2) 加圧試験 (3) 導通試験 (温度計、ヒータ) (4) 絶縁抵抗試験 (ヒータ)	使用のつど	組立後	(1) 漏えい点検 (2) 加圧点検 (3) 導通点検 (温度計、ヒータ) (4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど		
*：未使用カプセルの場合は除く。				*：未使用カプセルの場合は除く。				
別表第21 試験燃料用カプセルの再使用検査の管理基準値（第42条、第56条関係）				別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値（第42条、第56条関係）				施設管理に係る活動の追加

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前			変更後			備考	
試験燃料用カプセルの種類	検査項目	管理基準値	試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値	加に係る変更	
I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル	組立前寸法検査	永久変形量 0.2 %	I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		
VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	組立前寸法検査	永久変形量 1 %	VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高圧水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %		
* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る			* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る				
別表第22 (省略)			別表第22 (変更なし)			放射線測定機器の使用 法の明確化	
別表第23 放射線測定機器及び測定箇所 (第61条関係)			別表第23 放射線測定機器及び測定箇所 (第61条関係)				
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種		放射線測定機器の使用 法の明確化
排気ガスモニタ	原子炉棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視	ガンマ線		
排気ダストモニタ	原子炉棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線		
	燃料棟排 気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線		
室内ダストモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線		
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	9	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線		
中性子線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2		中性子線		
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種		
排気ガスモニタ	原子炉棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ガンマ線		
排気ダストモニタ	原子炉棟 排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ベータ線		
	燃料棟排 気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線		
室内ダストモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	ベータ線		
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	9	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線		
中性子線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2		中性子線		
別表第24 放射線測定機器及び設置箇所 (第61条関係)			別表第24 放射線測定機器及び設置箇所 (第61条関係)			放射線測定機器の使用 法の明確化	
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線			
機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前					変更後					備考
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線	
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線	
中性子線サーベイメータ		1		中性子線	中性子線サーベイメータ		1		中性子線	
別表第25～別表第26 (省略) 別図第1～別図第5 (省略)					別表第25～別表第26 (変更なし) 別図第1～別図第5 (変更なし)					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第8編 TCAの管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条－第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限(第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第12条・第13条)</p> <p>第4節 運転(第14条－第18条)</p> <p>第3章 保守管理(第19条－第23条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第24条－第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置(第30条－第33条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第34条)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第35条・第36条)</p> <p>第4節 地震後の措置(第37条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第38条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第39条)</p> <p>第6章 放射線管理(第40条－第42条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(部内品質保証委員会等)</p> <p>第1条 <u>臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第21条及び第2編第42条に定める修理及び改造計画</u></p> <p>(2) <u>第9条第1項に定める手引の作成及び変更</u></p> <p>(3) <u>TCA原子炉施設の品質保証に関する事項</u></p> <p>(4) <u>TCA原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u></p> <p>3 <u>工務技術部長は、第9条第2項に定める事項を承認しようとする場合は、当該事項について、部内安全審査会の審議を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は部内品質保証委員会、工務技術部長は部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>第2条 ～ 第9条 (省略)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第12条 ～ 第13条 (省略)</p> <p>第4節 運転</p> <p>(運転開始前の措置)</p>	<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条－第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限(第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第12条・第13条)</p> <p>第4節 運転(第14条－第18条)</p> <p>第3章 保守管理(第18条の2－第23条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第24条－第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置(第30条－第33条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第34条・<u>第34条の2</u>)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第35条・第36条)</p> <p>第4節 地震後の措置(第37条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第38条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第39条)</p> <p>第6章 放射線管理(第40条－第42条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 <u>(削除)</u></p> <p>第2条 ～ 第9条 (変更なし)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>第11条 (変更なし)</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第12条 ～ 第13条 (変更なし)</p> <p>第4節 運転</p> <p>(運転開始前の措置)</p>	<p></p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第14条 原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる設備について、それぞれ<u>巡視及び点検</u>を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>第15条 ～ 第16条（省略）</p> <p>(原子炉運転中の巡視及び点検)</p> <p>第17条 工務第1課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>(運転停止後の措置)</p> <p>第18条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 炉心タンクの水位が零であること。 (2) 中性子出力が正常に低下していること。 (3) 安全板が完全に挿入されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第5に掲げる設備の<u>状態</u>について、それぞれ<u>巡視し、点検</u>しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の<u>巡視及び点検</u>結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p>	<p>第14条 原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第4に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>第15条 ～ 第16条（変更なし）</p> <p>(原子炉運転中の巡視)</p> <p>第17条 工務第1課長は、原子炉の運転中、特定施設について、第18条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>(運転停止後の措置)</p> <p>第18条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 炉心タンクの水位が零であること。 (2) 中性子出力が正常に低下していること。 (3) 安全板が完全に挿入されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第5に掲げる設備について、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の点検結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第18条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長はTCA(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第18条の3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
	<p><u>管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、前項の定量的な施設管理目標をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第18条の4 <u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</u></p> <p>ニ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</u></p> <p>ホ <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</u></p> <p>チ <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する運転実施計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>5 <u>工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査) 第19条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。 (1) 計測制御系統施設の緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行い、安全板の落下時間が別表第6に掲げる値であることを確認すること。 (2) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。 (3) 計測制御系統施設について、緊急遮断のための性能検査を一月ごとに行うこと。ただし、施設定期自主検査、並びに第21条の修理及び改造により性能検査ができない場合は、この限りでない。 (4) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第7に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。 2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第8に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査の実施計画) 第20条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。ただし、第19条第3号に規定する緊急遮断のための性能検査については、この限りでない。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間</p>	<p>(保全活動の実施) 第18条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第18条の6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査) 第19条 原子力施設検査室長は、TCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>第20条 (削除)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>2 臨界技術第2課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、TCA施設の施設定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造) 第21条 臨界技術第2課長は、本体施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、本体施設の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請(以下この編において「設計及び工事の方法の認可申請」という。)を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設の修理及び改造計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>3 工務第1課長は、特定施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するための修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>4 工務第1課長は、特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときは、第2項の各号に掲げる事項を明らかにした特定施設の修理及び改造計画を作成し、工務技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第2項又は前項の同意をしようとする場合は、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>7 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>8 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、それぞれ、第2項及び第4項の同意を得たときは、当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>(修理及び改造) 第21条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等) 第22条</p> <p>臨界技術第2課長は、第19条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第2課長が第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査等の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長は、第19条の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第4項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。ただし、第19条第1項第3号に定める緊急遮断のための性能検査については、所長への報告を省略することができる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視及び点検) 第23条 工務第1課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備</p>	<p>(使用前事業者検査) 第21条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 工事の内容 ハ 検査の項目及び実施体制 ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等) 第22条 原子力施設検査室長は第19条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第21条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(原子炉停止中の巡視) 第23条 工務第1課長は、原子炉の停止中において、特定施設について、第18条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(3) 液体廃棄設備 2 工務第1課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上点検しなければならない。 <u>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</u> <u>(2) 気体廃棄設備が停止していること。</u> <u>(3) 液体廃棄設備のうち、廃水タンク水位に異常な上昇がないこと。</u></p> <p>第4章 燃料要素の管理 (燃料要素の受入れ) 第24条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。 2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の種類、番号及び数量 (2) 燃料要素の表面密度 (3) 燃料要素の外観検査及び寸法検査 4 臨界技術第2課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。 (1) 受け入れた年月日 (2) <u>検査</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の種類及び数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素の貯蔵) 第25条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。 2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第9に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検) 第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、<u>確認</u>しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素の数量 (4) 燃料要素の保管状況</p> <p>(燃料要素の装荷) 第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</p>	<p>(削る)</p> <p>第4章 燃料要素の管理 (燃料要素の受入れ) 第24条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。 2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素の種類、番号及び数量 (2) 燃料要素の表面密度 (3) 燃料要素の外観及び寸法 4 臨界技術第2課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。 (1) 受け入れた年月日 (2) <u>点検</u>の結果 (3) 受け入れた燃料要素の種類及び数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素の貯蔵) 第25条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</u> 2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第9に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る場合は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検) 第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無 (2) 貯蔵設備の異常の有無 (3) 燃料要素の数量 (4) 燃料要素の保管状況</p> <p>(燃料要素の装荷) 第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、装荷においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 臨界に達しないようにする措置の明確化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(1) 炉心証明書に記載された炉心配置であること。 (2) 燃料要素に異常のないこと。 2 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷する場合において、新炉心を構成するときは、計測機器の監視要員を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(燃料要素の使用中の点検) 第28条 臨界技術第2課長は、使用中の燃料要素に破損が生じた疑いがあるときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判定しなければならない。</p> <p>(燃料要素の払出し) 第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 払い出した年月日 (2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の表面密度の結果</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第30条 ～ 第33条（省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第34条 臨界技術第2課長は、第14条の運転開始前の<u>巡視及び点検</u>、第18条の運転停止後の<u>巡視及び点検並びに第37条の地震後の点検の結果</u>、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。 2 工務第1課長は、第14条の運転開始前の<u>巡視及び点検</u>、第17条の原子炉運転中の<u>巡視及び点検</u>、第18条の原子炉停止後の<u>巡視及び点検</u>、第23条の原子炉停止中の<u>巡視及び点検</u>並びに第37条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、原子炉の運転中にあっては原子炉を停止するとともに、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>(1) 炉心証明書に記載された炉心配置であること。 (2) 燃料要素に異常のないこと。 2 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心に装荷する場合において、新炉心を構成するときは、計測機器の監視要員を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(燃料要素の使用中の点検) 第28条 臨界技術第2課長は、使用中の燃料要素に破損が生じた疑いがあるときは、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判定しなければならない。<u>なお、点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(燃料要素の払出し) 第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。<u>なお、払出しにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 払い出した年月日 (2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の表面密度の結果</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第30条 ～ 第33条（変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置) 第34条 臨界技術第2課長は、第14条の運転開始前の点検、第18条の運転停止後の点検並びに第37条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。 2 工務第1課長は、第14条の運転開始前の点検、第17条の原子炉運転中の巡視、第18条の原子炉停止後の点検、第23条の原子炉停止中の巡視並びに第37条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、原子炉の運転中にあっては原子炉を停止するとともに、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。 4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置) <u>第34条の2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u> 2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。 3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報し</p>	<p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>火災に係る措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考																										
<p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 第35条 ～ 第36条（省略）</p> <p>第4節 地震後の措置 （地震後の措置） 第37条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、TCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置） 第38条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第39条（省略）</p> <p>第6章 放射線管理 第40条 ～ 第42条（省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4（省略） 別表第5 原子炉運転後の本体施設及び特定施設の巡視及び点検（第18条関係）</p>	<p>なければならない。 4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 第35条 ～ 第36条（変更なし）</p> <p>第4節 地震後の措置 （地震後の措置） 第37条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、TCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。 2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置） 第38条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。 2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第39条（変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理 第40条 ～ 第42条（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第4（変更なし） 別表第5 原子炉運転後の本体施設及び特定施設の点検（第18条関係）</p>	<p>所掌業務の整理による見直し</p> <p>記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設 (臨界技術第2課長)</td> <td>計測制御系給電盤</td> <td>電源断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定施設 (工務第1課長)</td> <td>受変電設備</td> <td>商用電源電圧</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>機器の停止</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>排風機の作動状態</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備等	確認すべき設備状態	本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断	特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧	非常用電源設備	機器の停止	気体廃棄設備	排風機の作動状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設 (臨界技術第2課長)</td> <td>計測制御系給電盤</td> <td>電源断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定施設 (工務第1課長)</td> <td>受変電設備</td> <td>商用電源電圧</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>機器の停止</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>排風機の作動状態</td> </tr> </tbody> </table>	施設	設備等	確認すべき設備状態	本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断	特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧	非常用電源設備	機器の停止	気体廃棄設備	排風機の作動状態	
施設	設備等	確認すべき設備状態																										
本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断																										
特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧																										
	非常用電源設備	機器の停止																										
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																										
施設	設備等	確認すべき設備状態																										
本体施設 (臨界技術第2課長)	計測制御系給電盤	電源断																										
特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	商用電源電圧																										
	非常用電源設備	機器の停止																										
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																										

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前			変更後			備考
	液体廃棄設備	貯槽の水位		液体廃棄設備	貯槽の水位	
	空気圧縮設備	電源断		空気圧縮設備	電源断	
別表第6 安全板の落下時間(第19条関係)			別表第6 (削除)			検査制度の見直しに伴う削除
項目	基準値					
安全板の落下時間	約0.6秒(落下距離約1.5m)					
別表第7 本体施設の施設定期自主検査項目(第19条関係)			別表第7 (削除)			検査制度の見直しに伴う削除
設備区分	主な設備	検査項目				
原子炉本体	燃料要素	外観検査				
	炉心タンク	外観検査 漏えい検査				
核燃料物質貯蔵設備	燃料要素貯蔵室	貯蔵能力検査				
	燃料要素格納容器	未臨界性確認検査				
計測制御系統施設	中性子計測設備	点検校正検査				
	原子炉停止回路	作動検査				
	警報回路	作動検査				
	インターロック回路	作動検査				
	オーバーフロータンク	外観検査				
	排水系統	緊急排水時間測定検査				
原子炉格納施設	安全板装置	安全板落下時間測定検査				
		反応度抑制効果検査				
原子炉格納施設	炉室建屋	外観検査				
別表第8 特定施設の施設定期自主検査項目(第19条関係)			別表第8 (削除)			検査制度の見直しに伴う削除
設備区分	主な設備	検査項目				
気体廃棄設備	炉室排気系	作動検査(排気風量検査)				
		捕集効率検査				
	燃料貯蔵室排気系	作動検査(排気風量検査)				
		捕集効率検査				
液体廃棄設備	廃水ピット	作動検査(警報作動検査)				
		漏えい検査				
	廃水タンク	作動検査(警報作動検査)				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前						変更後						備考	
				貯蔵能力検査									
				漏えい検査									
その他原子炉の附属施設		非常用電源設備		作動検査									
別表第9～別表第10 (省略)						別表第9～別表第10 (変更なし)						放射線測定機器の使用 方法の明確化 記載の適正化	
別表第11 放射線測定機器及び測定箇所(第41条関係)						別表第11 放射線測定機器及び測定箇所(第41条関係)							
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種		
排気ダスト モニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃 濃度の連続監視	ベータ線	排気ダスト モニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃 度の連続監視に用いる。	ベータ線		
ガンマ線 エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{ Sv/h}$	3	管理区域内の線量 当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線 エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{ Sv/h}$	3	管理区域内の線量 当量率の連続監視 に用いる。	ガンマ線		
中性子線 エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		中性子線	中性子線 エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		中性子線		
別表第12 放射線測定機器及び設置箇所(第41条関係)						別表第12 放射線測定機器及び設置箇所(第41条関係)							放射線測定機器の使用 方法の明確化 記載の適正化
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種				
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度 の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線				
表面汚染検査用サーベイ メータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度 の測定	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査用サーベイ メータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線				
ガンマ線サーベイメータ		2		ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2		線量当量率の測定に用い る。	ガンマ線			
中性子線サーベイメータ		1		中性子線	中性子線サーベイメータ		1		中性子線				
別表第13 (省略)						別表第13 (変更なし)							
別図第1 保全区域(第6条関係) (省略)						別図第1 保全区域(第6条関係) (変更なし)							
別図第2(その1) TCA1階平面図(第40条関係) (省略)						別図第2(その1) TCA1階平面図(第40条関係) (変更なし)							
別図第2(その2) TCA地階平面図(第40条関係) (省略)						別図第2(その2) TCA地階平面図(第40条関係) (変更なし)							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第9編 F C Aの管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限(第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第12条-第14条)</p> <p>第4節 運転(第15条-第19条)</p> <p>第3章 保守管理(第20条-第24条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第25条-第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置(第30条-第34条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第35条)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第36条・第37条)</p> <p>第4節 地震後の措置(第38条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第39条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第40条)</p> <p>第6章 放射線管理(第41条-第43条)</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則</p> <p>(部内品質保証委員会等)</p> <p>第1条 臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第22条及び第2編第42条に定める修理及び改造計画</p> <p>(2) 第3条第1項に定める手引の作成及び変更</p> <p>(3) FCA原子炉施設の品質保証に関する事項</p> <p>(4) FCA原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、第3条第2項に定める事項を承認しようとするときは当該事項について、工務技術部の部内安全審査会の審議を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は部内品質保証委員会の審議結果を、工務技術部長は部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</p> <p>第2条 ~ 第9条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第12条 ~ 第14条 (省略)</p>	<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限(第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限(第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件(第12条-第14条)</p> <p>第4節 運転(第15条-第19条)</p> <p>第3章 保守管理(第19条の2-第24条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理(第25条-第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置(第30条-第34条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置(第35条・第35条の2)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置(第36条・第37条)</p> <p>第4節 地震後の措置(第38条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第39条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第40条)</p> <p>第6章 放射線管理(第41条-第43条)</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則</p> <p>第1条 (削除)</p> <p>第2条 ~ 第9条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>第11条 (変更なし)</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>第12条 ~ 第14条 (変更なし)</p>	<p></p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第4節 運転 (運転開始前の措置) 第15条 原子炉の運転を開始しようとするときは、<u>臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第5に掲げる設備について、それぞれ巡視及び点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>第16条 ~ 第17条 (省略)</p> <p>(原子炉運転中の巡視及び点検) 第18条 工務第1課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、<u>1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</u></p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備</p> <p>(運転停止後の措置) 第19条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 中性子出力が正常に低下していること。 (2) 制御棒が完全に引抜きされていること。 (3) 移動側テーブルが固定側テーブルより完全に分離されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第6に掲げる設備の状態について、それぞれ巡視し、点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の巡視及び点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>第4節 運転 (運転開始前の措置) 第15条 原子炉の運転を開始しようとするときは、<u>臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第5に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>第16条 ~ 第17条 (変更なし)</p> <p>(原子炉運転中の巡視) 第18条 工務第1課長は、原子炉の運転中、特定施設について、<u>第19条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p>(運転停止後の措置) 第19条 臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 中性子出力が正常に低下していること。 (2) 制御棒が完全に引抜きされていること。 (3) 移動側テーブルが固定側テーブルより完全に分離されていること。</p> <p>2 前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第6に掲げる設備について、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>
<p>第3章 保守管理</p>	<p>第3章 保守管理</p> <p>(施設管理目標の策定) 第19条の2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定) 第19条の3 <u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
	<p>2 臨界技術第2課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第19条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する運転実施計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第19条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査) 第20条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。 (1) 計測制御系統施設について、緊急遮断のための性能検査を一月ごとに行うこと。ただし、施設定期自主検査及び第22条の修理及び改造により緊急遮断のための性能検査ができない場合は、この限りでない。 (2) 計測制御系統施設の緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行い、制御安全棒引抜時間が別表第7に掲げる値であることを確認すること。 (3) 本体施設の保安に直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。 (4) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第8に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第9に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査の実施計画) 第21条 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、第20条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。ただし、第20条第1号に定める緊急遮断のための性能検査については、この限りでない。 (1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 検査の項目及び実施体制 (3) 予定期間 2 臨界技術第2課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、FCAの施設定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。 3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。 4 臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長に</p>	<p>(保全活動の有効性評価及び改善) 第19条の6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。 (定期事業者検査) 第20条 原子力施設検査室長は、FCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。 (1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 施設管理目標 (2) 定期事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。 3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。 4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。 5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の承認を受けなければならない。</p> <p>第21条 (削除)</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の報告等) 第23条</p> <p>臨界技術第2課長は、第20条第1項の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第2課長が第2編第41条の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長は、第20条第2項の施設定期自主検査を終了したとき、及び前条第4項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。ただし、第20条第1項第1号に定める緊急遮断のための性能検査については、所長への報告を省略することができる。</p> <p>(原子炉停止中の巡視及び点検) 第24条 工務第1課長は、原子炉の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、点検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第1課長は、原子炉の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について1日1回以上点検を行わなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。 (2) 気体廃棄設備が停止していること。 (3) 液体廃棄設備のうち、廃液タンク水位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第4章 燃料要素の管理</p> <p>(燃料要素の受入れ) 第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長</p>	<p>三 予定期間 (2) 使用前事業者検査要領書 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等) 第23条 原子力施設検査室長は第20条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第22条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(原子炉停止中の巡視) 第24条 工務第1課長は、原子炉の停止中において、特定施設について、第19条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>第4章 燃料要素の管理</p> <p>(燃料要素の受入れ) 第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 検査制度の見直しに伴う記載の適正化 法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>検査</u>しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の種類、番号及び数量の確認 (2) 燃料要素の表面密度 (3) 燃料要素の外観及び寸法</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>検査の結果</u> (3) 受け入れた燃料要素の種類、番号及び数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、別表第10に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第10に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料管理業務に従事する者以外が貯蔵施設に立ち入るときは、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無の確認 (2) 貯蔵設備の異常の有無の確認 (3) 燃料要素の種類ごとの数量の確認 (4) 燃料要素の保管状況の確認</p> <p>(燃料要素の装荷)</p> <p>第28条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心物質装填用引出しに装填するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素に異常のないこと。 (2) 装填状態が正常であること。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、炉心物質装填用引出しに装填した燃料要素を炉心に装荷するときは、炉心証明書に記載された炉心構成であることを確認しなければならない。</p> <p>(燃料要素の払出し)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p>	<p>の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素の種類、番号及び数量の確認 (2) 燃料要素の表面密度 (3) 燃料要素の外観及び寸法</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日 (2) <u>点検の結果</u> (3) 受け入れた燃料要素の種類、番号及び数量 (4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第26条 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため、別表第10に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第10に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料管理業務に従事する者以外が貯蔵施設に立ち入るときは、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無の確認 (2) 貯蔵設備の異常の有無の確認 (3) 燃料要素の種類ごとの数量の確認 (4) 燃料要素の保管状況の確認</p> <p>(燃料要素の装荷)</p> <p>第28条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心物質装填用引出しに装填するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。<u>なお、装填においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 燃料要素に異常のないこと。 (2) 装填状態が正常であること。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、炉心物質装填用引出しに装填した燃料要素を炉心に装荷するときは、炉心証明書に記載された炉心構成であることを確認しなければならない。<u>なお、装荷においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(燃料要素の払出し)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。<u>なお、払出しにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化 臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(1) 払い出した年月日 (2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の表面密度の測定結果 2 臨界技術第2課長は、燃料取扱室において燃料要素を輸送容器に収納するために、当該燃料要素を貯蔵施設から搬出するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ²³⁵U濃縮度20%ウラン燃料、²³⁵U濃縮度93%ウラン燃料及びプルトニウム燃料のうちいずれか二以上の燃料要素は、同時に取り扱わないこと。 (2) 濃縮ウラン燃料及びプルトニウム燃料の一回の搬出量は、別表第10-2に掲げる制限量を超えないこと。 (3) 搬出した燃料要素と次に搬出する燃料要素とが核的に隔離されるまでの間、次の搬出をしないこと。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に係る技術基準に適合していること。 (2) 輸送容器に異常がないこと。 (3) 燃料要素の外観に異常がないこと。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、燃料要素を収納した輸送容器(以下「核燃料輸送物」という。)を貯蔵施設に仮置きするときは、貯蔵中の燃料要素と核燃料輸送物との相互影響を考慮した未臨界計算書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 前項の未臨界計算書における未臨界の判定は、体系の中性子実効増倍率が0.95以下になるものとする。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第2課長は、核燃料輸送物を払い出すまでの間、勤務日において1日1回以上、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料輸送物に異常がないこと。 (2) 核燃料輸送物の固縛状態及び仮置き状態が適切であること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第30条 ~ 第34条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第35条 臨界技術第2課長は、第15条の原子炉運転開始前の<u>巡視及び点検</u>、第19条第2項の原子炉運転停止後の<u>巡視及び点検</u>、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれがある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第15条の原子炉運転開始前の<u>巡視及び点検</u>、第18条の原子炉運転中の<u>点検</u>、第19条第2項の原子炉運転停止後の<u>巡視及び点検</u>、第24条の原子炉停止中の<u>巡視及び点検</u>、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>らない。</p> <p>(1) 払い出した年月日 (2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量 (3) 燃料要素の表面密度の測定結果 2 臨界技術第2課長は、燃料取扱室において燃料要素を輸送容器に収納するために、当該燃料要素を貯蔵施設から搬出するときは、<u>臨界に達しないようにするため</u>、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ²³⁵U濃縮度20%ウラン燃料、²³⁵U濃縮度93%ウラン燃料及びプルトニウム燃料のうちいずれか二以上の燃料要素は、同時に取り扱わないこと。 (2) 濃縮ウラン燃料及びプルトニウム燃料の一回の搬出量は、別表第10-2に掲げる制限量を超えないこと。 (3) 搬出した燃料要素と次に搬出する燃料要素とが核的に隔離されるまでの間、次の搬出をしないこと。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に係る技術基準に適合していること。 (2) 輸送容器に異常がないこと。 (3) 燃料要素の外観に異常がないこと。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、燃料要素を収納した輸送容器(以下「核燃料輸送物」という。)を貯蔵施設に仮置きするときは、貯蔵中の燃料要素と核燃料輸送物との相互影響を考慮した未臨界計算書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 前項の未臨界計算書における未臨界の判定は、体系の中性子実効増倍率が0.95以下になるものとする。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第2課長は、核燃料輸送物を払い出すまでの間、勤務日において1日1回以上、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</p> <p>(1) 核燃料輸送物に異常がないこと。 (2) 核燃料輸送物の固縛状態及び仮置き状態が適切であること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 第30条 ~ 第34条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第35条 臨界技術第2課長は、第15条の原子炉運転開始前の点検、第19条第2項の原子炉運転停止後の点検、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれがある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第15条の原子炉運転開始前の点検、第18条の原子炉運転中の<u>巡視</u>、第19条第2項の原子炉運転停止後の点検、第24条の原子炉停止中の<u>巡視</u>、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p>	<p>措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めたと旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めたとした場合の措置 第36条～第37条(省略)</p> <p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置) 第38条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第39条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、FCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第40条(省略)</p> <p>第6章 放射線管理 第41条～第43条(省略)</p>	<p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めたと旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置) 第35条の2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めたとした場合の措置 第36条～第37条(変更なし)</p> <p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置) 第38条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第39条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号に定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、FCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第40条(変更なし)</p> <p>第6章 放射線管理 第41条～第43条(変更なし)</p>	<p>火災に係る措置の明確化</p> <p>所掌業務の整理による見直し</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考																																				
<p>別表第1～別表第6 (省略)</p> <p>別表第7 制御安全棒の引抜時間(第20条関係)</p> <table border="1" data-bbox="270 428 1169 682"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクラム信号が入ってから動き始めるまでの時間 (切れ時間)</td> <td>0.05 秒以下</td> </tr> <tr> <td>動き始めてから全行程の 80%引き抜かれる時間 (引抜時間)</td> <td>0.2 秒以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8 本体施設の施設定期自主検査項目(第20条関係)</p> <table border="1" data-bbox="276 783 1205 1803"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉本体</td> <td>1/2 格子管集合体</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>炉心</td> <td>過剰反応度検査 密着時未臨界度検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>外観検査</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>未臨界性確認検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>格子管集合体冷却設備</td> <td>風量及び温度検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設</td> <td>計装 (核計装、炉心温度計)</td> <td>点検校正検査</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>作動検査</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>外観検査(移動テーブル) 駆動速度検査 挿入速度検査 引抜時間検査 分離時間検査 反応度抑制効果検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td>1次容器</td> <td>負圧確認検査</td> </tr> <tr> <td>2次容器</td> <td>漏えい率検査</td> </tr> <tr> <td>非常用アルゴンガス放出 設備</td> <td>作動検査</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準値	スクラム信号が入ってから動き始めるまでの時間 (切れ時間)	0.05 秒以下	動き始めてから全行程の 80%引き抜かれる時間 (引抜時間)	0.2 秒以下	施設	設備	検査項目	原子炉本体	1/2 格子管集合体	外観検査	炉心	過剰反応度検査 密着時未臨界度検査	核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	外観検査	核燃料物質貯蔵設備	未臨界性確認検査	原子炉冷却系統施設	格子管集合体冷却設備	風量及び温度検査	計測制御系統施設	計装 (核計装、炉心温度計)	点検校正検査	安全保護回路	作動検査	制御設備	外観検査(移動テーブル) 駆動速度検査 挿入速度検査 引抜時間検査 分離時間検査 反応度抑制効果検査	原子炉格納施設	1次容器	負圧確認検査	2次容器	漏えい率検査	非常用アルゴンガス放出 設備	作動検査	<p>別表第1～別表第6 (変更なし)</p> <p>別表第7 (削除)</p> <p>別表第8 (削除)</p>	<p>検査制度の見直しに伴う削除</p> <p>検査制度の見直しに伴う削除</p>
項目	基準値																																					
スクラム信号が入ってから動き始めるまでの時間 (切れ時間)	0.05 秒以下																																					
動き始めてから全行程の 80%引き抜かれる時間 (引抜時間)	0.2 秒以下																																					
施設	設備	検査項目																																				
原子炉本体	1/2 格子管集合体	外観検査																																				
	炉心	過剰反応度検査 密着時未臨界度検査																																				
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	外観検査																																				
	核燃料物質貯蔵設備	未臨界性確認検査																																				
原子炉冷却系統施設	格子管集合体冷却設備	風量及び温度検査																																				
計測制御系統施設	計装 (核計装、炉心温度計)	点検校正検査																																				
	安全保護回路	作動検査																																				
	制御設備	外観検査(移動テーブル) 駆動速度検査 挿入速度検査 引抜時間検査 分離時間検査 反応度抑制効果検査																																				
原子炉格納施設	1次容器	負圧確認検査																																				
	2次容器	漏えい率検査																																				
	非常用アルゴンガス放出 設備	作動検査																																				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前					変更後					備考		
別表第9 特定施設の施設定期自主検査項目(第20条関係)					別表第9 (削除)					検査制度の見直しに伴う削除		
施設	設備	検査項目										
附属施設	非常用電源設備	作動検査										
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄設備	作動検査 捕集効率検査										
	液体廃棄設備	作動検査 漏えい検査 貯蔵能力検査										
別表第10-1 ~ 別表第11 (省略)					別表第10-1 ~ 別表第11 (変更なし)					放射線測定機器の使用 方法の明確化		
別表第12 放射線測定機器及び測定箇所(第42条関係)					別表第12 放射線測定機器及び測定箇所(第42条関係)							
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量		使用方法	測定線種
排気ダスト モニタ	排気口	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃 濃度の連続監視	アルファ線	排気ダスト モニタ	排気口	0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1		排気中の放射性塵埃 濃度の連続監視に用い る。	アルファ線
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹			1	ベータ線			
室内ダスト モニタ		1 ~ 10 ⁴ min ⁻¹	1	管理区域内空気中の 放射性塵埃濃度の監視	アルファ線	室内ダスト モニタ		1 ~ 10 ⁴ min ⁻¹	1		管理区域内空気中の 放射性塵埃濃度の監視 に用いる。	アルファ線
		10 ⁻¹ ~ 10 ³ s ⁻¹	1		10 ⁻¹ ~ 10 ³ s ⁻¹			1	ベータ線			
ガンマ線エ リアモニタ	施設内	10 ¹ ~ 10 ⁷ μSv/h	1	管理区域内の線量当量 率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エ リアモニタ	施設内	10 ¹ ~ 10 ⁷ μSv/h	1		管理区域内の線量当量 率の連続監視に用いる。	ガンマ線
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ μSv/h	2					10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ μSv/h	2			
中性子線 エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	2		中性子線	中性子線 エリアモニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	2			中性子線
臨界警報装 置		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	2	核燃料物質の臨界の 監視	中性子線	臨界警報装 置		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	2	核燃料物質の臨界の 監視に用いる。	中性子線	
別表第13 放射線測定機器及び設置箇所(第42条関係)					別表第13 放射線測定機器及び設置箇所(第42条関係)					放射線測定機器の使用 方法の明確化		
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種			
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度 の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度 の測定に用いる。	ベータ線			
表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度 の測定	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度 の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線			
ガンマ線サーベイメータ				2	線量当量率の測定				ガンマ線		ガンマ線サーベイメータ	2
中性子線サーベイメータ	1	中性子線	中性子線サーベイメータ	1		中性子線						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別表第14 (省略) 別図第1 保全区域 (省略) 別図第2 (その1)FCA1階平面図 (省略) 別図第3 (その2)FCA2階平面図 (省略)	別表第14 (変更なし) 別図第1 保全区域 (変更なし) 別図第2 (その1)FCA1階平面図 (変更なし) 別図第3 (その2)FCA2階平面図 (変更なし)	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第11編 STACYの管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第11編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第11編 STACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第9条の2) 第2章 運転管理 第1節 削除 第2節 削除 第3節 削除 第4節 運転上の条件 (第17条) 第5節 削除 第3章 保守管理 (第23条-第27条) 第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (第28条-第31条) 第5章 放射性廃棄物の保管 (第32条・第33条) 第5章の2 不使用設備の管理 (第33条の2) 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第36条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第39条) 第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 (第40条・第41条) 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第42条) 第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (第43条) 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第44条) 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第45条) 第7章 放射線管理 (第46条-第48条)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第1条の2 (省略)</p> <p><u>(部内安全審査会)</u> 第2条 <u>臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</u> 2 <u>臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</u> (1) <u>第25条に定める修理及び改造計画</u> (2) <u>第4条第1項に定める手引の作成及び変更</u> (3) <u>STACY原子炉施設の品質保証に関する事項</u> (4) <u>STACY原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> 3 <u>工務技術部長は、第4条第2項に定める事項を承認しようとするときは、当該事項について、</u></p>	<p>第11編 STACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第9条の2) 第2章 運転管理 第1節 削除 第2節 削除 第3節 削除 第4節 運転上の条件 (第17条) 第5節 削除 第3章 保守管理 (第22条の2-第27条) 第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (第28条-第31条) 第5章 放射性廃棄物の保管 (第32条・第33条) 第5章の2 不使用設備の管理 (第33条の2) 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第36条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第39条・<u>第39条の2</u>) 第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 (第40条・第41条) 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第42条) 第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (第43条) 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第44条) 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第45条) 第7章 放射線管理 (第46条-第48条)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第1条の2 (変更なし)</p> <p>第2条 <u>削除</u></p>	<p>条の追加に伴う変更</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 STACY の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 8 条 ～ 第 9 条の 2 （省略）</p> <p>第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 （省略）</p> <p>第 3 章 保守管理</p>	<p><u>3 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認を受けたときは、臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p>第 8 条 ～ 第 9 条の 2 （変更なし）</p> <p>第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 （変更なし）</p> <p>第 3 章 保守管理 <u>（施設管理目標の策定）</u></p> <p><u>第 22 条の 2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、STACY（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について第 1 編第 2 条第 2 項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第 1 課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界技術第 1 課長は、前項の通知を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p> <p><u>第 22 条の 3 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前条の施設管理目標を踏まえそれぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界技術第 1 課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 臨界技術第 1 課長は、第 2 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p> <p><u>第 22 条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第11編 STACYの管理）

変更前	変更後	備考
	<p><u>設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p><u>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p><u>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p><u>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p><u>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の2の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 臨界技術第1課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 臨界技術第1課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>（保全活動の実施）</u></p> <p><u>第22条の5 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する</u></p>	<p>る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 STACY の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第23条 臨界技術第1課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 本体施設の保安のために直接関連を有する計器の校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第13に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。</p> <p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第14に掲げるところにより施設定期検査を受ける時期ごとに行わなければならない。</p>	<p>設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第22条の6 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第23条 原子力施設検査室長は、STACYの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p>	<p>る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査実施計画)</p> <p>第24条 臨界技術第1課長及び工務第1課長は、第23条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、STACYの施設定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第25条 臨界技術第1課長は、本体施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するために、修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態にするために、修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、本体施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設の修理及び改造計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の同意を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>4 工務第1課長は、特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請を伴うときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした特定施設の修理及び改造計画を作成し、工務技術部長の同意を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</p> <p>第24条 削除</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第25条 本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、別表第13の2に掲げる計画作成者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる確認者の確認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
<p>5 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、<u>臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第3項又は前項の同意をしようとするときは、<u>所長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>7 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>8 臨界技術第1課長及び工務第1課長は、それぞれ、第6項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</u></p>	<p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合で、<u>前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 別表第13の2に掲げる確認者は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、<u>同表に掲げる計画承認者の承認を受けなければならない。</u></p> <p>4 別表第13の2に掲げられている同意について、<u>原子炉主任技術者の同意は計画承認者が得るものとする。</u></p> <p>5 別表第13の2に掲げる計画作成者は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係るある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 臨界技術第1課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、<u>修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</u></p> <p><u>(使用前事業者検査)</u></p> <p>第25条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、<u>次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>使用前事業者検査計画</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>工事の内容</u></p> <p>ハ <u>検査の項目及び実施体制</u></p> <p>ニ <u>予定期間</u></p> <p>(2) <u>使用前事業者検査要領書</u></p> <p>イ <u>対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p>ロ <u>検査の項目及び検査場所</u></p> <p>ハ <u>検査前条件</u></p> <p>ニ <u>検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p>ホ <u>検査の判定基準</u></p> <p>2 当該使用前事業者検査に係るある課長等は、<u>原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、<u>当該使用前事業者検査に係るある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 当該使用前事業者検査に係るある課長等は、<u>前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に係るある部長に報告しなければならない。</u></p> <p>5 原子力施設検査室長は、<u>検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りま</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 STACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第26条 <u>臨界技術第1課長は、第23条第1項の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第1項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第1課長が第2編第41条の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長は、第23条第2項の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第2項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、臨界技術第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(本体施設停止中の巡視及び点検)</p> <p>第27条 工務第1課長は、本体施設の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視し、<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第1課長は、本体施設の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</p> <p>(2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。</p> <p>(3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理</p> <p>(燃料の受入れ)</p> <p>第28条 臨界技術第1課長は、燃料を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、燃料を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>検査</u>しなければならない。</p>	<p><u>とめ、原子炉主任技術者の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第26条 <u>原子力施設検査室長は、第23条第5項及び第25条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第25条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15の2に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長<u>及び放射線管理部長</u>は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(本体施設停止中の巡視)</p> <p>第27条 工務第1課長は、本体施設の停止中の勤務日において、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>2 工務第1課長は、本体施設の停止中の休日等において、次の各号に掲げる事項について、1日1回以上<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</p> <p>(2) 気体廃棄設備のうち、実験棟内の負圧に異常がないこと。</p> <p>(3) 液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の液位に異常な上昇がないこと。</p> <p>第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理</p> <p>(燃料の受入れ)</p> <p>第28条 臨界技術第1課長は、燃料を受け入れるときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、燃料を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、<u>点検</u>しなければならない。<u>なお、受け入れにおいては、臨界に達しないように燃料を取り扱わなければならない。</u></p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の<u>検査</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) <u>検査</u>の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵)</p> <p>第29条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、別表第16に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第16の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第16の 3 に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中の点検)</p> <p>第30条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中、6 か月間に 1 回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量</p> <p>ニ 棒状燃料の貯蔵状況</p> <p>(2) 溶液燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 溶液燃料の量</p>	<p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 棒状燃料の番号及び数量</p> <p>ロ 棒状燃料の表面汚染</p> <p>ハ 棒状燃料の外観</p> <p>4 臨界技術第 1 課長は、前項の<u>点検</u>の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) <u>点検</u>の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵)</p> <p>第29条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため</u>、別表第16に掲げる貯蔵設備で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。また、別表第16の 2 に掲げる溶液燃料の濃度制限値を超えて貯蔵してはならず、溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度を別表第16の 3 に掲げる濃度制限範囲とすることにより、いかなる場合でも臨界とならないよう貯蔵しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を貯蔵するときは、貯蔵設備に施錠し、別表第16に掲げる貯蔵場所に、貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者以外の者が貯蔵設備に立ち入るときは、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中の点検)</p> <p>第30条 臨界技術第 1 課長は、燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵中、6 か月間に 1 回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。<u>なお、点検においては、臨界に達しないように燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) 棒状燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 棒状燃料収納容器及び棒状燃料の種類及び数量</p> <p>ニ 棒状燃料の貯蔵状況</p> <p>(2) 溶液燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 溶液燃料の量</p>	<p>の変更並びに臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p> <p>臨界に達しないようにする措置の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 S T A C Y の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度</p> <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量</p> <p>ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 貯蔵容器の数量</p> <p>ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量</p> <p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管</p> <p>第32条 (省略)</p> <p>(放射性廃棄物の保管中の点検)</p> <p>第33条 臨界技術第1課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、次の各号に掲げる事項について点検しなければならない。</p> <p>(1) 有機廃液</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 保管設備の異常の有無</p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 廃棄物の保管状況</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理</p> <p>第33条の2 (省略)</p> <p>第6章 異常時の措置</p>	<p>ニ 溶液燃料中の可溶性中性子吸収材の濃度</p> <p>(3) ウラン酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ ウラン酸化物燃料収納容器の数量</p> <p>ニ ウラン酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ 貯蔵容器の数量</p> <p>ニ ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の貯蔵状況</p> <p>(5) コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料</p> <p>イ 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>ロ 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>ハ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の数量</p> <p>ニ コンパクト型ウラン黒鉛混合燃料及びディスク型ウラン黒鉛混合燃料の貯蔵状況</p> <p>第31条 (変更なし)</p> <p>第5章 放射性廃棄物の保管</p> <p>第32条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の保管中の巡視)</p> <p>第33条 臨界技術第1課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、次の各号に掲げる事項について巡視しなければならない。</p> <p>(1) 有機廃液</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 保管設備の異常の有無</p> <p>(2) 固体廃棄物</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 廃棄物の保管状況</p> <p>第5章の2 不使用設備の管理</p> <p>第33条の2 (変更なし)</p> <p>第6章 異常時の措置</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 STACY の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 第34条 ～ 第38条 （省略）</p> <p>第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置 第39条 （省略）</p> <p>第 3 節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 第40条 ～ 第41条 （省略）</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (放射性廃棄物の点検等において異常を認めた場合の措置) 第42条 臨界技術第 1 課長は、第33条の放射性廃棄物の保管中の点検の結果、異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。 (1) 有機廃液の漏えいが確認された場合 イ 漏えいした有機廃液を回収する等の措置を講ずること。 ロ 放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。 (2) 固体廃棄物に異常を認めた場合 イ 固体廃棄物保管容器等に異常が認められた場合は、固体廃棄物の詰め替え等の措置を講ずること。 ロ 放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置) 第43条 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、震度 4 以上の地震が発生</p>	<p>第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 第34条 ～ 第38条 （変更なし）</p> <p>第 2 節 点検等において異常を認めた場合の措置 第39条 （変更なし）</p> <p><u>(火災発生時の措置)</u> 第39条の 2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、施設に火災が発生した場合は、第 1 編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。 2 火災鎮火後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。 3 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の確認の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。 4 臨界技術第 1 課長は、第 2 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第 3 節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 第40条 ～ 第41条 （変更なし）</p> <p>第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (放射性廃棄物の巡視において異常を認めた場合の措置) 第42条 臨界技術第 1 課長は、第33条の放射性廃棄物の保管中の巡視の結果、異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、原子炉主任技術者に通知しなければならない。 (1) 有機廃液の漏えいが確認された場合 イ 漏えいした有機廃液を回収する等の措置を講ずること。 ロ 放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。 (2) 固体廃棄物に異常を認めた場合 イ 固体廃棄物保管容器等に異常が認められた場合は、固体廃棄物の詰め替え等の措置を講ずること。 ロ 放射線管理第 2 課長と協議して放射線管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置) 第43条 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、震度 4 以上の地震が発生</p>	<p>火災に係る措置の 明確化</p> <p>法令及び規則の 改正に伴う記載 の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第11編 STACYの管理）

変更前	変更後	備考																	
<p>したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、STACYの保安に影響がないことを確認しなければならない。竜巻、火山による降灰、森林火災等により、施設の安全に影響を与えるおそれがあるとそれぞれの課長が認めたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第1項のうち火山による降灰により、安全施設の安全機能を損なうおそれがあると認めたときは、火山灰を除去しなければならない。</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 （省略）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 （省略）</p> <p>第7章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 （省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第12 （省略）</p> <p>別表第13 本体施設の施設定期自主検査項目（第23条第1項関係）</p>	<p>したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、STACYの保安に影響がないことを確認しなければならない。竜巻、火山による降灰、森林火災等により、施設の安全に影響を与えるおそれがあるとそれぞれの課長が認めたときも、同様とする。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第1項のうち火山による降灰により、安全施設の安全機能を損なうおそれがあると認めたときは、火山灰を除去しなければならない。</p> <p>第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第44条 （変更なし）</p> <p>第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第45条 （変更なし）</p> <p>第7章 放射線管理 第46条 ～ 第48条 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第12 （変更なし）</p> <p>別表第13 削除</p>	<p>所掌業務の整理による見直し</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 1297 516 1339">施設区分</th> <th data-bbox="516 1297 931 1339">設備</th> <th data-bbox="931 1297 1323 1339">検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 1339 516 1791" rowspan="6">核燃料物質貯蔵施設</td> <td data-bbox="516 1339 931 1476">溶液燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="931 1339 1323 1476">(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 負圧確認検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1476 931 1518">棒状燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="931 1476 1323 1518">(1) 未臨界性確認検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1518 931 1612">粉末燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="931 1518 1323 1612">(1) 未臨界性確認検査 (2) 作動検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1612 931 1707">ウラン酸化物燃料貯蔵設備 (ウラン酸化物燃料収納架台)</td> <td data-bbox="931 1612 1323 1707">(1) 未臨界性確認検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1707 931 1791">使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備</td> <td data-bbox="931 1707 1323 1791">(1) 未臨界性確認検査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1791 516 1879">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td data-bbox="516 1791 931 1879">槽ベント設備B</td> <td data-bbox="931 1791 1323 1879">(1) 外観検査 (2) 負圧確認検査</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備	検査項目	核燃料物質貯蔵施設	溶液燃料貯蔵設備	(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 負圧確認検査	棒状燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査	粉末燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査 (2) 作動検査	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 (ウラン酸化物燃料収納架台)	(1) 未臨界性確認検査	使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査	放射性廃棄物の廃棄施設	槽ベント設備B	(1) 外観検査 (2) 負圧確認検査		<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>
施設区分	設備	検査項目																	
核燃料物質貯蔵施設	溶液燃料貯蔵設備	(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 負圧確認検査																	
	棒状燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査																	
	粉末燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査 (2) 作動検査																	
	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 (ウラン酸化物燃料収納架台)	(1) 未臨界性確認検査																	
	使用済ウラン黒鉛混合燃料貯蔵設備	(1) 未臨界性確認検査																	
	放射性廃棄物の廃棄施設	槽ベント設備B	(1) 外観検査 (2) 負圧確認検査																

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第11編 STACYの管理）

変更前		変更後					備考																					
	槽ベント設備D	(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 捕集効率検査	別表第13の2 修理及び改造（第25条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>計画作成者</th> <th>確認者</th> <th>同意者</th> <th>計画承認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>臨界技術第1課長</td> <td>臨界ホット試験技術部長</td> <td>原子炉主任技術者</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>特定施設</td> <td>工務第1課長</td> <td>工務技術部長</td> <td>臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理第2課長</td> <td>放射線管理部長</td> <td>臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>					施設区分	計画作成者	確認者	同意者	計画承認者	本体施設	臨界技術第1課長	臨界ホット試験技術部長	原子炉主任技術者	所長	特定施設	工務第1課長	工務技術部長	臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者	所長	放射線管理施設	放射線管理第2課長	放射線管理部長	臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者	所長	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
施設区分	計画作成者	確認者						同意者	計画承認者																			
本体施設	臨界技術第1課長	臨界ホット試験技術部長						原子炉主任技術者	所長																			
特定施設	工務第1課長	工務技術部長	臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者	所長																								
放射線管理施設	放射線管理第2課長	放射線管理部長	臨界ホット試験技術部長 原子炉主任技術者	所長																								
	気体廃棄物処理設備	(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 捕集効率検査 (4) 負圧確認検査																										
	廃液系設備	(1) 漏えい検査																										
別表第14 特定施設の施設定期自主検査項目（第23条第2項関係）		別表第14 削除					検査制度の見直しに伴う記載の適正化																					
設備	検査項目																											
非常用電源設備	(1) 作動検査																											
炉室（S）換気空調設備	(1) 外観検査 (2) 作動検査 (3) 捕集効率検査																											
廃液系設備	(1) 漏えい検査 (2) 警報検査																											
圧縮空気設備	(1) 作動検査 (2) 漏えい検査																											
別表第15 （省略）		別表第15 （変更なし）					検査制度の見直しに伴う記載の適正化																					
		別表第15の2 保守結果の報告（第26条関係）																										
		報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先																							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前						変更後						備考						
別表第16 ~ 別表第18 (省略)						別表第16 ~ 別表第18 (変更なし)						放射線測定機器の 使用方法の明確化						
													臨界技術第1課長		定期事業者検査	第23条に定める検査が終了したとき		臨界ホット試験技術部長
															修理及び改造	第25条第1項の定めにより臨界技術第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき		
工務第1課長		定期事業者検査	第23条に定める検査が終了したとき		工務技術部長 臨界技術第1課長													
		修理及び改造	第25条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき															
放射線管理第2課長		定期事業者検査	第23条に定める検査が終了したとき		放射線管理部長 臨界技術第1課長													
		修理及び改造	第25条第1項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき															
別表第19 放射線測定機器及び測定箇所 (第47条関係)						別表第19 放射線測定機器及び測定箇所 (第47条関係)												
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種							
排気ガスモニタ	排気口	0~10 ³ pA	1	事故時の排気中の放射性希ガス濃度の監視	ベータ線	排気ガスモニタ	排気口	0~10 ³ pA	1	事故時の排気中の放射性希ガス濃度の監視に用いる。	ベータ線							
排気ダストモニタ		0~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	アルファ線	排気ダストモニタ		0~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線							
		10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線			10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1		ベータ線							
室内ダストモニタ	施設内	0~10 ⁵ s ⁻¹	3	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	アルファ線	室内ダストモニタ	施設内	0~10 ⁵ s ⁻¹	3	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線							
			10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹		2	ベータ線					10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	2	ベータ線					
室内ガスモニタ	施設内	0~10 ² pA	1	事故時の管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視	ベータ線	室内ガスモニタ	施設内	0~10 ² pA	1	事故時の管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視に用いる。	ベータ線							
ガンマ線エリアモニタ			10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	20	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線				10 ⁻¹ ~10 ⁴ μSv/h	20	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。						
		1~10 ³ mSv/h	1							1~10 ³ mSv/h	1							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前						変 更 後						備 考
中性子線エ リアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	8		中性子線	中性子線エ リアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	8		中性子線	放射線測定機器の 使用方法の明確化
別表第20 放射線測定機器及び設置箇所 (第47条関係)						別表第20 放射線測定機器及び設置箇所 (第47条関係)						
機 器 種 別	設置箇所	数量	測 定 目 的	測定線種		機 器 種 別	設置箇所	数量	使 用 方 法	測定線種		
ハンドフットクロ スモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面 密度の測定	アルファ線及 びベータ線		ハンドフットクロ スモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面 密度の測定に用いる。	アルファ線及 びベータ線		
		1		ベータ線				1		ベータ線		
表面汚染検査用サ ーベイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密 度の測定	アルファ線		表面汚染検査用サ ーベイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密 度の測定に用いる。	アルファ線		
		2		ベータ線				2		ベータ線		
ガンマ線サーベイ メータ	施 設 内	2	線量当量率の測定	ガンマ線		ガンマ線サーベイ メータ	施 設 内	2	線量当量率の測定に 用いる。	ガンマ線		
中性子線サーベイ メータ		1		中性子線		中性子線サーベイ メータ		1		中性子線		
別表第21 (省略)						別表第21 (変更なし)						
別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (省略)						別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (変更なし)						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

(第12編 TRACYの管理)

新旧対照表

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第12編 TRACYの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第12編 TRACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第4条の2)</p> <p>第2章 保守管理 (第5条-第9条) 第3章 放射性廃棄物の保管 (第10条・第11条) 第4章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第12条) 第2節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第13条) 第3節 地震後の措置 (第14条) 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第15条) 第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第16条) 第5章 放射線管理 (第17条-第19条) 第6章 保安教育 (第20条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (省略)</p> <p><u>(部内安全審査会)</u> 第1条の2 <u>臨界ホット試験技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</u> 2 <u>臨界ホット試験技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</u> (1) <u>第7条に定める修理及び改造計画</u> (2) <u>第2条第1項に定める手引の作成及び変更</u> (3) <u>TRACY原子炉施設の品質保証に関する事項</u> (4) <u>廃止措置に関する事項</u> 3 <u>工務技術部長は、第2条第2項に定める事項を承認しようとするときは、当該事項について、部内安全審査会の審議を得なければならない。</u> 4 <u>臨界ホット試験技術部長は、部内品質保証委員会、また、工務技術部長は、部内安全審査会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>(手引の作成) 第2条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTRA</p>	<p>第12編 TRACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第4条の2) <u>第1章の2 廃止措置管理 (第4条の3-第4条の12)</u></p> <p>第2章 保守管理 (第4条の13-第9条) 第3章 放射性廃棄物の保管 (第10条・第11条) 第4章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第12条・<u>第12条の2</u>) 第2節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第13条) 第3節 地震後の措置 (第14条) 第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第15条) 第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第16条) 第5章 放射線管理 (第17条-第19条) 第6章 保安教育 (第20条)</p> <p>第1章 通則 第1条 (変更なし)</p> <p>第1条の2 <u>削除</u></p> <p>(手引の作成) 第2条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTRA</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更 条の追加に伴う変更</p> <p>条の追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>CY本体施設管理手引を作成し臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転操作に関する事項 (2) 巡視及び点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、TRACY廃止措置施設保安主務者（以下、この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p>CY本体施設管理手引を作成し臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転操作に関する事項 (2) 巡視及び点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、TRACY廃止措置施設保安主務者（以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p>	<p></p>
<p>第3条 ～ 第4条の2 （省略）</p>	<p><u>（年間管理計画）</u> 第2条の2 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたTRACYの年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</u> <u>(2) 定期事業者検査の予定期間</u> <u>(3) 第7条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</u></p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けたときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第3条 ～ 第4条の2 （変更なし）</p> <p><u>第1章の2 廃止措置管理</u> <u>（TRACYの恒久停止措置）</u> 第4条の3 臨界技術第1課長は、TRACYの恒久停止措置として、次の各号に掲げる配管</p>	<p>記載の適正化</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更（第5条の</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACY の管理)

変更前	変更後	備考
	<p><u>を切断するまで当該系統を遮断しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>調整設備 溶液払出槽から供給設備(Ⅱ) ダンプ槽ⅢAまで</u></p> <p>(2) <u>調整設備 溶液払出槽から供給設備(Ⅱ) ダンプ槽ⅢBまで</u></p> <p>(3) <u>燃取補助設備 回収水貯槽から供給設備(Ⅱ) 補給液調整槽まで</u></p> <p>(4) <u>燃取補助設備 回収酸貯槽から供給設備(Ⅱ) 補給液調整槽まで</u></p> <p>(5) <u>供給設備(Ⅱ)から調整設備 戻液受槽まで</u></p> <p>(6) <u>槽ベント設備Cから気体廃棄物処理設備まで</u></p> <p>(7) <u>真空設備から供給設備(Ⅱ)まで</u></p> <p>(8) <u>圧縮空気設備(LA)</u></p> <p>(9) <u>圧縮空気設備(ELA)</u></p> <p>(10) <u>圧縮空気設備(EIA)</u></p> <p><u>(実施計画)</u></p> <p>第4条の4 <u>臨界技術第1課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事及び核燃料物質等による汚染の除去工事(研究開発を含む。)に係る実施計画を作成し、廃止措置施設保安主務者の確認を受け、臨界ホット試験技術部長の承認を得て、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(対象施設・設備等の供用終了確認)</u></p> <p>第4条の5 <u>臨界技術第1課長は、解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事(以下この編において「汚染の除去工事」という。)を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第4条の12第2項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>(汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究)</u></p> <p>第4条の6 <u>臨界技術第1課長は、次条に基づく工事計画の策定に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の工事計画に基づく工事並びに第4条の12及び第4条の14に基づき管理する施設に影響を与えないことを確認しなければならない。</u></p> <p><u>(工事計画)</u></p>	<p>2から移動)</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第12編 TRACYの管理)

変更前	変更後	備考
	<p><u>替措置を講じるときは、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(工事完了の報告)</u> 第4条の9 臨界技術第1課長は、第4条の7で定めた工事計画に基づく工事が完了した場合には、解体撤去工事及び汚染の除去工事に係る工事方法、時期及び対象となる施設・設備の名称について、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(廃止措置のために導入する装置)</u> 第4条の10 臨界技術第1課長は、第4条の7第6項の廃止措置のために導入する装置については、第7条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の装置導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保対策を講じなければならない。</p> <p><u>(管理区域内の解体撤去物等の区分)</u> 第4条の11 臨界技術第1課長は、第4条の7で定めた工事計画に基づく工事において、管理区域内で発生した解体撤去物等については第2編別表第22に基づき区分するとともに、廃棄物処理場に引き渡す前のものについては第2編第7章に基づき管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項の解体撤去物等を廃棄物処理場に引き渡すための準備(第3編第2章第8節に定める「放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価」のための準備を含む。)として、「放射性廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」、「『放射性廃棄物でない廃棄物』と推定されるもの」として区分するとともに、それぞれが混在しないための措置を講じて分別管理しなければならない。</p> <p><u>(設備の保安管理)</u> 第4条の12 第4条の10に定める装置については、第4条の14に準じて施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を作成し、第4条の15に準じて保全活動を実施しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じるとともに、系統内に残存する放射性気体及び放射性液体を除去する措置を講じなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第2章 保守管理</p>	<p><u>備について、前項に基づく措置を完了した場合は、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に報告するとともに、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>第2章 保守管理 <u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第4条の13 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、TRACY（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第1課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(施設管理実施計画等の策定)</u></p> <p>第4条の14 <u>臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>ハ <u>原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>ニ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</u></p> <p>ホ <u>原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</u></p> <p>ヘ <u>原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</u></p> <p>ト <u>への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</u></p> <p>チ <u>原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p>イ <u>原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>ロ <u>原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設定期自主検査)</p> <p>第5条 臨界技術第1課長は、次の各号に掲げるところにより本体施設に係る施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 本体施設の保安のために直接関連を有する計器の校正を年1回行うこと。</p> <p>(2) 保安上特に管理を必要とする本体施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第1に掲げるところにより年1回行うこと。</p>	<p>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第2条の2の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第1課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第4条の15 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第4条の16 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第5条 原子力施設検査室長は、TRACYの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p>	<p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>施設管理に係る活動の追加に係る変更</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>2 工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする特定施設の設備について、性能が維持されているかどうかの検査を別表第2に掲げるところにより年1回行うこと。</p> <p><u>(TRACYの恒久停止措置)</u></p> <p>第5条の2 臨界技術第1課長は、TRACYの恒久停止措置として、次の各号に掲げる配管を切断するまで当該系統を遮断しなければならない。</p> <p>(1) 調整設備 溶液払出槽から供給設備(Ⅱ) ダンプ槽ⅢAまで</p> <p>(2) 調整設備 溶液払出槽から供給設備(Ⅱ) ダンプ槽ⅢBまで</p> <p>(3) 燃取補助設備 回収水貯槽から供給設備(Ⅱ) 補給液調整槽まで</p> <p>(4) 燃取補助設備 回収酸貯槽から供給設備(Ⅱ) 補給液調整槽まで</p> <p>(5) 供給設備(Ⅱ)から調整設備 戻液受槽まで</p> <p>(6) 槽ベント設備Cから気体廃棄物処理設備まで</p> <p>(7) 真空設備から供給設備(Ⅱ)まで</p> <p>(8) 圧縮空気設備(LA)</p> <p>(9) 圧縮空気設備(ELA)</p> <p>(10) 圧縮空気設備(EIA)</p> <p><u>(施設定期自主検査実施計画)</u></p> <p>第6条 臨界技術第1課長及び工務第1課長は、第5条の施設定期自主検査を行おうとするときは、それぞれ、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p>	<p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第6条 削除</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更（第4条の3に移動）</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(3) 予定期間</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項の施設定期自主検査実施計画をとりまとめ、TRACYの施設定期自主検査実施計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第7条 臨界技術第1課長は、本体施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するために、修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設について修理及び改造が必要と認めるときは、正常な状態に復帰するために、修理又は改造を行わなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、本体施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設の修理及び改造計画を作成し、臨界ホット試験技術部長の同意を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>4 工務第1課長は、特定施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条に定める認可申請を伴うときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした特定施設の修理及び改造計画を作成し、工務技術部長の同意を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>5 工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第3項又は前項の同意をしようとするときは、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>7 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>8 臨界技術第1課長及び工務第1課長は、それぞれ、第6項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第7条 本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴う場合は、別表第2の2に掲げる計画作成者は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、同表に掲げる確認者の確認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合で、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 別表第2の2に掲げる確認者は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、同表に掲げる計画承認者の承認を受けなければならない。</p> <p>4 別表第2の2に掲げられている同意について、廃止措置施設保安主務者の同意は計画承認者が得るものとする。</p> <p>5 別表第2の2に掲げる計画作成者は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第1課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACYの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第 8 条 臨界技術第 1 課長は、第 5 条第 1 項の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第 3 項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を臨界ホット試験技術部長に報告しなければならない。臨界技術第 1 課長が第 2 編第 41 条の定めにより放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも、同様とする。</p>	<p>第 2 課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、法 28 条第 1 項の使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第 7 条の 2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第 1 号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係のある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第 1 項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係のある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係のある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 8 条 原子力施設検査室長は、第 5 条第 5 項及び第 7 条の 2 第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p>	<p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p> <p>検査制度の見直しに伴う記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>2 工務第1課長は、第5条第2項の施設定期自主検査を終了したとき及び前条第4項の修理及び改造計画に基づく作業を終了したときは、その結果を工務技術部長に報告するとともに、<u>臨</u>界技術第1課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の報告を受けたときは、<u>臨</u>界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>廃</u>止措置施設保安主務者に通知するとともに、<u>所</u>長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第9条 工務第1課長は、次の各号に掲げる設備について、毎週1回以上巡視し、<u>点</u>検しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>第3章 放射性廃棄物の保管</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>(放射性廃棄物の保管中の点検)</p> <p>第11条 臨界技術第1課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、次の各号に掲げる事項について<u>点</u>検しなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 廃棄物の保管状況</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第12条 臨界技術第1課長は、第14条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第9条の巡視及び<u>点</u>検並びに第14条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、<u>臨</u>界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常がTRACY</p>	<p>2 <u>臨</u>界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、<u>第7</u>条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第3の2に掲げるところにより報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>廃</u>止措置施設保安主務者に通知するとともに、<u>所</u>長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第9条 工務第1課長は、次の各号に掲げる設備について、毎週1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備</p> <p>(2) 気体廃棄設備</p> <p>(3) 液体廃棄設備</p> <p>第3章 放射性廃棄物の保管</p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物の保管中の巡視)</p> <p>第11条 臨界技術第1課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、次の各号に掲げる事項について<u>巡</u>視しなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物</p> <p>イ 保管場所の異常の有無</p> <p>ロ 廃棄物の保管状況</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第12条 臨界技術第1課長は、第14条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第9条の巡視及び第14条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、<u>臨</u>界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常がTRACY</p>	<p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p> <p>法令及び規則の改正に伴う記載の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前	変更後	備考
<p>の保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (放射性廃棄物の点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第13条 臨界技術第1課長は、第11条の放射性廃棄物の保管中の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第14条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、TRACYの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p>	<p>の保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。 <u>(火災発生時の措置)</u></p> <p><u>第12条の2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 火災鎮火後、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界技術第1課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第2節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (放射性廃棄物の巡視において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第13条 臨界技術第1課長は、第11条の放射性廃棄物の保管中の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p> <p>第14条 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第1課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、TRACYの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第15条 (変更なし)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p>	<p>火災に係る措置の 明確化</p> <p>法令及び規則の 改正に伴う記載 の変更</p> <p>所掌業務の整理に よる見直し</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第12編 TRACYの管理)

変更前		変更後					備考																								
第16条 (省略) 第5章 放射線管理 第17条 ~ 第19条 (省略) 第6章 保安教育 第20条 (省略) 別表第1 <u>本体施設の施設定期自主検査項目 (第5条第1項関係)</u>		第16条 (変更なし) 第5章 放射線管理 第17条 ~ 第19条 (変更なし) 第6章 保安教育 第20条 (変更なし) 別表第1 <u>削除</u>					検査制度の見直しに伴う記載の適正化																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td>槽ベント設備D</td> <td>(1)外観検査 (2)作動検査 (3)捕集効率検査</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>(1)外観検査</td> </tr> <tr> <td>廃液系設備</td> <td>(1)漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>炉室 (T)</td> <td>(1)外観検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉下室 (T)</td> <td>(1)外観検査</td> </tr> <tr> <td>原子炉施設</td> <td>原子炉建家</td> <td>(1)外観検査</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備	検査項目	放射性廃棄物の 廃棄施設	槽ベント設備D		(1)外観検査 (2)作動検査 (3)捕集効率検査	排気筒	(1)外観検査	廃液系設備	(1)漏えい検査	原子炉格納施設	炉室 (T)	(1)外観検査		炉下室 (T)	(1)外観検査	原子炉施設	原子炉建家	(1)外観検査	別表第2 <u>削除</u>					検査制度の見直しに伴う記載の適正化				
施設区分	設備	検査項目																													
放射性廃棄物の 廃棄施設	槽ベント設備D	(1)外観検査 (2)作動検査 (3)捕集効率検査																													
	排気筒	(1)外観検査																													
	廃液系設備	(1)漏えい検査																													
	原子炉格納施設	炉室 (T)	(1)外観検査																												
	炉下室 (T)	(1)外観検査																													
原子炉施設	原子炉建家	(1)外観検査																													
別表第2 <u>特定施設の施設定期自主検査項目 (第5条第2項関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>(1)作動検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炉室 (T) 換気空調設備</td> <td>(1)外観検査</td> </tr> <tr> <td>(2)作動検査</td> </tr> <tr> <td>(3)捕集効率検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃液系設備</td> <td>(1)漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>(2)警報検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮空気設備</td> <td>(1)作動検査</td> </tr> <tr> <td>(2)漏えい検査</td> </tr> </tbody> </table>		設備	検査項目	非常用電源設備	(1)作動検査	炉室 (T) 換気空調設備	(1)外観検査	(2)作動検査	(3)捕集効率検査	廃液系設備	(1)漏えい検査	(2)警報検査	圧縮空気設備	(1)作動検査	(2)漏えい検査	別表第2の2 <u>修理及び改造 (第7条関係)</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>計画作成者</th> <th>確認者</th> <th>同意者</th> <th>計画承認者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設</td> <td>臨界技術第1課長</td> <td>臨界ホット試験 技術部長</td> <td>廃止措置施設保安 主務者</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>					施設区分	計画作成者	確認者	同意者	計画承認者	本体施設	臨界技術第1課長	臨界ホット試験 技術部長	廃止措置施設保安 主務者	所長	検査制度の見直しに伴う記載の適正化
設備	検査項目																														
非常用電源設備	(1)作動検査																														
炉室 (T) 換気空調設備	(1)外観検査																														
	(2)作動検査																														
	(3)捕集効率検査																														
廃液系設備	(1)漏えい検査																														
	(2)警報検査																														
圧縮空気設備	(1)作動検査																														
	(2)漏えい検査																														
施設区分	計画作成者	確認者	同意者	計画承認者																											
本体施設	臨界技術第1課長	臨界ホット試験 技術部長	廃止措置施設保安 主務者	所長																											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第12編 TRACYの管理）

変更前						変更後						備考
別表第3 (省略)						特定施設	工務第1課長	工務技術部長	臨界ホット試験技術部長 廃止措置施設保安主務者	所長		
						放射線管理施設	放射線管理第2課長	放射線管理部長	臨界ホット試験技術部長 廃止措置施設保安主務者	所長		
別表第3 (省略)						別表第3 (変更なし)						検査制度の見直しに伴う記載の適正化
別表第3の2 保守結果の報告 (第8条関係)						別表第3の2 保守結果の報告 (第8条関係)						
報告者		報告事項		報告時期		報告先又は通知先						
臨界技術第1課長		定期事業者検査		第5条に定める検査が終了したとき		臨界ホット試験技術部長						
		修理及び改造		第7条第1項の定めにより臨界技術第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき								
工務第1課長		定期事業者検査		第5条に定める検査が終了したとき		工務技術部長 臨界技術第1課長						
		修理及び改造		第7条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき								
放射線管理第2課長		定期事業者検査		第5条に定める検査が終了したとき		放射線管理部長 臨界技術第1課長						
		修理及び改造		第7条第1項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき								
別表第4 放射線測定機器及び測定箇所 (第18条関係)						別表第4 放射線測定機器及び測定箇所 (第18条関係)						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種	
排気ダストモニタ	排気口	10 ⁻¹ ~10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第12編 TRACYの管理)

変更前						変更後						備考	
室内ダスト モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内空気中の放射 性塵埃濃度の監視	ベータ線	排気ダスト モニタ	排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃 度の連続監視に用い る。	ベータ線	放射線測定機器の 使用方法の明確化	
ガンマ線エ リアモニタ		$10^{-1} \sim 10^4 \mu\text{Sv/h}$	6	管理区域内の線量当量 率の連続監視	ガンマ線	室内ダスト モニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内空気中の放 射性塵埃濃度の監視 に用いる。	ベータ線		
別表第5 放射線測定機器及び設置箇所 (第18条関係)						別表第5 放射線測定機器及び設置箇所 (第18条関係)							
機器種別	設置箇所	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種				
ハンドフットクロ スモニタ	管理区域出入口	3	手、足、衣服等の表面 密度の測定	ベータ線	ハンドフットクロ スモニタ	管理区域出入口	3	手、足、衣服等の表面 密度の測定に用いる。	ベータ線				
表面汚染検査用サ ーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密 度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サ ーベイメータ	施設内	2	床及び機器等の表面密 度の測定に用いる。	ベータ線				
ガンマ線サーベイ メータ		2	線量当量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイ メータ		2	線量当量率の測定に用 いる。	ガンマ線				
別表第6 ~ 別表第7 (省略)						別表第6 ~ 別表第7 (変更なし)							
別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (省略)						別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (変更なし)							